官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産五六）　一
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の一部を改正する件（同五七）　五
○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示について、告示した事項に変更があった件（国土交通二一一）　八
○航空情報を提供する場所等を定める告示について、告示した事項に変更があった件（同二一二）　九
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同二一三）　一二
○航路標識に関する件（海上保安庁四）　一七
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一七
〔公告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　一七
裁判所
破産、再生関係　一七
特殊法人等
税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒処分、地方職員共済組合役員の異動関係　一七
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

その他告示

○農林水産省告示第五十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年一月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31499号 令和８年１月22日	Anthurium Schott	LUCKY STAR	25	Guangzhou Flower Research Center No.14, Zhujiang Bridge Section, Fangcun Avenue, Liwan District, Guangzhou City, China	令和３年６月15日
第31500号 令和８年１月22日	〃	ANTHFANXOL	〃	South China Agricultural University Wushan, Tianhe District, Guangzhou City, Guangdong Province, China	〃
第31501号 令和８年１月22日	〃	ANTHFESCID	〃	Anthura B.V. Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands	令和３年11月22日
第31502号 令和８年１月22日	〃	ANTHFETBA	〃	〃	〃
第31503号 令和８年１月22日	〃	ANTHGERXAM	〃	〃	〃
第31504号 令和８年１月22日	〃	ANTHGLYNT	〃	〃	〃

第31505号 令和８年１月22日	〃	ANTHGYQZIL	〃	〃	〃
第31506号 令和８年１月22日	〃	ANTHIJTDEN	〃	〃	〃
第31507号 令和８年１月22日	Ardisia crenata Sims	令和の栄（れいわ　さかえ）	30	株式会社花香園園芸場 新潟県新潟市秋葉区蕨曽根142番地	令和２年８月13日
第31508号 令和８年１月22日	Arthropodium candidum Raoul	UNG LI01	25	Helmut Eberhard Unger Robert Koch Str. 7, 67551 Worms, Germany	平成28年２月26日
第31509号 令和８年１月22日	Hordeum vulgare L.	さわゆたか	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和４年３月１日
第31510号 令和８年１月22日	Hydrangea L.	久保田3（く　ぼ　た）	30	久保田正夫 群馬県伊勢崎市国定町１―141―42	平成30年７月23日
第31511号 令和８年１月22日	〃	春花秋月（しゅんかしゅうげつ）	〃	田中伸介 三重県四日市市水沢野田町849―２	令和２年11月10日
第31512号 令和８年１月22日	〃	疾風迅雷（しっぷうじんらい）	〃	〃	令和３年３月４日
第31513号 令和８年１月22日	〃	花組（はなぐみ）	〃	〃	令和２年11月10日
第31514号 令和８年１月22日	〃	鳳龍（おうりゅう）	〃	〃	〃
第31515号 令和８年１月22日	〃	麟鳳亀竜（りんぽうきりゅう）	〃	〃	令和２年12月21日
第31516号 令和８年１月22日	〃	龍翔鳳舞（りゅうしょうほうぶ）	〃	〃	〃
第31517号 令和８年１月22日	〃	龍鳳（りゅうほう）	〃	〃	令和３年１月21日
第31518号 令和８年１月22日	〃	スイーティー	〃	鹿毛信二 福岡県久留米市大橋町常持894番地	令和２年12月21日
第31519号 令和８年１月22日	〃	プロポーズフォーユー	〃	有限会社谷田部園芸 栃木県鹿沼市塩山町20番地	令和３年３月４日
第31520号 令和８年１月22日	〃	Hokomarore	〃	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands Horteve Breeding B.V. Zuid-Afrikaweg 1A, 1432DA Aalsmeer, The Netherlands	〃
第31521号 令和８年１月22日	〃	II1426-04	〃	吉岡麗子 埼玉県深谷市武蔵野3153	令和３年３月26日
第31522号 令和８年１月22日	〃	加茂セレ　13-133 D（か　も）	〃	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	令和３年５月６日
第31523号 令和８年１月22日	〃	タイニーシスター	〃	鈴木吉洋 愛知県田原市赤羽根町堂瀬古60番地	令和３年６月29日
第31524号 令和８年１月22日	〃	HORE0007	〃	Kwekerij Lendert de Vos B.V. Gouwedreef 1, 2811PX Reeuwijk, The Netherlands	令和３年６月16日
第31525号 令和８年１月22日	〃	HORE0031	〃	〃	〃
第31526号 令和８年１月22日	〃	HORE0034	〃	〃	〃

第31527号 令和８年１月22日	〃	Hortdostar	〃	Horteve Breeding B.V. Zuid-Afrikaweg 1A, 1432DA Aalsmeer, The Netherlands Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands	令和３年９月16日
第31528号 令和８年１月22日	〃	いろは	〃	木下直則 長野県飯田市下殿岡378番地１	〃
第31529号 令和８年１月22日	〃	星(ほし)てまり	〃	〃	〃
第31530号 令和８年１月22日	〃	心神(しんしん)	〃	田中伸介 三重県四日市市水沢野田町849―２	〃
第31531号 令和８年１月22日	〃	花天月地(かてんげつち)	〃	〃	〃
第31532号 令和８年１月22日	〃	恋恋(こいこい)	〃	〃	〃
第31533号 令和８年１月22日	〃	ハワイアンスイートレディ	〃	葉山一幸 愛知県田原市小塩津町宮東13番地	令和３年11月24日
第31534号 令和８年１月22日	〃	ハワイアンメモリー	〃	〃	令和３年９月16日
第31535号 令和８年１月22日	〃	SchrollA19	〃	Schroll Management ApS Benzons Alle 2, Dalum, 5250 Odense SV, Denmark	令和３年11月22日
第31536号 令和８年１月22日	〃	SchrollA13	〃	〃	〃
第31537号 令和８年１月22日	〃	SchrollA22	〃	〃	〃
第31538号 令和８年１月22日	〃	島(しま)アジ研(けん)-A01	〃	合同会社Shimane Flower Lab 島根県出雲市矢野町225番地	〃
第31539号 令和８年１月22日	〃	Hokomaseasid	〃	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands Horteve Breeding B.V. Zuid-Afrikaweg 1A, 1432DA Aalsmeer, The Netherlands	令和３年11月29日
第31540号 令和８年１月22日	〃	Hokomawhiwa	〃	〃	〃
第31541号 令和８年１月22日	〃	雨(あめ)のち晴(は)れ	〃	有限会社谷田部園芸 栃木県鹿沼市塩山町20番地	令和３年12月28日
第31542号 令和８年１月22日	〃	一寸法師(いっすんぼうし)	〃	〃	〃

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31508号 令和８年１月22日	Arthropodium candidum Raoul	UNG LI01	Helmut Eberhard Unger Robert Koch Str. 7, 67551 Worms, Germany	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外

					対をるびに終外を収輸行対消のも穫出為する。国種出為及国し最以的をってを物するを制限のし輸行当該目的もっての
第31509号 令和８年１月22日	Hordeum vulgare L.	さわゆたか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第31510号 令和８年１月22日	Hydrangea L.	久保田3	久保田正夫 群馬県伊勢崎市国定町１－141－42	〃	〃
第31511号 令和８年１月22日	〃	春花秋月	田中伸介 三重県四日市市水沢野田町849－２	〃	〃
第31512号 令和８年１月22日	〃	疾風迅雷	〃	〃	〃
第31513号 令和８年１月22日	〃	花組	〃	〃	〃
第31514号 令和８年１月22日	〃	凰龍	〃	〃	〃
第31515号 令和８年１月22日	〃	麟鳳亀竜	〃	〃	〃
第31516号 令和８年１月22日	〃	龍翔鳳舞	〃	〃	〃
第31517号 令和８年１月22日	〃	龍鳳	〃	〃	〃
第31522号 令和８年１月22日	〃	加茂セレ　13-133 D	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	〃	〃
第31524号 令和８年１月22日	〃	HORE0007	Kwekerij Lender-rt de Vos B.V. Gouwedreef 1, 2811PX Reeuwijk, The Netherlands	〃	〃
第31525号 令和８年１月22日	〃	HORE0031	〃	〃	〃
第31526号 令和８年１月22日	〃	HORE0034	〃	〃	〃
第31530号 令和８年１月22日	〃	心神	田中伸介 三重県四日市市水沢野田町849－２	〃	〃
第31531号 令和８年１月22日	〃	花天月地	〃	〃	〃
第31532号 令和８年１月22日	〃	恋恋	〃	〃	〃
第31538号 令和８年１月22日	〃	島アジ研-A01	合同会社Shimane Flower Lab 島根県出雲市矢野町225番地	〃	〃

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31538号 令和８年１月22日	Hydrangea L.	島アジ研-A01	合同会社Shimane Flower Lab 島根県出雲市矢野町225番地	島根県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○農林水産省告示第五十七号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第三項及び第五項の規定に基づき、平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

一　（略）

二　数量単価

生産条件不利補正対象農産物の種類	品質区分	数量単価（括弧内の単価は、免税事業者に対するもの）
麦		
非パン・中華麺用品種の小麦	一等又は一等相当 A区分	六〇キログラム当たり五、一二〇円（五、六五〇円）
	B区分	六〇キログラム当たり四、六二〇円（五、一五〇円）
	C区分	六〇キログラム当たり四、四七〇円（五、〇〇〇円）
	D区分	六〇キログラム当たり四、四一〇円（四、九四〇円）
	二等又は二等相当 A区分	六〇キログラム当たり三、九六〇円（四、四九〇円）
	B区分	六〇キログラム当たり三、四六〇円（三、九九〇円）
	C区分	六〇キログラム当たり三、三一〇円（三、八四〇円）
	D区分	六〇キログラム当たり三、二五〇円（三、七八〇円）
パン・中華麺用品種の小麦	一等又は一等相当 A区分	六〇キログラム当たり七、四二〇円（七、九五〇円）
	B区分	六〇キログラム当たり六、九二〇円（七、四五〇円）
	C区分	六〇キログラム当たり六、七七〇円（七、三〇〇円）
	D区分	六〇キログラム当たり六、七一〇円（七、二四〇円）

改正前

一　（略）

二　数量単価

生産条件不利補正対象農産物の種類	品質区分	数量単価（括弧内の単価は、免税事業者に対するもの）
麦		
非パン・中華麺用品種の小麦	一等又は一等相当 A区分	六〇キログラム当たり五、五六〇円（五、九七〇円）
	B区分	六〇キログラム当たり五、〇六〇円（五、四七〇円）
	C区分	六〇キログラム当たり四、九一〇円（五、三二〇円）
	D区分	六〇キログラム当たり四、八五〇円（五、二六〇円）
	二等又は二等相当 A区分	六〇キログラム当たり四、四〇〇円（四、八一〇円）
	B区分	六〇キログラム当たり三、九〇〇円（四、三一〇円）
	C区分	六〇キログラム当たり三、七五〇円（四、一六〇円）
	D区分	六〇キログラム当たり三、六九〇円（四、一〇〇円）
パン・中華麺用品種の小麦	一等又は一等相当 A区分	六〇キログラム当たり七、八六〇円（八、二七〇円）
	B区分	六〇キログラム当たり七、三六〇円（七、七七〇円）
	C区分	六〇キログラム当たり七、二一〇円（七、六二〇円）
	D区分	六〇キログラム当たり七、一五〇円（七、五六〇円）

	二等又は二等相当				一等又は一等相当				二等又は二等相当				一等又は一等相当			
	A区分	B区分	C区分	D区分	A区分	B区分	C区分	D区分	A区分	B区分	C区分	D区分	A区分	B区分	C区分	D区分
	六〇キログラム当たり六、二六〇円（六、七九〇円）	六〇キログラム当たり五、七六〇円（六、二九〇円）	六〇キログラム当たり五、六一〇円（六、一四〇円）	六〇キログラム当たり五、五五〇円（六、〇八〇円）	五〇キログラム当たり五、〇五〇円（五、三三〇円）	五〇キログラム当たり四、六三〇円（四、九一〇円）	五〇キログラム当たり四、五一〇円（四、七九〇円）	五〇キログラム当たり四、四六〇円（四、七四〇円）	五〇キログラム当たり四、一九〇円（四、四七〇円）	五〇キログラム当たり三、七七〇円（四、〇五〇円）	五〇キログラム当たり三、六四〇円（三、九二〇円）	五〇キログラム当たり三、五九〇円（三、八七〇円）	五〇キログラム当たり六、〇六〇円（六、四四〇円）	五〇キログラム当たり五、六四〇円（六、〇二〇円）	五〇キログラム当たり五、五一〇円（五、八九〇円）	五〇キログラム当たり五、四六〇円（五、八四〇円）

	二等又は二等相当				一等又は一等相当				二等又は二等相当				一等又は一等相当			
	A区分	B区分	C区分	D区分	A区分	B区分	C区分	D区分	A区分	B区分	C区分	D区分	A区分	B区分	C区分	D区分
	六〇キログラム当たり六、七〇〇円（七、一一〇円）	六〇キログラム当たり六、一〇〇円（六、六一〇円）	六〇キログラム当たり六、〇五〇円（六、四六〇円）	六〇キログラム当たり五、九九〇円（六、四〇〇円）	五〇キログラム当たり五、八七〇円（六、二二〇円）	五〇キログラム当たり五、四五〇円（五、八〇〇円）	五〇キログラム当たり五、三三〇円（五、六八〇円）	五〇キログラム当たり五、二八〇円（五、六三〇円）	五〇キログラム当たり五、〇一〇円（五、三六〇円）	五〇キログラム当たり四、五九〇円（四、九四〇円）	五〇キログラム当たり四、四六〇円（四、八一〇円）	五〇キログラム当たり四、四一〇円（四、七六〇円）	五〇キログラム当たり五、二一〇円（五、五一〇円）	五〇キログラム当たり四、七九〇円（五、〇九〇円）	五〇キログラム当たり四、六六〇円（四、九六〇円）	五〇キログラム当たり四、六一〇円（四、九一〇円）

二等又は二等相当	A区分	五〇キログラム当たり五、〇三〇円（五、四一〇円）																	
	B区分	五〇キログラム当たり四、六一〇円（四、九九〇円）																	
	C区分	五〇キログラム当たり四、四九〇円（四、八七〇円）																	
	D区分	五〇キログラム当たり四、四四〇円（四、八二〇円）																	
一等又は一等相当	A区分	六〇キログラム当たり九、三〇〇円（九、八六〇円）																	
	B区分	六〇キログラム当たり八、八〇〇円（九、三六〇円）																	
	C区分	六〇キログラム当たり八、六五〇円（九、二一〇円）																	
	D区分	六〇キログラム当たり八、五六〇円（九、一二〇円）																	
二等又は二等相当	A区分	六〇キログラム当たり七、七三〇円（八、二九〇円）																	
	B区分	六〇キログラム当たり七、二三〇円（七、七九〇円）																	
	C区分	六〇キログラム当たり七、〇八〇円（七、六四〇円）																	
	D区分	六〇キログラム当たり七、〇〇〇円（七、五六〇円）																	
一等又は一等相当		六〇キログラム当たり一一、四一〇円（一一、九一〇円）																	
二等又は二等相当		六〇キログラム当たり一〇、七二〇円（一一、二二〇円）																	
三等又は三等相当		六〇キログラム当たり一〇、〇四〇円（一〇、五四〇円）																	
合格又は合格相当		六〇キログラム当たり九、三六〇円（九、八六〇円）																	
特定加工用大豆																			
普通大豆	一等又は一等相当																		
	二等又は二等相当																		
	三等又は三等相当																		
	合格又は合格相当																		
はだか麦	一等又は一等相当	A区分	六〇キログラム当たり九、二二〇円（九、七五〇円）																
		B区分	六〇キログラム当たり八、七二〇円（九、二五〇円）																
		C区分	六〇キログラム当たり八、五七〇円（九、一〇〇円）																
		D区分	六〇キログラム当たり八、四八〇円（九、〇一〇円）																
	二等又は二等相当	A区分	六〇キログラム当たり七、六五〇円（八、一八〇円）																
		B区分	六〇キログラム当たり七、一五〇円（七、六八〇円）																
		C区分	六〇キログラム当たり七、〇〇〇円（七、五三〇円）																
		D区分	六〇キログラム当たり六、九二〇円（七、四五〇円）																
普通大豆	一等又は一等相当		六〇キログラム当たり一〇、三六〇円（一〇、七七〇円）																
	二等又は二等相当		六〇キログラム当たり九、六七〇円（一〇、〇八〇円）																
	三等又は三等相当		六〇キログラム当たり八、九九〇円（九、四〇〇円）																
	合格又は合格相当		六〇キログラム当たり八、三一〇円（八、七二〇円）																
特定加工用大豆																			
大豆																			

二等又は二等相当	A区分	五〇キログラム当たり四、一八〇円（四、四八〇円）																	
	B区分	五〇キログラム当たり三、七六〇円（四、〇六〇円）																	
	C区分	五〇キログラム当たり三、六四〇円（三、九四〇円）																	
	D区分	五〇キログラム当たり三、五九〇円（三、八九〇円）																	
一等又は一等相当	A区分	六〇キログラム当たり九、二二〇円（九、七五〇円）																	
	B区分	六〇キログラム当たり八、七二〇円（九、二五〇円）																	
	C区分	六〇キログラム当たり八、五七〇円（九、一〇〇円）																	
	D区分	六〇キログラム当たり八、四八〇円（九、〇一〇円）																	
二等又は二等相当	A区分	六〇キログラム当たり七、六五〇円（八、一八〇円）																	
	B区分	六〇キログラム当たり七、一五〇円（七、六八〇円）																	
	C区分	六〇キログラム当たり七、〇〇〇円（七、五三〇円）																	
	D区分	六〇キログラム当たり六、九二〇円（七、四五〇円）																	
一等又は一等相当		六〇キログラム当たり一〇、三六〇円（一〇、七七〇円）																	
二等又は二等相当		六〇キログラム当たり九、六七〇円（一〇、〇八〇円）																	
三等又は三等相当		六〇キログラム当たり八、九九〇円（九、四〇〇円）																	
合格又は合格相当		六〇キログラム当たり八、三一〇円（八、七二〇円）																	
特定加工用大豆																			
普通大豆	一等又は一等相当																		
	二等又は二等相当																		
	三等又は三等相当																		
	合格又は合格相当																		
はだか麦	一等又は一等相当	A区分	五〇キログラム当たり五、〇三〇円（五、四一〇円）																
		B区分	五〇キログラム当たり四、六一〇円（四、九九〇円）																
		C区分	五〇キログラム当たり四、四九〇円（四、八七〇円）																
		D区分	五〇キログラム当たり四、四四〇円（四、八二〇円）																
	二等又は二等相当	A区分	六〇キログラム当たり九、三〇〇円（九、八六〇円）																
		B区分	六〇キログラム当たり八、八〇〇円（九、三六〇円）																
		C区分	六〇キログラム当たり八、六五〇円（九、二一〇円）																
		D区分	六〇キログラム当たり八、五六〇円（九、一二〇円）																
	一等又は一等相当	A区分	六〇キログラム当たり七、七三〇円（八、二九〇円）																
		B区分	六〇キログラム当たり七、二三〇円（七、七九〇円）																
		C区分	六〇キログラム当たり七、〇八〇円（七、六四〇円）																
		D区分	六〇キログラム当たり七、〇〇〇円（七、五六〇円）																
	二等又は二等相当		六〇キログラム当たり一一、四一〇円（一一、九一〇円）																
	一等又は一等相当		六〇キログラム当たり一〇、七二〇円（一一、二二〇円）																
	二等又は二等相当		六〇キログラム当たり一〇、〇四〇円（一〇、五四〇円）																
	三等又は三等相当		六〇キログラム当たり九、三六〇円（九、八六〇円）																
	合格又は合格相当																		
特定加工用大豆																			
大豆																			

てん菜					
糖度が七・〇度以上一五・七度未満のてん菜	糖度が一五・七度を超えるてん菜	でん粉の製造の用に供するばれいしょ			
糖度が一五・七度を〇・一度下回るごとに六二円を左欄に定める数量単価から差し引いた額	糖度が一五・七度を〇・一度上回るごとに六二円を右欄に定める数量単価に加えた額	でん粉の含有率が一八・八パーセント未満のでん粉の製造の用に供するばれいしょ	でん粉の含有率が一八・八パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六四円を左欄に定める数量単価から差し引いた額	でん粉の含有率が一八・八パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしょ	でん粉の含有率が一八・八パーセントを超えるでん粉の製造の用に供するばれいしょ
一、〇〇〇キログラム当たり五、〇九〇円（五、三八〇円）	一、〇〇〇キログラム当たり五、〇九〇円（五、三八〇円）	一、〇〇〇キログラム当たり一四、〇九〇円（一五、〇三〇円）	一、〇〇〇キログラム当たり一四、〇九〇円（一五、〇三〇円）	一、〇〇〇キログラム当たり一四、〇九〇円（一五、〇三〇円）	四五キログラム当たり一六、四五〇円（一七、二八〇円）

そば		菜種	
一等又は一等相当	二等又は二等相当	加算対象区分	非加算対象区分
四五キログラム当たり一六、四五〇円（一七、二八〇円）	四五キログラム当たり一四、三四〇円（一五、一七〇円）	六〇キログラム当たり六、四二〇円（六、八五〇円）	六〇キログラム当たり五、六八〇円（六、一一〇円）

備考

（略）

てん菜					
糖度が七・〇度以上一六・六度未満のてん菜	糖度が一六・六度を超えるてん菜	でん粉の製造の用に供するばれいしょ			
糖度が一六・六度を〇・一度下回るごとに六二円を左欄に定める数量単価から差し引いた額	糖度が一六・六度を〇・一度上回るごとに六二円を右欄に定める数量単価に加えた額	でん粉の含有率が一九・六パーセント未満のでん粉の製造の用に供するばれいしょ	でん粉の含有率が一九・六パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六四円を左欄に定める数量単価から差し引いた額	でん粉の含有率が一九・六パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしょ	でん粉の含有率が一九・六パーセントを超えるでん粉の製造の用に供するばれいしょ
一、〇〇〇キログラム当たり五、〇七〇円（五、二九〇円）	一、〇〇〇キログラム当たり五、〇七〇円（五、二九〇円）	一、〇〇〇キログラム当たり一四、二八〇円（一五、一八〇円）	一、〇〇〇キログラム当たり一四、二八〇円（一五、一八〇円）	一、〇〇〇キログラム当たり一四、二八〇円（一五、一八〇円）	四五キログラム当たり一七、一八〇円（一八、〇一〇円）

そば		菜種	
一等又は一等相当	二等又は二等相当	加算対象区分	非加算対象区分
四五キログラム当たり一七、一八〇円（一八、〇一〇円）	四五キログラム当たり一五、〇七〇円（一五、九〇〇円）	六〇キログラム当たり七、七二〇円（八、一四〇円）	六〇キログラム当たり六、九八〇円（七、四〇〇円）

備考

（略）

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号の規定は、令和八年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号の交付金（以下「交付金」という。）から適用し、令和七年度以前の年度の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百十一号

空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）について告示した事項に変更があったので、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、次のとおり告示し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように変更する。

変更後
空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。

空港事務所又は空港出張所の名称	飛行計画の通報等に関する事務を行う時間
（略）	（略）
大分空港事務所	7時30分から22時30分まで

変更前
空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。

空港事務所又は空港出張所の名称	飛行計画の通報等に関する事務を行う時間
（略）	（略）
大分空港事務所	7時30分から22時30分まで
宮崎空港事務所	7時30分から21時30分まで

○国土交通省告示第二百十二号

航空情報を提供する場所等を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）について告示した事項に変更があったので、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき、次のとおり告示し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように変更する。

変更後
別表第二

提供する場所	所在地
（略）	（略）
大分空港事務所	大分県国東市　大分空港内

変更前
別表第二

提供する場所	所在地
（略）	（略）
大分空港事務所	大分県国東市　大分空港内
宮崎空港事務所	宮崎県宮崎市　宮崎空港内

○国土交通省告示第二百十三号

航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区

二　航空保安無線施設の種類及び名称　女満別ＶＯＲ／ＤＭＥ及び美幌ＶＯＲ／ＤＭＥ

三　航空保安無線施設の位置及び所在地　Ｎ43°53′Ｅ144°10′　北海道網走郡大空町

四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年二月十九日

五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように変更する。

変更後										
1　ＶＯＲ										
名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送電力	空中線	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項	
			周波数（メガヘルツ）	（ワット）						
（略）										

変更前										
1　ＶＯＲ										
名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送電力	空中線	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項	
			周波数（メガヘルツ）	（ワット）						
（略）										

女満別VOR	上欄に同じ	N43°53′ E144°10′ 北海道網走郡大空町	110.85	200	な　し	ＴＢＥ	24時間	昭和54年６月１日	女満別ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

（略）

４　ＤＭＥ

名　称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬　送周波数（メガヘルツ）	空中線電　力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期　日	利用上の特記事項
（略）									
女満別ＤＭＥ	上欄に同じ	N43°53′ E144°10′ 北海道網走郡大空町	1,132	3	な　し	ＴＢＥ	24時間	昭和54年６月１日	女満別ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

（略）

美　幌VOR	上欄に同じ	N43°53′ E144°10′ 北海道網走郡大空町	117.5	200	な　し	ＢＨＥ	24時間	令和７年10月２日	美幌ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
女満別VOR	上欄に同じ	N43°53′ E144°10′ 北海道網走郡大空町	110.85	200	な　し	ＴＢＥ	24時間	昭和54年６月１日（令和７年10月２日から令和８年２月18日まで供用休止）	女満別ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

（略）

４　ＤＭＥ

名　称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬　送周波数（メガヘルツ）	空中線電　力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期　日	利用上の特記事項
（略）									
美　幌ＤＭＥ	上欄に同じ	N43°53′ E144°10′ 北海道網走郡大空町	1,209	3	な　し	ＢＨＥ	24時間	令和７年10月２日	美幌ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
女満別ＤＭＥ	上欄に同じ	N43°53′ E144°10′ 北海道網走郡大空町	1,132	3	な　し	ＴＢＥ	24時間	昭和54年６月１日（令和７年10月２日から令和８年２月18日まで供用休止）	女満別ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

（略）

○海上保安庁告示第四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年一月二十二日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称　伊豆岬灯台
位置
所在地　東京都三宅村（伊豆岬）
北緯　三四―〇六―四六
東経　一三九―二九―二三
変更した事項　一時記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年四月十九日

名称　センガンノ中瀬灯浮標
位置
所在地　長崎県松島港（松島港松島防波堤灯台の南南東方約五〇〇メートル）
北緯　三二―五六―四六
東経　一二九―三六―一六
変更した事項　記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　電源開発株式会社松島火力発電所管理
変更年月日　令和七年六月一日

名称　松島港松島防波堤灯台
位置
所在地　長崎県松島港（松島防波堤外端）
北緯　三二―五七―〇一
東経　一二九―三六―一〇
変更した事項　電源開発株式会社松島火力発電所管理
変更年月日　令和七年六月一日

名称　鬮島北東方灯浮標
位置
所在地　松島港松島防波堤灯台（長崎県松島港）の北方約一・〇キロメートル
北緯　三二―五七―三四
東経　一二九―三六―〇五
変更した事項　電源開発株式会社松島火力発電所管理
変更年月日　令和七年六月一日

名称　舳倉島灯台
位置
所在地　石川県輪島市（舳倉島）
北緯　三七―五一―〇五
東経　一三六―五五―〇八
変更した事項　灯質　単せん白光　毎一〇秒に一せん光
変更年月日　令和七年六月二十日
記事　一時消灯及び光度等変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　紀伊由良港三井浮標
位置
所在地　和歌山県由良港（紀伊由良港一のハイ防波堤北灯台の北東方約一・三キロメートル）
北緯　三三―五六―四四
東経　一三五―〇四―三三
変更した事項　記事　一　この浮標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
二　常石由良ドック株式会社管理
変更年月日　令和七年六月三十日

名称　長崎港三菱重工蔭ノ尾岸壁灯台
位置
所在地　長崎県長崎港第三区（三菱重工長崎造船所蔭ノ尾岸壁先端）
北緯　三二―四二―三〇
東経　一二九―四九―四九
変更した事項　一時消灯及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年六月三十日

名称　大間港北防波堤北灯台
位置
所在地　青森県大間港（北防波堤北端）
北緯　四一―三二―〇九
東経　一四〇―五四―一七
変更した事項　灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
変更年月日　令和七年七月十四日
記事　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　鹿島港第八号灯標
位置
所在地　茨城県鹿島港（鹿島港指向灯の南東方約二・七キロメートル）
北緯　三五―五五―四九
東経　一四〇―四一―五四
変更した事項　灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
変更年月日　令和七年七月十九日
記事　一時消灯及び記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　多良間港普天間第一号立標
位置
所在地　大ドウ埼（沖縄県宮古郡多良間村）の東方約三・六キロメートル
北緯　二四―三八―三二
東経　一二四―四三―三六
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年八月二日
記事　一時変更

名称　鴎岩灯標
位置
所在地　北海道天売港（鴎岩）
北緯　四四―二六―四二
東経　一四一―一九―四一
変更した事項　灯質　群急せん白光　毎一〇秒に三急せん光
変更年月日　令和七年八月四日
記事　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　金武中城港平敷屋漁港第一号立標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（勝連埼三角点の北東方約九五〇メートル）
北緯　二六―一八―二四
東経　一二七―五五―二九
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年八月四日
記事　一時変更

名称　東京新海面処分場Ａブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約二・七キロメートル）
北緯　三五―三五―二一
東経　一三九―五〇―〇二

名称　東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・四キロメートル）
北緯　三五―三五―〇一
東経　一三九―五〇―〇九
変更年月日　令和七年八月六日

名称　東京新海面処分場Ｃブロック灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約二・六キロメートル）
北緯　三五―三五―二四
東経　一三九―五〇―〇七

名称　東京湾中ノ瀬Ａ灯標
位置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・六キロメートル）
北緯　三五―三四―五三
東経　一三九―五〇―〇六
変更年月日　令和七年八月六日

名称　第二海堡灯台（千葉県富津市）の北北西方約五・一キロメートル
位置
北緯　三五―二一―一四
東経　一三九―四三―一四
変更した事項　光度　三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和七年八月六日

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
薩摩黒島灯台
鹿児島県鹿児島郡三島村（黒島）
三〇―四九―五〇
一二九―五七―三八
一時消灯及び灯質等変更中のところ復旧
令和七年八月六日

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
対馬鼠島灯台
長崎県対馬市（鼠島）
三四―一九―〇三
一二九―一八―〇六
一時記事変更中のところ復旧
令和七年八月七日

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約二・八キロメートル）
三五―三五―一八
一三九―五〇―一〇
一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧
令和七年八月八日

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約二・七キロメートル）
三五―三四―四九
一三九―五〇―〇〇
一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧
令和七年八月八日

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・〇キロメートル）
三五―三五―一三
一三九―五〇―一四
一時消灯及び灯質等変更中のところ復旧
令和七年八月六日

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・〇キロメートル）
三五―三四―四六
一三九―四九―四二
一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧
令和七年八月八日

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・一キロメートル）
三五―三五―〇七
一三九―五〇―一八
一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧
令和七年八月八日

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約四・〇キロメートル）
三五―三四―四二
一三九―四九―四六
一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧
令和七年八月八日

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・四キロメートル）
三五―三五―〇一
一三九―五〇―二二
一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧
令和七年八月八日

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
東京新海面処分場Ｄブロック灯浮標
京浜港東京区（十五号地南信号所の南方約三・九キロメートル）
三五―三四―四六
一三九―四九―四二
一時撤去中のところ位置変更のうえ復旧
令和七年八月八日

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
口曽根灯浮標
奈留神鼻（長崎県五島市）の南方約六七〇メートル
三二―四七―三九
一二八―五六―三〇
この灯台の上部に簡易な灯火（白色）が設置されている。
令和七年八月八日
一時変更

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
関門港響灘洋上風力発電Ｃ二施設灯
関門港響新港区（響新港東一号防波堤西灯台の北方約四・三キロメートル）
三三―五九―三五
一三〇―四六―三八
消灯
令和七年八月十二日
一時変更

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
豆酘埼灯台
長崎県対馬市（豆酘埼）
三四―〇六―一五
一二九―一〇―〇七
消灯
令和七年八月十二日
一時変更

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
豆酘埼ミョー瀬照射灯
長崎県対馬市（豆酘埼灯台）
三四―〇六―一五
一二九―一〇―〇七
消灯
令和七年八月十二日
一時変更

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
関門港響灘洋上風力発電Ｃ二施設灯
関門港響新港区（響新港東一号防波堤西灯台の北方約四・三キロメートル）
三三―五九―三五
一三〇―四六―三八
消灯
令和七年八月十二日
一時変更

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
仲間港南防波堤灯台
沖縄県八重山郡竹富町（仲間港南防波堤外端）
二四―一六―一〇
一二三―五三―〇五
灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル
平均水面上から灯火まで九・四メートル
令和七年八月十四日

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
石垣港登野城第二防波堤灯台
沖縄県石垣港（登野城第二防波堤外端）
二四―一九―五三
一二四―〇九―四八
この灯台の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。
令和七年八月十四日
一時変更

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
東京湾中ノ瀬Ｃ灯標
第二海堡灯台（千葉県富津市）の北方約一〇キロメートル
三五―二四―〇六
一三九―四三―四六
灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル
平均水面上から灯火まで七・六メートル
令和七年八月十五日

名称
位置
所在地
北緯
東経
変更した事項
変更年月日
光達距離
記事
実効光度三九〇カンデラ
七・五海里
附属施設　レーダー反射器
令和七年八月十八日

名称　金武中城港チグニガ瀬灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（津堅島灯台の南西方約五・三キロメートル）
北緯　二六―一二―五〇
東経　一二七―五四―〇五
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年八月十八日
記事　一時変更

名称　石垣港西防波堤灯台
位置
所在地　沖縄県石垣港（西防波堤外端）
北緯　二四―二〇―〇八
東経　一二四―〇八―二五
変更した事項　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル
平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　令和七年八月十八日

名称　的矢港灯浮標
位置
所在地　安乗埼灯台（三重県志摩市）の西北西方約一・六キロメートル
北緯　三四―二二―〇九
東経　一三六―五三―三一
変更した事項　消灯
記事　この灯台の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
変更年月日　令和七年八月十九日
記事　一時変更

名称　恵美須港東防波堤灯台
位置
所在地　長崎県壱岐市（恵美須港東防波堤外端）
北緯　三三―四八―五八
東経　一二九―四五―四八
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年八月十九日
記事　一時変更

名称　口曽根灯浮標
位置
所在地　奈留神鼻（長崎県五島市）の南方約六七〇メートル
北緯　三二―四七―三九
東経　一二八―五六―三〇
変更した事項　群せん白光　毎五秒に二せん光
灯質　附属施設　レーダー反射器
記事　令和七年八月十九日
変更年月日　一時光力低下及び記事変更中のところ灯質等変更のうえ復旧

名称　大碆鼻灯台
位置
所在地　長崎県平戸市（大碆鼻）
北緯　三三―二六―二四
東経　一二九―二五―五〇
変更した事項　消灯
記事　この灯台の上部に簡易な灯火（白色）が設置されている。
変更年月日　令和七年八月十九日
記事　一時変更

名称　仙台第一号灯浮標
位置
所在地　宮城県仙台塩釜港仙台区（花淵灯台の南南東方約五・四キロメートル）
北緯　三八―一四―四九
東経　一四一―〇六―〇三
変更した事項　単せん緑光　毎四秒に一せん光
灯質
記事　令和七年八月二十日
変更年月日　一時消灯及び記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　横須賀港東北防波堤東灯台
位置
所在地　神奈川県横須賀港（東北防波堤東端）
北緯　三五―一九―〇九
東経　一三九―四〇―三一
変更した事項　単せん赤光　毎三秒に一せん光
灯質
記事　令和七年八月二十日
変更年月日　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　小倉日明防潮堤灯台
位置
所在地　関門港小倉区（日明防潮堤外端）
北緯　三三―五四―二四
東経　一三〇―五三―一一
変更した事項　本灯台の改修工事の実施に伴い、青色のシートにより覆われている。
記事　令和七年八月二十日
変更年月日

名称　高豊漁港海岸沖D立標
位置
所在地　赤羽根港東防波堤灯台（愛知県田原市）の東北東方約二〇キロメートル
北緯　三四―三九―一五
東経　一三七―二三―三一
変更した事項　一時消灯中のところ復旧
変更年月日　令和七年八月二十一日

名称　高豊漁港海岸沖L立標
位置
所在地　赤羽根港東防波堤灯台（愛知県田原市）の東北東方約一七キロメートル
北緯　三四―三八―五七
東経　一三七―二二―〇八
変更した事項　一時消灯中のところ復旧
変更年月日　令和七年八月二十一日

名称　金沢港西防波堤仮設灯台
位置
所在地　石川県金沢港（西防波堤外端）
北緯　三六―三八―四二
東経　一三六―三五―五九
変更した事項　一時消灯及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年八月二十一日

名称　石垣港沖西防波堤灯台
位置
所在地　沖縄県石垣港（沖西防波堤外端）
北緯　二四―二〇―〇六
東経　一二四―〇八―一一
変更した事項　群せん緑光　毎八秒に二せん光
灯質
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
変更年月日　七・五海里　令和七年八月二十一日

名称　恵美須港東防波堤灯台
位置
所在地　長崎県壱岐市（恵美須港東防波堤外端）
北緯　三三―四八―五八
東経　一二九―四五―四八
変更した事項　この灯台の上部に簡易な灯火（赤色）が設置されている。
記事　令和七年八月二十二日
変更年月日　一時変更

名称　松浦港沖松浦沖防波堤灯台
位置
所在地　大分県佐伯市（松浦港沖松浦沖防波堤外端）
北緯　三三―五六―五五
東経　一三一―五七―四〇
変更した事項　本灯台の改修工事の実施に伴い、黒色のシートにより覆われている。
記事　令和七年八月二十二日
変更年月日

名称　石垣港第二防波堤灯台
位置
所在地　沖縄県石垣港（第二防波堤外端）
北緯　二四―二〇―三九
東経　一二四―〇八―四一
変更した事項　単せん緑光　毎三秒に一せん光
灯質
光　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル
平均水面上から灯火まで七・五メートル
変更年月日　令和七年八月二十二日

名称　広島はつかいち大橋橋梁灯（L一灯）
位置
所在地　広島はつかいち大橋橋梁灯（C一灯）の西南西方約四七メートル
北緯　三四―二一―一五
東経　一三二―二一―二三
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年八月二十三日
記事　一時変更

名称　前籠港沖防波堤北灯台
位置
所在地　鹿児島県鹿児島郡十島村（前籠港沖防波堤北端）
北緯　二九―〇九―三八
東経　一二九―一二―二七
変更した事項　灯質
単せん緑光　毎三秒に一せん光
変更年月日　令和七年八月二十三日
記事　一時消灯中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　船浦港上原地区沖防波堤灯台
位置
所在地　沖縄県八重山郡竹富町（船浦港上原地区沖防波堤外端）
北緯　二四―二五―〇六
東経　一二三―四八―二三
変更した事項　灯質
単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル
平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　令和七年八月二十三日
記事　金武中城港具志川火力発電第一号灯浮標

名称　船浦港東口第七号灯標
位置
所在地　伊武田埼（沖縄県八重山郡竹富町）先端の北方約五〇〇メートル
北緯　二四―二四―四三
東経　一二三―四九―五五
変更した事項　灯質
単せん緑光　毎五秒に一せん光
変更年月日　令和七年八月二十四日
記事　一時撤去中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　金武中城港具志川火力発電第一号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西方約八・一キロメートル）
北緯　二六―二三―五六
東経　一二七―五四―五四
変更した事項　灯質
単せん緑光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル
平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　令和七年八月二十三日
記事　一時消灯中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　岩崎港南防波堤灯台
位置
所在地　青森県西津軽郡深浦町（岩崎港南防波堤外端）
北緯　四〇―三五―〇五
東経　一三九―五四―四八
変更した事項　灯質
群せん緑光　毎七秒に二せん光
変更年月日　令和七年八月二十五日
記事　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　金武中城港チグニガ瀬灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（津堅島灯台の南西方約五・三キロメートル）
北緯　二六―一二―五〇
東経　一二七―五四―〇五
変更した事項　記事
この灯台の上部に簡易な灯火（白色）が設置されている。
変更年月日　令和七年八月二十五日
記事　一時変更

名称　鼻繰埼沖ＥＮＥＯＳグローブガスターミナル第二号灯浮標
位置
所在地　鼻繰埼（青森県青森市）の北西方約四・五キロメートル
北緯　四〇―五三―五二
東経　一四〇―四七―三六
変更した事項　記事
一時撤去中のところ復旧
変更年月日　令和七年八月二十六日

名称　長崎航路第四号灯浮標
位置
所在地　長崎県長崎港第二区（小菅鼻の西北西方約六〇メートル）
北緯　三二―四三―三七
東経　一二九―五一―二五
変更した事項　位置
正規位置の二一六度約七〇メートル
変更年月日　令和七年八月二十七日
記事　一時変更

名称　金武中城港平敷屋漁港第一号立標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（勝連埼三角点の北東方約九五〇メートル）
北緯　二六―一八―二四
東経　一二七―五五―二九
変更した事項　記事
一時消灯中のところ復旧
変更年月日　令和七年八月二十七日

名称　稲生港浦田西防波堤灯台
位置
所在地　青森県東津軽郡平内町（稲生港浦田西防波堤外端）
北緯　四〇―五七―三四
東経　一四〇―五一―三五
変更した事項　記事
本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年八月二十八日

名称　越前港城ケ谷北防波堤灯台
位置
所在地　福井県丹生郡越前町（越前港城ケ谷北防波堤外端）
北緯　三五―五六―四三
東経　一三五―五九―〇七
変更した事項　記事
本灯台の改修工事の実施に伴い、緑色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年八月二十八日

名称　恵美須港東防波堤灯台
位置
所在地　長崎県壱岐市（恵美須港東防波堤外端）
北緯　三三―四八―五八
東経　一二九―四五―四八
変更した事項　灯質
単せん赤光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで八・六メートル
平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　令和七年八月二十九日
記事　一時消灯及び記事変更中のところ灯質等変更のうえ復旧

名称　多良間港普天間第一号立標
位置
所在地　大ドウ埼（沖縄県宮古郡多良間村）の東方約三・六キロメートル
北緯　二四―三八―三二
東経　一二四―四三―三六
変更した事項　記事
一時消灯中のところ復旧
変更年月日　令和七年八月二十九日

名称　久之浜港沖防波堤南灯台
位置
所在地　福島県いわき市（久之浜港沖防波堤南端）
北緯　三七―〇八―四六
東経　一四一―〇〇―三三
変更した事項　記事
消灯
変更年月日　令和七年九月一日
記事　一時変更

名称　栄生灯台
位置
所在地　愛知県西尾市（生田鼻の北北西方約五・八キロメートル）
北緯　三四―四九―二七
東経　一三六―五九―四九
変更した事項　記事
本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年九月一日

名称　久之浜港沖防波堤南灯台
位置
所在地　福島県いわき市（久之浜港沖防波堤南端）
北緯　三七―〇八―四六
東経　一四一―〇〇―三三
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年九月一日
記事　一時変更

名称　関門港響灘洋上風力発電C四施設灯
位置
所在地　関門港響新港区（響新港東一号防波堤西灯台の東北東方約三・七キロメートル）
北緯　三三―五八―一三
東経　一三〇―四八―三九
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年九月二日
記事　一時変更

名称　平安名埼灯台
位置
所在地　沖縄県宮古島市（平安名埼）
北緯　二四―四三―一〇
東経　一二五―二八―〇七
変更した事項　一時消灯中のところ復旧
変更年月日　令和七年九月二日

名称　浜島港灯浮標
位置
所在地　三重県浜島港（浜島港灯台の北方約七四〇メートル）
北緯　三四―一七―五二
東経　一三六―四五―五八
変更した事項　単せん緑光　毎三秒に一せん光
灯質　実効光度四九カンデラ
光度　令和七年九月三日
変更年月日

名称　豆酘埼灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（豆酘埼）
北緯　三四―〇六―一五
東経　一二九―一〇―〇七
変更した事項　一時消灯中のところ復旧
変更年月日　令和七年九月三日

名称　豆酘埼ミョー瀬照射灯
位置
所在地　長崎県対馬市（豆酘埼灯台）
北緯　三四―〇六―一五
東経　一二九―一〇―〇七
変更した事項　一時消灯中のところ復旧
変更年月日　令和七年九月三日

名称　鯵ケ沢港北防波堤灯台
位置
所在地　青森県鯵ケ沢港（北防波堤外端）
北緯　四〇―四七―〇八
東経　一四〇―一二―四二
変更した事項　単せん赤光　毎三秒に一せん光
灯質　令和七年九月六日
変更年月日　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧
記事

名称　波渡埼灯台
位置
所在地　山形県鶴岡市（波渡埼）
北緯　三八―四一―〇九
東経　一三九―三七―四一
変更した事項　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年九月八日

名称　平館灯台
位置
所在地　青森県東津軽郡外ヶ浜町（明神埼）
北緯　四一―一〇―二九
東経　一四〇―三八―三五
変更した事項　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
記事

名称　郷埼灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（郷埼）
北緯　三四―一九―五二
東経　一二九―一二―一九
変更年月日　令和七年九月八日

変更した事項　灯質異常
変更年月日　令和七年九月九日
記事　一時変更

名称　大碆鼻灯台
位置
所在地　長崎県平戸市（大碆鼻）
北緯　三三―二六―二四
東経　一二九―二五―五〇
変更した事項　光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
変更年月日　令和七年九月九日
記事　一時変更

名称　波照間港北防波堤灯台
位置
所在地　沖縄県八重山郡竹富町（波照間港北防波堤外端）
北緯　二四―〇四―一五
東経　一二三―四六―〇五
変更した事項　灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル
変更年月日　平均水面上から灯火まで一四メートル
令和七年九月九日

名称　田老港沖第一防波堤南灯台
位置
所在地　岩手県宮古市（田老港沖第一防波堤南端）
北緯　三九―四三―五一
東経　一四一―五八―四四
変更した事項　灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル
変更年月日　平均水面上から灯火まで一四メートル
令和七年九月九日

名称　郷埼灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（郷埼）
北緯　三四―一九―五二
東経　一二九―一二―一九
変更した事項　灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
変更年月日　令和七年九月十日
記事　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

変更した事項　記事　この灯台の上部に簡易な灯火（白色）が設置されている。
変更年月日　令和七年九月十一日
記事　一時変更

名称　能登赤崎港防波堤灯台
位置
所在地　石川県羽咋郡志賀町（赤崎港防波堤外端）
北緯　三七―一〇―〇一
東経　一三六―四〇―二八
変更した事項　本灯台の改修工事の実施に伴い、黒色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年九月十一日

名称　高知港南防波堤東仮設灯台
位置
所在地　高知県高知港（南防波堤東端）
北緯　三三―二九―五五
東経　一三三―三五―三九
変更した事項　高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル
変更年月日　平均水面上から灯火まで七・二メートル
令和七年九月十二日
記事　一時撤去中のところ位置等変更のうえ復旧

名称　二神島灯台
位置
所在地　長崎県平戸市（二神島）
北緯　三三―三六―一七
東経　一二九―三三―一〇
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年九月十二日
記事　一時変更

名称　対馬長崎鼻灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（長崎鼻）
北緯　三四―二四―四〇
東経　一二九―二三―四九
変更した事項　灯質異常
変更年月日　令和七年九月十三日
記事　一時変更

名称　対馬長崎鼻灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（長崎鼻）
北緯　三四―二四―四〇
東経　一二九―二三―四九
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年九月十四日
記事　一時変更

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ二十三灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ三灯）の北西方約五二〇メートル
北緯　三四―二五―四一
東経　一三五―一六―三三
変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　令和七年九月十六日

名称　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｐ二十四灯）
位置
所在地　関空泉州沖連絡橋橋梁灯（Ｃ二灯）の北西方約二三〇メートル
北緯　三四―二五―四二
東経　一三五―一六―三四
変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　令和七年九月十六日

名称　能登中ノ島灯台
位置
所在地　石川県七尾市（中ノ島）
北緯　三七―〇九―二七
東経　一三六―五四―四六
変更した事項　記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年九月十六日

名称　姫埼灯台
位置
所在地　新潟県佐渡市（姫埼）
北緯　三八―〇五―一三
東経　一三八―三三―四五
変更した事項　記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年九月十六日

名称　対馬長崎鼻灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（長崎鼻）
北緯　三四―二四―四〇
東経　一二九―二三―四九
変更した事項　灯質異常
変更年月日　令和七年九月十三日
記事　一時変更

名称　対馬長崎鼻灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（長崎鼻）
北緯　三四―二四―四〇
東経　一二九―二三―四九
変更した事項　消灯
変更年月日　令和七年九月十四日
記事　一時変更

名称　野辺地漁港北防波堤灯台
位置
所在地　青森県上北郡野辺地町（野辺地漁港北防波堤外端）
北緯　四〇―五二―三〇
東経　一四一―〇七―四三
変更した事項　一時記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年九月二十二日

名称　茂浦港西防波堤灯台
位置
所在地　青森県東津軽郡平内町（茂浦港西防波堤外端）
北緯　四〇―五六―三九
東経　一四〇―五二―〇九
変更した事項　一時記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年九月二十三日

名称　二神島灯台
位置
所在地　長崎県平戸市（二神島）
北緯　三三―三六―一七
東経　一二九―三三―一〇
変更した事項　記事　この灯台の上部に簡易な灯火（白色）が設置されている。
変更年月日　令和七年九月二十四日
記事　一時変更

名称　松浦港沖松浦沖防波堤灯台
位置
所在地　大分県佐伯市（松浦港沖松浦沖防波堤外端）
北緯　三二―五六―五五
東経　一三一―五七―四〇
変更した事項　灯質　群せん緑光　毎六秒に二せん光
変更年月日　令和七年九月二十四日
記事　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　的矢港灯浮標
位置
所在地　安乗埼灯台（三重県志摩市）の西北西方約一・六キロメートル
北緯　三四―二二―〇九
東経　一三六―五三―三一
変更した事項　記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年九月二十三日

名称　西宮内防波堤灯台
位置
所在地　阪神港尼崎西宮芦屋区（西宮内防波堤外端）
北緯　三四―四二―一二
東経　一三五―二〇―二九
変更した事項　記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年九月二十三日

名称　倉敷港沖防波堤西灯台
位置
所在地　愛知県蒲郡市（倉敷港沖防波堤西端）
北緯　三四―四六―二五
東経　一三七―一〇―一六
変更した事項　灯質　連成不動単せん緑光　毎四秒に一せん光
光度　せん光実効光度七八カンデラ
光達距離　せん光実効光度五・〇海里
不動光二・〇海里
変更年月日　令和七年九月二十六日
記事　一時記事変更中のところ灯質等変更のうえ復旧

名称　野根港沖防波堤北灯台
位置
所在地　高知県安芸郡東洋町（野根港沖防波堤北端）
北緯　三三―二九―四三
東経　一三四―一六―一七
変更した事項　記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年九月二十九日

名称　越前港城ケ谷北防波堤灯台
位置
所在地　福井県丹生郡越前町（越前港城ケ谷北防波堤外端）
北緯　三五―五六―四三
東経　一三五―五九―〇七
変更した事項　一時消灯及び記事変更中のところ復旧
変更年月日　令和七年九月二十六日

名称　高知県安芸郡東洋町（野根港沖防波堤北端）
位置
所在地　高知県安芸郡東洋町（野根港沖防波堤北端）
北緯　三三―二九―四七
東経　一三四―一六―二二
変更した事項　記事　補正

官　庁　発　表

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年一月二十二日　　金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

個人情報保護指針

（目的）

第１条　この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年４月２日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第６号。以下「通則ガイドライン」という。）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第７号。以下「外国提供ガイドライン」という。）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第８号。以下「第三者提供ガイドライン」という。）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第９号）、個人情報の保護に関する法律に係るＥＵ及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール（平成30年個人情報保護委員会告示第４号。以下「ＥＵ等補完的ルール」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第１号。以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第２号）等を踏まえ、協会員の貸金業及びそれに付随する業務（以下「貸金業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令95／46／ＥＣの廃止に関する欧州議会及び欧州理事会規則（一般データ保護規則）（以下「ＧＤＰＲ」という。）第45条に基づく欧州委員会の決定及び英国においてこれに相当する決定（以下「十分性認定」という。）によりＥＵ及び英国域内から移転される個人データを受領する協会員が講ずべき措置について、ＥＵ等補完的ルールに関する特則（以下「特則」という。）として規定した。

（解説）

⑴　この指針は、協会員の貸金業務等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会員が遵守すべき事項及び必要な措置等について、協会員の貸金業務の実情に即して定めるものである。

⑵　この指針はすべての協会員を対象とする。

⑶　「解説」は、この指針を運用するための考え方や実務の具体例・参考例を記載したものである。

⑷　協会員は、協会員の貸金業務等以外の業務における個人情報の取扱いについては、各認定個人情報保護団体（保護法第47条第１項の認定を受けた団体をいう。以下同じ。）が定める個人情報保護指針を遵守するとともに、該当する認定個人情報保護団体の指針等がないときは、この指針を遵守するものとする。

⑸　本指針においてＥＵとは、欧州連合加盟国及び欧州経済領域（ＥＥＡ：European Economic Area）協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む、欧州連合（European Union）を指す。

（参照条文：保護法１条、金融分野ガイドライン１条、通則ガイドライン１－１、ＥＵ等補完的ルール）

（定義）

第２条　この指針において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

２　協会員

認定個人情報保護団体日本貸金業協会の会員をいう。

３　個人情報

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

⑴　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）

⑵　個人識別符号が含まれるもの

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当する。

また、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。）。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

「他の情報と容易に照合することができ」るとは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいう。

４　個人識別符号

次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、施行令で定めるものをいう。

⑴　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

⑵　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

５　要配慮個人情報

不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の各号の記述等が含まれる個人情報をいう。

⑴　人種

⑵　信条

⑶　社会的身分

⑷　病歴

⑸　犯罪の経歴

⑹　犯罪により害を被った事実

⑺　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の施行規則で定める心身の機能の障害があること
⑻　本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
⑼　健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
⑽　本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）
⑾　本人を少年法（昭和23年法律第168号）第３条第１項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

6　個人情報データベース等

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ただし、次の各号のいずれにも該当するものは、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等には該当しない。

⑴　不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が保護法又は保護法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
⑵　不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
⑶　生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

7　個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

8　個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、保護法第２条第９項に規定する独立行政法人等（保護法別表第２に掲げる法人を除く。）（以下「独立行政法人等」という。）及び保護法第２条第10項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）を除いた者をいう。ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。

9　本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

10　保有個人データ

協会員が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの以外のものをいう。

⑴　当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
⑵　当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
⑶　当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
⑷　当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

11　個人関連情報

生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

12　個人関連情報取扱事業者

個人関連情報データベース等（個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。）を事業の用に供している者であって、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除いたものをいう。

13　仮名加工情報

個人情報を、その区分に応じて次の各号に掲げる措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

⑴　第３項第⑴号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑵　第３項第⑵号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

14　匿名加工情報

個人情報を保護法所定の個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。

15　本人に通知

本人に直接知らしめることをいう。

㈱　平成17年４月１日の保護法施行日前から保有している個人情報については、保護法施行時に個人情報の取得行為がなく、保護法第21条の規定は適用されない。

16　公表

広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいう。

㈱　平成17年４月１日の保護法施行日前から保有している個人情報については、保護法施行時に個人情報の取得行為がなく、保護法第21条の規定は適用されない。

17　本人の同意

本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。

18　提供

個人データ、保有個人データ、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下「個人データ等」という。）を、自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいう。

19　学術研究機関等

大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

（特則―第２条関係）

１．要配慮個人情報

ＥＵ又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データに、ＧＤＰＲ及び英国ＧＤＰＲ（個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する2016年４月27日欧州議会及び欧州理事会規則（英国一般データ保護規則））それぞれにおいて特別な種類の個人データと定義されている性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、協会員は、当該情報について第２条第５項における要配慮個人情報と同様に取り扱うこととする。

２．匿名加工情報

ＥＵ又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、協会員が加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに保護法第43条第１項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。）を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、第２条第14項に定める匿名加工情報とみなすこととする。

（解説）

１．個人情報（第３項）

⑴　「個人情報」の具体例

個人顧客の情報のほか、資金需要見込客、取引先企業の個人に係る情報等、協会員が、協会員の貸金業務等において取得する個人に関する情報が広く該当する。

役職員の雇用等管理における個人情報（採用、賃金、人事評価、健康診断に係る情報等）及び協会員自身の株主に関する個人情報については、この指針の適用対象としない。

①　個人顧客の情報（契約の解除等により口座を閉鎖した元顧客の情報を含む。）

例えば、次のようなものが該当する。

イ　入会申込書、借入申込書の記載事項

ロ　確認記録記載事項

ハ　貸付けに係る契約締結時に交付する書面、貸付けの契約に基づく債権の全部または一部について弁済を受けたときに交付する受取証書の記載事項

ニ　貸金業法施行規則（第16条）で定めるところの帳簿（顧客の取引の記録）

ホ　顧客との通信文書

②　資金需要見込客、取引先企業の個人に関する情報

例えば、次のようなものが該当する。

イ　氏名、企業名、役職名、電話番号等の情報

ロ　アンケート及び名簿業者等から入手した情報

ハ　官報、高額納税者名簿、職員録等で公にされている情報

⑵　「特定の個人を識別することができるもの」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

①　氏名が含まれる情報

②　氏名は含まれていないものの、当該情報に含まれる個人別に付された番号、記号、画像、音声その他の情報により特定の個人を識別できる情報

③　当該情報のみでは識別できないが、当該情報に含まれる番号、記号その他の情報と協会員が保有する他の情報又は公開された情報をコンピュータ等による処理で照合することによって特定の個人を識別できる情報

⑶　「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当する例

通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると解される。

⑷　個人識別符号に該当する例

施行令で規定されている通りであり、例えば、次のようなものが該当する。

①　指紋、静脈などの身体的特徴

②　旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、マイナンバーなどの行政に関連して発行される符号等

なお、契約書番号やローンカードの番号は当該番号単体では個人識別符号に該当しない。

⑸　要配慮個人情報を推知させる情報にすぎないものは、要配慮個人情報には含まない。

①　宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等

２．個人情報データベース等（第６項）

⑴　「個人情報データベース等」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

①　従業員が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力、整理し、顧客への貸付けの契約の締結の勧誘など「会社の事業」のために使用し、又は供している場合

②　コンピュータを用いていない場合であっても、五十音順に索引を付して並べられた顧客カード等

⑵　「個人情報データベース等」に該当しない例

アンケートの戻りはがきで、氏名、住所等で分類整理されていない状態である場合

３．個人データ（第７項）

⑴　「個人データ」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

①　個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報

②　個人情報データベース等から紙面に出力されたもの（そのコピーを含む。）

③　データ入力前の紙ベースの入会申込書や借入申込書であっても、五十音順や口座番号順等により検索可能な状態になっている場合（「個人情報データベース等」に該当）において、当該個人情報データベースを構成する個人情報

④　「氏名」を削除する等、第三者にとって特定の個人を識別することができないようにしたデータであっても、協会員から見れば、他の情報と照合することで特定の個人情報を識別することができ、かつ、特定の個人情報を容易に検索可能である場合（「個人情報データベース等」に該当）において、当該個人情報データベースを構成する個人情報

⑵　「個人データ」に該当しない例

例えば、データ入力前の紙ベースの入会申込書や借入申込書等が、五十音順や口座番号順等により検索可能な状態になっていない場合において、その中に含まれる個人情報は該当しない。

また、利用方法からみて個人の権利利益を侵害するおそれが少ないため、個人データベース等から除かれているもの（例：市販の電話帳、住宅地図等）を構成する個人情報は、個人データに該当しない。

４．保有個人データ（第10項）

⑴　「保有個人データ」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

①　自社が作成、処理した個人情報データベース等（自社の顧客などのデータベース、又はそれらの書類、帳簿）を構成する個人情報

②　企業データ等の外部のデータを協会員内部のデータと組み合わせて作成・保有するデータベースについて、協会員自らが、開示、訂正、追加又は削除、停止、消去及び第三者への提供停止のすべてに応じることができる権限（⑵において「開示等権限」という。）を有するときは、「保有個人データ」に該当する。

⑵　「保有個人データ」に該当しない例

例えば、協会員が、委託を受けて個人データを取り扱う場合の委託元から取得したデータベース等、協会員自ら開示等権限がないものは該当しない。

⑶　「当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」の具体例（第10項第⑵号）

①　暴力団、いわゆる総会屋等、反社会的勢力若しくはその構成員等による不当要求行為を防止するためその他取引開始審査のために、協会員が当該団体等の個人データを保有している場合

②　いわゆる不審者、悪質クレーマー等からの不当要求行為を防止するため、当該行為を繰り返す者の個人データを保有している場合

⑷　「当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの」の具体例（第10項第⑷号）

①　警察からの捜査関係事項照会の受理、回答の過程で容疑者等の個人データを保有している場合

②　犯罪収益との関係が疑われる取引（疑わしい取引）の届出の対象となっている情報を保有している場合

５．個人関連情報（第11項）

⑴　「個人に関する情報」について

ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。

また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。

⑵　「個人関連情報」に該当する例

①　Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴

②　メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

③　ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴

④　ある個人の位置情報

⑤　ある個人の興味・関心を示す情報

㈱　個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

６．個人関連情報取扱事業者（第12項）

「個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」

特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人関連情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の個人関連情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人関連情報データベース等を事業の用に供している場合は、個人関連情報取扱事業者に該当する。

７．本人に通知（第15項）

本人への通知については、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

本人への通知に該当する事例

事例１）ちらし等の文書を直接渡すことにより知らせること。

事例２）口頭又は自動応答装置等で知らせること。

事例３）電子メール、ＦＡＸ等により送信し、又は文書を郵便等で送付することにより知らせること。

８．公表（第16項）

公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

公表に該当する事例

事例１）自社のホームページのトップページから１回程度の操作で到達できる場所への掲載

事例２）自社の店舗や事務所等、顧客が訪れることが想定される場所におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布

９．本人の同意（第17項）

本人の同意を得る場合には、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

本人の同意を得ている事例

事例１）本人からの同意する旨の口頭による意思表示

事例２）本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領

事例３）本人からの同意する旨のメールの受信

事例４）本人による同意する旨の確認欄へのチェック

事例５）本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック

事例６）本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

なお、与信事業において、保護法第18条第１項又は第27条第１項の同意を取得する際には、第４条の解説⑵に留意の上で対応することとする。

10．提供（第18項）

個人データ等が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

（参照条文：保護法２条、16条、施行令１条、２条、４条、５条、施行規則２条、３条、４条、５条、通則ガイドライン２、ＥＵ等補完的ルール⑴、⑵、⑸）

（利用目的の特定）

第３条　協会員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

２　前項の利用目的の特定に当たって、「自社の所要の目的で用いる」といった抽象的な利用目的は、「できる限り特定」したものとはならないことから、協会員は、提供する金融商品、サービスを示したうえで、利用目的を特定するよう努めなければならない。

３　協会員は、利用目的（法令等の規定により変更した利用目的を含む。）を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲（変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲）を超えて行ってはならない。

（許容例）

「商品案内等を郵送」→「商品案内等をメール送付」

（認められない例）

「アンケート集計に利用」→「商品案内等の郵送に利用」

なお、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、保護法所定の例外事由に該当しない限り、本人の同意を得なければならない。

４　協会員は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示しなければならない。

（解説）

【協会員における利用目的の特定】

以下の例を参考に、協会員各社において個人情報の利用目的を特定する。

⑴　利用目的の特定の例

①　与信判断および与信後の債権管理に利用するため

②　返済または支払能力に関する調査に利用するため

③　新たな商品やサービスの開発をお知らせするため

④　各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため

⑤　犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため

⑥　適合性の原則等に照らした判断等、金融商品・サービスの提供にかかる妥当性の判断のため

⑦　お客様に対し、取引結果などの報告を行うため

⑧　他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

⑨　お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

⑩　市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

⑪　ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

⑫　提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため

⑬　その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

⑵　利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が協会員において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい。なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当たっては、その旨が明確に分かるよう特定しなければならない。

⑶　「利用目的の特定」の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。

本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことにはならない。

例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、協会員は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。

【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】

事例１）「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」

事例２）「取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。」

⑷　定款等に規定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定されている場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得るが、多くの場合、業種の明示だけでは利用目的をできる限り具体的に特定したことにはならないと解される。なお、利用目的の特定に当たり「○○事業」のように事業を明示する場合についても、社会通念上、本人からみてその特定に資すると認められる範囲に特定することが望ましい。また、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならないと解される。

⑸　利用目的の変更における「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」とは、本人の主観や協会員の恣意的な判断によるものではなく、一般人の判断において、当初の利用目的と変更後の利用目的を比較して予期できる範囲をいい、当初特定した利用目的とどの程度の関連性を有するかを総合的に勘案して判断される。

（参照条文：保護法17条、通則ガイドライン３－１－１、３－１－２、金融分野ガイドライン２条）

（与信事業の利用目的）

第４条　協会員は、貸金業務を行うに際して個人情報を取得する場合においては、利用目的を明示する書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）に確認欄を設けること等により、利用目的について本人の同意を得るよう努めなければならない。この場合において、契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載するものとする。

２　協会員は、取引上の優越的な地位を不当に利用し、融資の条件として、これら業務において取得した個人情報について当該業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送等に利用することを利用目的として同意させる行為を行ってはならない。

３　協会員は、個人情報を個人信用情報機関（個人の返済能力に関する情報の収集及び与信事業を行う協会員に対する当該情報の提供を業とするものをいう。以下同じ。）に提供する場合には、その旨を利用目的に明示し、本人の同意を得なければならない。

（解説）

⑴　与信事業の利用目的の「明示」・「同意」を得る方法の具体例

例えば、顧客と融資取引を開始する際に、「当社は、融資取引のためにお客様の個人情報を取得する」旨の条項を記載した書面を交付し、次の⑵により同意を得る。この場合、融資取引以外の利用目的について、併せて本人に列挙提示のうえ、同意を得ることが望ましい。

⑵　「同意」を得る方法の具体例

例えば、次のような方法がある。

①　本人から直接個人情報を取得する書面上又は別の書面上に利用目的及び同意文言を記載し、本人の署名等を徴求して同意を得る方法

②　インターネット等の場合、画面上での同意の意思表示（了解ボタンをクリック等）又は同意文言を記載した本人からの電子メールの受領等による方法

③　上記①又は②以外の電話等非対面の場合で、口頭による同意を得るときは、顧客本人の同意の意思表示について社内記録（聴取書等）を作成し、その後に当該顧客本人からその内容について署名等で確認を得るか又は録音すること等により事後的に検証可能な体制をとる必要がある。

⑶　適用関係

本条第１項は、平成17年４月１日以後に、新たに融資の申込を行った顧客の個人情報を取得する場合に適用する。

（参照条文：金融分野ガイドライン２条）

（「同意」の形式）

第５条　協会員は、次条、第16条及び第17条に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面によることとする。

（解説）

⑴　「同意」を得る方法の具体例

第４条の解説⑵と同様の方法により「同意」を得る。

⑵　あらかじめ作成された同意書面を用いる場合の留意事項

文字の大きさ及び文章の表現を変えること等により、個人情報の取扱いに関する条項が他と明確に区分され、本人に理解されることが望ましい。または、あらかじめ作成された同意書面に確認欄を設け本人がチェックを行うこと等、本人の意思が明確に反映できる方法により確認を行うことが望ましい。

なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

（参照条文：通則ガイドライン２―16、金融分野ガイドライン３条）

（利用目的による制限）

第６条　協会員は、保護法第17条第１項により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、当該同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送信や電話をかけること等）は、当初特定した利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

２　協会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、協会員が合併、分社化、事業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合であって、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にはならず、本人の同意を得る必要はない。

なお、事業の承継後に、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、当該同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送信や電話をかけること等）は、承継前の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

３　前二項は、次に掲げる場合については適用しない。

⑴　法令に基づく場合

⑵　人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

⑸　協会員が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

⑹　学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

（解説）

⑴　例えば、協会員については、協会員が、新たに取扱いを行う業務に関して、既に取得した個人情報を利用する場合、利用目的に明記した「貸金業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）」から外れない限り、第３条により特定した利用目的の達成に必要な範囲内と考えられる。

⑵　「合併その他の事由」（第２項）には、合併のほか事業譲渡、営業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される事業の承継が該当する。

⑶　「法令に基づく場合」（第３項第⑴号）の具体例

例えば、次のようなものが該当する。

①　国税通則法第74条の２他（税務署の所得税等に関する調査に対応する場合）

②　国税通則法第131条（質問、検査又は領置等）

③　刑事訴訟法第197条第２項

④　犯罪収益移転防止法第８条第１項（疑わしい取引の届出等）

⑤　民事訴訟法第223条（文書提出命令等）

⑥　刑事訴訟法第218条

⑦　所得税法第225条（支払調書及び支払通知書）

⑧　地方税法第72条の63（総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る質問検査権）

⑨　国税徴収法第141条（質問及び検査）

⑩　貸金業法第24条の６の10（報告徴収及び立入検査）

⑪　預金保険法附則第７条（協定銀行に係る業務の特例）

⑫　民事執行法第147条（第三債務者の陳述の催告）

⑬　貸金業法等に基づく自主規制機関に対する情報提供

⑭　協会員が本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・本協会の自主規制業務遂行のために本協会に個人情報の提供を行う場合

⑮　金融商品取引法第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合

⑯　弁護士法第23条の２に基づく弁護士会からの照会に対応する場合

⑰　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第１項に基づく保健所が行う積極的疫学調査に対応する場合

⑱　電気事業法第34条第１項に基づく災害発生時の停電復旧対応の迅速化等のため、経済産業大臣の求めに応じて、一般送配電事業者が、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供する場合

なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

⑷　「人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例（第３項第⑵号）

例えば、次のようなものが該当する。

①　暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報を企業間で共有する場合

②　顧客等の急病に対処するため医療機関へ情報提供する場合

③　強硬に意図的な業務妨害をする者について警察へ情報提供する場合

④　地震、災害等により本人が行方不明である状況が継続している場合における当該本人の家族への財産開示

⑸　「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例（第３項第⑷号）

例えば、次のようなものが該当する。

①　税務当局の任意調査に応じる場合

②　警察の任意調査に応じる場合

③　一般統計調査に回答する場合

㈱　「協力する必要がある」か否かについては、協会員が個別に判断することとなるが、例えば税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を特定のうえ提供することが望ましい。

また、各当局からの任意による照会等の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

（参照条文：保護法18条、通則ガイドライン３－１－３、３－１－４、３－１－５、金融分野ガイドライン４条）

（不適正な利用の禁止）

第７条　協会員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（解説）

⑴　「違法又は不当な行為」とは、保護法その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、保護法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

⑵　「おそれ」の有無は、協会員による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における協会員の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、協会員が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該協会員が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

【協会員が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例】

事例１）違法な行為を営むことが疑われる事業者（例：貸金業登録を行っていない貸金業者等）からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該事業者に当該本人の個人情報を提供する場合

事例２）裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報（例：官報に掲載される破産者情報）を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合

事例３）暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な行為や総会屋による不当な要求を助長し、又は誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間で共有している暴力団員等に該当する人物を本人とする個人情報や、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにする場合

事例４）個人情報を提供した場合、提供先において保護法第27条第１項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合

事例５）採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合

事例６）広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合

（参照条文：保護法19条、通則ガイドライン３－２）

（機微（センシティブ）情報について）

第８条　協会員は、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、保護法第57条第１項各号若しくは施行規則第６条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないものとする。

⑴　法令等に基づく場合

⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

⑸　保護法第20条第２項第６号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を取得する場合、保護法第18条第３項第６号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を利用する場合、又は保護法第27条第１項第７号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を第三者提供する場合

⑹　源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑺　相続手続きによる権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑻　協会員の貸金業務の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑼　機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

２　協会員は、機微（センシティブ）情報を前項各号に定める事由により取得、利用又は第三者提供する場合には、各号の事由を逸脱して、取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。

３　協会員は、機微（センシティブ）情報を、第１項に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、保護法第20条第２項に従い、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされていることなど、個人情報の保護に関する法令等に従い適切に対応しなければならないことに留意する。

４　協会員は、機微（センシティブ）情報を第三者へ提供するに当たっては、保護法第27条第２項（オプトアウト）の規定を適用しないこととする。なお、機微（センシティブ）情報のうち要配慮個人情報については、同項において、オプトアウトを用いることができないとされていることに留意する。

（解説）

⑴　機微（センシティブ）情報に該当しない情報の例

例えば、次のようなものは該当しない。

①　新聞・テレビや官報等に記載された公知の情報

②　相続手続及び納税義務の履行において準拠法を確認するために「国籍（永住権の有無を含む。）」を使用する場合の当該「国籍」情報

⑵　留意事項

①　機微（センシティブ）情報の取得の時期は、協会員において、当該情報を事業の用に供するものとしてファイルに綴じる等により保管した段階である。

②　平成17年４月１日以後、顧客の本人確認を行うため、当該顧客から、本人確認書類として、本籍地が記載された書面等の写しの送付を受けた場合、ファイリング（保管）するまでの間に、速やかに、当該本籍地を黒塗りすれば、機微（センシティブ）情報の「取得」に当たらない。なお、平成17年４月１日前に取得した機微（センシティブ）情報については、同日以後は、第８条第１項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。

⑶　「法令等に基づく場合」の具体例（第１項第⑴号）

法律、政省令、条例、条約のほか、閣議決定や公務所により発出された指導文書で、例えば、次のようなものが該当する。

①　顧客から「障害者等の少額貯蓄非課税制度」の利用資格を確認するため、身体障害者手帳（写）の提出を受けた場合

②　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団追放運動推進センターの会議等の場で文書等に記載された暴力団等、反社会的勢力若しくはその構成員の反社会的行為に関する情報を取得する場合

③　犯罪収益移転防止法第８条第１項に基づく疑わしい取引の届出により、個人情報を取得する場合

④　内部者取引の未然防止を図るために、顧客の勤務先情報として、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する当該顧客の機微（センシティブ）情報を取得する場合

⑷　「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の具体例（第１項第⑵号）

例えば、暴力団、いわゆる総会屋等、反社会的勢力若しくはその構成員等を把握する目的で、犯罪情報を取得する場合

⑸　「相続手続きによる権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合」の具体例（第１項第⑺号）

例えば、相続手続きのための戸籍謄本を取得する場合

（参照条文：金融分野ガイドライン５条）

（適正な個人情報の取得及び要配慮個人情報の取得）

第９条　協会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

２　協会員は、要配慮個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りではない。

⑴　法令に基づく場合

⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、協会員が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

⑸　協会員が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

⑹　学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（協会員と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）

⑺　当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、保護法第57条第１項各号に掲げる者その他施行規則で定める者により公開されている場合

⑻　本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

⑼　保護法第27条第５項各号（保護法第41条第６項の規定により読み替えて適用する場合及び保護法第42条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

（解説）

⑴　協会員が不正の手段により個人情報を取得している事例

例えば、次のようなものが該当する。

なお、個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。

事例１）十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合

事例２）保護法第27条第１項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合

事例３）個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得する場合

事例４）他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、当該他の事業者から個人情報を取得する場合

事例５）保護法第27条第１項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合

事例６）不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合

⑵　要配慮個人情報を取得する場合において本人の同意を得る必要がない事例

①　法令に基づく場合

事例）協会員が、労働安全衛生法に基づき健康診断を実施し、これにより従業員の身体状況、病状、治療等の情報を健康診断実施機関から取得する場合

②　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

事例１）急病その他の事態が生じたときに、本人の病歴等を医師や看護師が家族から聴取する場合

事例２）協会員その他の事業者間において、不正対策等のために、暴力団等の反社会的勢力情報、意図的に業務妨害を行う者の情報のうち、過去に業務妨害罪で逮捕された事実等の情報について共有する場合

事例３）不正送金等の金融犯罪被害の事実に関する情報を、関連する犯罪被害の防止のために、協会員その他の事業者から取得する場合

③　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

事例１）健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断等の結果判明した病名等について、健康増進施策の立案や保健事業の効果の向上を目的として疫学調査等のために提供を受けて取得する場合

事例２）児童生徒の不登校や不良行為等について、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応するために、ある関係機関において、他の関係機関から当該児童生徒の保護事件に関する手続が行われた情報を取得する場合

事例３）児童虐待のおそれのある家庭情報のうち被害を被った事実に係る情報を、児童相談所、警察、学校、病院等の関係機関が、他の関係機関から取得する場合

④　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、協会員が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

事例）協会員が警察の任意の求めに応じて要配慮個人情報に該当する個人情報を提出するために、当該個人情報を取得する場合

⑤　当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、保護法第57条第１項各号に掲げる者その他施行規則で定める者により公開されている場合

事例）要配慮個人情報が、次に掲げる者により公開されている場合。

イ　本人
ロ　国の機関
ハ　地方公共団体
ニ　学術研究機関等
ホ　放送機関・新聞社・通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）
ヘ　著述を業として行う者
ト　宗教団体
チ　政治団体
リ　外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
ヌ　外国において保護法第16条第８項に規定する学術研究機関等に相当する者
ル　外国において保護法第57条第１項各号に掲げる者に相当する者

⑥　本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

事例）身体の不自由な方が店舗に来店し、対応した店員がその旨をお客様対応録等に記録した場合（目視による取得）や、身体の不自由な方の様子が店舗に設置された防犯カメラに映りこんだ場合（撮影による取得）

⑦　保護法第27条第５項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき

⑶　保護法第20条第２項に違反している事例

本人の同意を得ることなく、保護法第20条第２項第７号及び施行規則第６条で定める者以外がインターネット上で公開している情報から本人の信条や犯罪歴等に関する情報を取得し、既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること。

⑷　協会員が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該協会員が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。また、協会員が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が保護法第20条第２項及び保護法第27条第１項に基づいて本人から必要な同意（要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する同意）を取得していることが前提となるため、提供を受けた当該協会員が、改めて本人から保護法第20条第２項に基づく同意を得る必要はないものと解される。

（参照条文：保護法20条、施行令９条、施行規則６条、通則ガイドライン３－３－１、３－３－２）

（個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等）

第10条　協会員は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない。協会員は、この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、また、本項に定める「公表」の方法については、販売方法等の事業の態様に応じ、営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネットのホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。

２　協会員は、前項の規定にかかわらず、契約書や懸賞応募はがき等の書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

３　協会員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

４　前三項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

⑴　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産（法人の財産を含む。）その他の権利利益を害するおそれがある場合

⑵　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該協会員の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

⑶　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

⑷　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（解説）

⑴　「通知」方法

原則として、書面による通知とする。

⑵　本人への通知又は公表が必要な事例

例えば、次のような場合がある。

事例１）インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く。）

事例２）インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く。）

事例３）個人情報の第三者提供を受けた場合

⑶　本人への利用目的の明示が必要な事例

例えば、次のような場合がある。

事例１）本人の個人情報が記載された申込書・契約書等を本人から直接取得する場合

事例２）アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合

事例３）自社が主催するキャンペーンへの参加希望者が、参加申込みのために自社のホームページの入力画面に入力した個人情報を直接本人から取得する場合

なお、名刺などは、一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、申込書、アンケート調査票、懸賞応募はがき等のように、協会員が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該協会員の求めに沿う形で個人情報を提供する場合とは異なることから、利用目的の明示の義務を課するものではないが、その場合はあらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない（ただし、第４項参照）。口頭により個人情報を取得する場合についても同様とする。

⑷　利用目的の明示に該当する事例

例えば、次のような方法がある。

事例１）利用目的を明記した契約書その他の書面を相手方である本人に手渡し、又は送付する場合

なお、契約約款又は利用条件等の書面（電磁的記録を含む。）中に利用目的条項を記載する場合は、例えば、裏面約款に利用目的が記載されていることを伝える、又は裏面約款等に記載されている利用目的条項を表面にも記載し、かつ、社会通念上、本人が認識できる場所及び文字の大きさで記載する等、本人が実際に利用目的を確認できるよう留意することが望ましい。

事例２）ネットワーク上において、利用目的を、本人がアクセスした自社のホームページ上に明示し、又は本人の端末装置上に表示する場合

なお、ネットワーク上において個人情報を取得する場合は、本人が送信ボタン等をクリックする前等にその利用目的（利用目的の内容が示された画面に１回程度の操作でページ遷移するよう設定したリンクやボタンを含む。）が本人の目に留まるようその配置に留意することが望ましい。

⑸　「明示」の内容等

①　「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

②　「明示」する内容は、取得した個人情報の利用目的である。

「明示」は、当該契約書その他の書面に記載された個人情報の利用目的のみを示す方法と、第３条により特定した包括的な利用目的の全部又は一部を示す方法のいずれかによるものとする。

③　本人に対して、取引開始時等に包括的な利用目的を明示している場合で、当該契約書その他の書面に記載された個人情報の利用目的が、取引開始時等に明示された包括的な利用目的の範囲内にあるときは、当該書面による個人情報を取得する都度、あらためて利用目的の明示を行う必要はない。

⑹　「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産（法人の財産を含む。）その他の権利利益を害するおそれがある場合」の具体例（第４項第⑴号）

事例１）第三者から、暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報及び業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれがある場合

事例２）児童虐待等に対応するために、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関において、ネットワークを組んで対応する場合に、加害者である本人に対して当該本人の個人情報の利用目的を通知・公表することにより、虐待を悪化させたり、虐待への対応に支障等が生じたりするおそれがある場合

⑺　「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該協会員の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」の具体例（第４項第⑵号）

例えば、次のようなものが該当する。

事例１）暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合

事例２）通知又は公表される利用目的により、協会員が行う開発中の新サービス、営業ノウハウ等の企業秘密にかかわるようなものが明らかになる場合

⑻　「国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例（第４項第⑶号）

事例）警察が、公開手配を行わないで、被疑者に関する個人情報を、被疑者の立ち回りが予想される協会員に限って提供した場合において、警察から当該個人情報を受け取った当該協会員が、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある場合

⑼　「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」の具体例（第４項第⑷号）

例えば、次のようなものが該当する。

事例１）商品・サービス等を販売・提供するに当たって住所・電話番号等の個人情報を取得する場合で、その利用目的が当該商品・サービス等の販売・提供のみを確実に行うためという利用目的であるような場合

事例２）一般の慣行として名刺を交換する場合、直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付するという利用目的であるような場合

（参照条文：保護法21条、通則ガイドライン３－３－３、３－３－４、３－３－５、金融分野ガイドライン６条）

（データ内容の正確性の確保等）

第11条　協会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手続の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手続の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

２　協会員は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき（利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等）は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。このため、協会員は、顧客等の個人データの保存期間について契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間経過後の保有する個人データを消去することとする。ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りでない。

（解説）

⑴　「個人データを正確かつ最新の内容に保つ」方法の具体例

顧客からの届出内容を迅速かつ正確に個人情報データベース等に反映するとともに、各社の業務の態様等に応じ、例えば、次のような方法により、各社において必要な対応に努めるものとする。なお、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。

①　会員規約やホームページにおいて、顧客の氏名・住所等の変更届出手続きについて周知する。

⑵　「消去」について

「個人データの消去」とは、当該個人データを個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。

⑶　「保存期間」について

保存期間は合理的理由を伴う永久保存も該当する。

⑷　「個人データについて利用する必要がなくなったとき」に該当する事例

事例）キャンペーンの懸賞品送付のため、当該キャンペーンの応募者の個人データを保有していたところ、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した場合

（参照条文：保護法22条、通則ガイドライン３－４－１、金融分野ガイドライン７条）

（安全管理措置）

第12条　協会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」及び「外的環境の把握」を含むものでなければならない。

なお、当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。

例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、協会員において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、協会員の安全管理措置の義務違反にはならない。

なお、保護法第23条における「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、協会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該協会員が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。そのため、以下この条における「個人データ」には、当該個人情報も含まれることに留意する。

本条における用語の定義は、次のとおりである。

⑴　組織的安全管理措置

個人データの安全管理措置について役職員（協会員の組織内にあって、直接又は間接に協会員の指揮監督を受けて協会員の業務に従事する者等をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、協会員との間の雇用関係にない者（取締役、執行役、監査役、派遣社員等）も含まれる。以下同じ。）の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこと等の協会員の体制整備及び実施措置をいう。

⑵　人的安全管理措置

役職員との個人データの非開示契約等の締結及び役職員に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう役職員を監督することをいう。

⑶　物理的安全管理措置

個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止並びに機器及び電子媒体等の廃棄等の個人データの安全管理に関する物理的な措置をいう。

⑷　技術的安全管理措置

個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する技術的な措置をいう。

⑸　外的環境の把握

外国において個人データを取り扱う場合に、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握することをいう。協会員は、外国において個人データを取り扱う場合には、外的環境を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2　協会員は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の「組織的安全管理措置」を講じなければならない。

⑴　規程等の整備

イ　個人データの安全管理に係る基本方針の整備
ロ　個人データの安全管理に係る取扱規程の整備
ハ　個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備
ニ　外部委託に係る規程の整備

⑵　各管理段階における安全管理に係る取扱規程

イ　取得・入力段階における取扱規程
ロ　利用・加工段階における取扱規程
ハ　保管・保存段階における取扱規程
ニ　移送・送信段階における取扱規程
ホ　消去・廃棄段階における取扱規程
ヘ　漏えい等事案（漏えい等又はそのおそれのある事案をいう。以下同じ。）への対応の段階における取扱規程

3　協会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。

⑴　組織的安全管理措置

イ　個人データの管理責任者等の設置
ロ　就業規則等における安全管理措置の整備
ハ　個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
ニ　個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
ホ　個人データの取扱状況の点検及び監査体制の整備と実施
ヘ　漏えい等事案に対応する体制の整備

⑵　人的安全管理措置

イ　役職員との個人データの非開示契約等の締結
ロ　役職員の役割・責任等の明確化
ハ　役職員への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練
ニ　役職員による個人データ管理手続きの遵守状況の確認

⑶　物理的安全管理措置

イ　個人データの取扱区域等の管理
ロ　機器及び電子媒体等の盗難等の防止
ハ　電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
ニ　個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄

⑷　技術的安全管理措置

イ　個人データの利用者の識別及び認証
ロ　個人データの管理区分の設定及びアクセス制御
ハ　個人データへのアクセス権限の管理
ニ　個人データの漏えい等防止策
ホ　個人データへのアクセスの記録及び分析
ヘ　個人データを取り扱う情報システムの稼働状況の記録及び分析
ト　個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査

（解説）
・　漏えい、滅失及び毀損の定義については、第15条参照
（参照条文：保護法23条、通則ガイドライン３－４－２、金融分野ガイドライン８条）

（役職員の監督）

第13条　協会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2　協会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制整備等により行うこととする。

⑴　役職員が、在職中及びその職を退いた後において、当該協会員の業務等に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること

⑵　個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた役職員の役割・責任の明確化及び役職員への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと

⑶　役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理措置に係る取扱規程に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における個人データの取扱状況の点検及び監査制度を整備すること

（解説）
・　役職員の定義については、第12条参照
（参照条文：保護法24条、通則ガイドライン３－４－３、金融分野ガイドライン９条）

（委託先の監督）

第14条　協会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、協会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

なお、当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

2　協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託する個人データの安全管理が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。）。

具体的には、以下の対応等が必要である。

⑴　個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準に従って委託先を選定するとともに、当該基準を定期的に見直すこと。

⑵　委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における漏えい等の防止及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件並びに漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況を確認し、当該安全管理措置の見直しを行わなければならない。

（解説）
・　委託先には外国の委託先も含まれる。
（参照条文：保護法25条、通則ガイドライン３－４－４、金融分野ガイドライン10条）

（漏えい等の報告等）

第15条　協会員は、その取り扱う個人データの漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして次の各号のいずれかに該当するものが生じたときは、次項以下の定めに従って、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会（保護法第150条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては金融庁長官等、保護法第170条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあっては地方公共団体の長等。第11項において同じ。）に報告しなければならない。ただし、協会員が、他の個人情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者に通知したときは、この限りでない。

⑴　要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下第１項各号及び次項において同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑵　不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑶　不正の目的をもって行われたおそれがある当該協会員に対する行為による個人データ（当該協会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑷　個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2　前項の規定による報告をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次の各号の事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。第５項において同じ。）を報告しなければならない（この時点での報告を「速報」という。以下同じ。）。

⑴　概要

⑵　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前項第⑶号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目

⑶　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数

⑷　原因

⑸　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

⑹　本人への対応の実施状況

⑺　公表の実施状況

⑻　再発防止のための措置

⑼　その他参考となる事項

3　前項の場合において、協会員は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が第１項第⑶号に定めるものである場合にあっては、60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない（この時点での報告を「確報」という。以下同じ。）。

4　第１項による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

⑴　個人情報保護委員会に報告する場合
施行規則第８条第３項第１号に定める報告書を提出する方法

⑵　保護法第150条第１項の規定により、第１項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合
施行規則第８条第３項第２号に定める報告書を提出する方法

5　協会員は、第１項ただし書の規定による通知をする場合には、同項各号に定める事態を知った後、速やかに、第２項各号に定める事項を通知しなければならない。

6　協会員は、その取り扱う個人である資金需要者等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、関係法令に従って、監督当局に報告しなければならない。

7　協会員は、次の各号のいずれかの事態（第１項及び前項に規定する事態を除く。）を知ったときは、第１項及び前項の規定に準じて、監督当局に報告することとする。

⑴　その取り扱う個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑵　その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等（保護法第41条第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。第９項において同じ。）又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

8　第１項に規定する場合には、協会員（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、第１項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次の各号に定める事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

⑴　概要

⑵　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目

⑶　原因

⑷　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

⑸　その他参考となる事項

9　協会員は、次の各号のいずれかの事態（第１項各号に定める事態を除く。）を知ったときは、前項に準じて、本人への通知等を行うこととする。

⑴　その取り扱う個人データ（仮名加工情報である個人データを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑵　その取り扱う個人情報（仮名加工情報である個人情報を除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

⑶　その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

10　協会員は、第１項、第６項及び第７項に規定する事態が発覚した場合は、当該事態の内容等に応じて、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

⑴　事業者内部における報告及び被害の拡大防止

⑵　事実関係の調査及び原因の究明

⑶　影響範囲の特定

⑷　再発防止策の検討及び実施

⑸　個人情報保護委員会への報告及び本人への通知

11　協会員は、第１項、第６項又は第７項に基づき個人情報保護委員会又は監督当局に報告するときは、本協会に対しても同じ事項を報告しなければならない。

（解説）

⑴　第１項に規定する「個人データ」とは、協会員が取り扱う個人データをいう。

ただし、同項第⑶号に規定する「個人データ」には、「当該協会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」が含まれる。

そのため、同号に定める事態との関係では、解説⑵から⑷までにおける「個人データ」は、協会員が取り扱う個人データに加え、「当該協会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」を含む。

同号に定める事態について、詳細は解説⑹を参照のこと。

⑵　個人データの「漏えい」とは、個人データが外部に流出することをいう。

なお、個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。また、協会員が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合は、漏えいに該当しない。

【個人データの漏えいに該当する事例】

事例１）個人データが記載された書類を第三者に誤送付した場合

事例２）個人データを含むメールを第三者に誤送信した場合

事例３）システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合

事例４）個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例５）不正アクセス等により第三者に個人データを含む情報が窃取された場合

事例６）協会員のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ、ユーザーが当該ページに入力した個人情報が、当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該協会員が、当該ページに入力される個人情報を個人情報データベース等へ入力することを予定していたとき

⑶　個人データの「滅失」とは、個人データの内容が失われることをいう。

なお、下記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は、滅失に該当しない。また、協会員が合理的な理由により個人データを削除する場合は、滅失に該当しない。

【個人データの滅失に該当する事例】

事例１）個人情報データベース等から出力された氏名等が記載された帳票等を誤って廃棄した場合

㈱　当該帳票等が適切に廃棄されていない場合には、個人データの漏えいに該当する場合がある。

事例２）個人データが記載又は記録された書類・媒体等を社内で紛失した場合

㈱　社外に流出した場合には、個人データの漏えいに該当する。

⑷　個人データの「毀損」とは、個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

なお、下記事例２）及び事例３）の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は毀損に該当しない。

【個人データの毀損に該当する事例】

事例１）個人データの内容が改ざんされた場合

事例２）暗号化処理された個人データの復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合

事例３）ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合

㈱　同時に個人データが窃取された場合には、個人データの漏えいにも該当する。

⑸　報告すべき事態が発覚した場合に講じるべき措置（第10項）

協会員が本条に基づき報告すべき事態（第１項、第６項及び第７項に規定する事態）が発覚した場合に当該事態の内容等に応じて講じるべき必要な措置の内容は、次のとおりである。

①　事業者内部における報告及び被害の拡大防止

責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。

②　事実関係の調査及び原因の究明

漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。

③　影響範囲の特定

上記②で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる。

④　再発防止策の検討及び実施

上記②の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講ずる。

⑤　個人情報保護委員会への報告及び本人への通知

解説⑹から⑯を参照のこと。

なお、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましい。

⑹　保護法に基づく報告対象事態（第１項）

協会員は、次の①から④までに掲げる事態（以下「保護法報告対象事態」という。）を知ったときは、個人情報保護委員会から権限の委任を受けている監督当局（財務局長若しくは財務支局長又は都道府県知事）及び本協会に報告しなければならない（第１項、第11項）。

なお、保護法報告対象事態に該当しない漏えい等事案であっても、協会員は個人情報保護委員会及び本協会に任意の報告をすることができる。

保護法報告対象事態における「おそれ」については、その時点で判明している事実関係に基づいて個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断することになる。漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合がこれに該当する。

①　要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（第１項第⑴号関係）

【報告を要する事例】

事例１）従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合

②　不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（第１項第⑵号関係）

財産的被害が生じるおそれについては、対象となった個人データの性質・内容等を踏まえ、財産的被害が発生する蓋然性を考慮して判断する。

【報告を要する事例】

事例１）ＥＣサイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合

事例２）送金や決済機能のあるウェブサービスのログインＩＤとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合

③　不正の目的をもって行われたおそれがある当該協会員に対する行為による個人データ（当該協会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（第１項第⑶号関係）

「不正の目的をもって行われたおそれがある当該協会員に対する行為」（以下「不正行為」という。）の主体には、第三者のみならず、従業者も含まれる。また、不正行為の相手方である「当該協会員」には、当該協会員が第三者に個人データの取扱いを委託している場合における当該第三者（委託先）及び当該協会員が個人データを取り扱うに当たって第三者の提供するサービスを利用している場合における当該第三者も含まれる。

当該協会員が「取得しようとしている個人情報」に該当するかどうかは、当該協会員が用いている個人情報の取得手段等を考慮して客観的に判断する。

個人情報データベース等へ入力すること等を予定していれば、最終的に個人情報に該当しない統計情報への加工を行うことを予定している場合等であっても、「個人データとして取り扱われることが予定されている」に該当する。

㈱　協会員が、個人データとして取り扱うことを予定している個人情報の取扱いを第三者に委託する場合であって、当該第三者（委託先）が当該個人情報を個人データとして取り扱う予定はないときも、ここにいう「協会員が第三者に個人データの取扱いを委託している場合」に該当する。

【報告を要する事例】

事例１）不正アクセスにより個人データ（個人情報データベース等へ入力する予定の個人情報を含む。以下、事例５）まで同じ。）が漏えいした場合

事例２）ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合

事例３）個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例４）従業者が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合

㈱　従業者による個人データ又は個人情報の持ち出しの事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、個人データ又は個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。

事例５）従業者の私用の端末又は取引先の端末が情報を窃取するマルウェアに感染し、その後、当該端末と協会員のサーバとの電気通信に起因して、当該サーバも当該マルウェアに感染し、個人データが漏えいした場合

事例６）協会員のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ、ユーザーが当該ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該協会員が、当該ページに入力される個人情報を個人情報データベース等へ入力することを予定していたとき

事例７）協会員のウェブサイト上に設置された、入力ページに遷移するためのリンクやボタンが第三者に改ざんされ、当該リンクやボタンをユーザーがクリックした結果、偽の入力ページに遷移し、当該ユーザーが当該偽の入力ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該協会員が、当該協会員の入力ページに入力される個人情報を個人情報データベース等へ入力することを予定していたとき

事例８）協会員が、第三者により宛先の改ざんされた返信用封筒を顧客に送付した結果、当該返信用封筒により返信されたアンケート用紙に記入された個人情報が当該第三者に送付された場合であり、かつ、当該協会員が、当該個人情報を個人情報データベース等へ入力することを予定していたとき

㈱　サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次のイからホが考えられる。

イ　個人データ（個人情報データベース等へ入力する予定の個人情報を含む。ロにおいて同じ。）を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合

ロ　個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合

ハ　マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送り、制御するサーバ（Ｃ＆Ｃサーバ）が使用しているものとして知られているＩＰアドレス・ＦＱＤＮ（Fully Qualified Domain Nameの略。サブドメイン名及びドメイン名からなる文字列であり、ネットワーク上のコンピュータ（サーバ等）を特定するもの。）への通信が確認された場合

ニ　個人情報の取得手段であるウェブページを構成するファイルを保存しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、外部からの不正アクセスにより、当該ファイルに、当該ウェブページに入力された情報を窃取するような改ざんがされた痕跡が確認された場合

ホ　不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービス・プロバイダ、専門家等の第三者から、漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合

④　個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（第１項第⑷号関係）

「個人データに係る本人の数」は、当該協会員が取り扱う個人データのうち、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数をいう。「個人データに係る本人の数」について、事態が発覚した当初1,000人以下であっても、その後1,000人を超えた場合には、1,000人を超えた時点で第１項第⑷号に該当することになる。本人の数が確定できない漏えい等において、漏えい等が発生したおそれがある個人データに係る本人の数が最大1,000人を超える場合には、第１項第⑷号に該当する。

事例）システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合

なお、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ又は個人情報について、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。

⑺　報告義務の主体

漏えい等報告の義務を負う主体は、原則として、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う協会員である。ただし、第１項第⑶号に定める事態について漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ又は個人情報を取り扱い、又は取得しようとしている協会員である（解説⑴参照）。

個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データ又は個人情報を取り扱っており、又は取得しようとしていることになるため、保護法報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（第１項ただし書参照）。

また、委託元から委託先にある個人データ（個人データＡ）の取扱いを委託している場合であって、別の個人データ（個人データＢ）の取扱いを委託していないときには、個人データＢについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。

⑻　「速報」について（第２項）

協会員は、保護法報告対象事態を知ったときは、速やかに、個人情報保護委員会及び本協会に報告しなければならない。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、協会員が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、協会員が当該事態を知った時点から概ね３～５日以内である。

個人情報保護委員会への漏えい等報告については、次の①から⑨までに掲げる事項を、原則として、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

①　「概要」

当該事態の概要について、発生日、発覚日、発生事案、発見者、第15条第１項各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等を報告する。

②　「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前項第⑶号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（第１項第⑶号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目について、媒体や種類（顧客情報、従業員情報の別等）とともに報告する。

③　「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（第１項第⑶号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）に係る本人の数について報告する。

④　「原因」

当該事態が発生した原因について、当該事態が発生した主体（報告者又は委託先）とともに報告する。

⑤　「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」

当該事態に起因して発生する被害又はそのおそれの有無及びその内容について報告する。

⑥　「本人への対応の実施状況」

当該事態を知った後、本人に対して行った措置（通知を含む。）の実施状況について報告する。

⑦　「公表の実施状況」

当該事態に関する公表の実施状況について報告する。

⑧　「再発防止のための措置」

漏えい等事案が再発することを防止するために講ずる措置について、実施済みの措置と今後実施予定の措置に分けて報告する。

⑨　「その他参考となる事項」

上記の①から⑧までの事項を補完するため、個人情報保護委員会が当該事態を把握する上で参考となる事項を報告する。

⑼　「確報」について（第３項）

協会員は、保護法報告対象事態を知ったときは、速報に加え、30日以内（第１項第⑶号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同条第⑴号、第⑵号又は第⑷号の事態にも該当する場合も60日以内。）に個人情報保護委員会及び本協会に報告しなければならない。30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、協会員が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定に当たっては、その時点を１日目とする。

確報においては、解説⑻①～⑨までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（保護法報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

（注１）速報の時点で全ての事項を報告できる場合には、１回の報告で速報と確報を兼ねることができる。

（注２）確報の報告期限（30日以内又は60日以内）の算定に当たっては、土日・祝日も含める。ただし、30日目又は60日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日（12月29日～１月３日）の場合は、その翌日を報告期限とする（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第２条）。

⑽　委託元への通知による例外

委託先は、個人情報保護委員会への報告義務を負っている委託元に対し、解説⑻①～⑨までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除される（第１項ただし書参照）。委託元への通知については、速報としての報告と同様に、保護法報告対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点から概ね３～５日以内である。

この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告をすることになる。委託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、保護法報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。

なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。

⑾　貸金業法及び金融分野ガイドラインに基づく報告（第６項及び第７項）

協会員は、その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、監督当局（財務局長若しくは財務支局長又は都道府県知事）及び本協会に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない（第６項、第11項）。

また、協会員は、第７項各号のいずれかの事態（第１項及び第６項に規定する事態を除く。）を知った場合には、第１項及び第６項の規定に準じて、監督当局及び本協会に報告するものとする（第７項、第11項）。

第６項にいう「速やかに報告することその他の適切な措置」については、以下のとおり考えられる。

①　原則として、「速やかに」（当該事態を知った時点から概ね３～５日以内を目安として）、その時点で把握している当該事態の概要等を監督当局に報告する必要がある。また、その後、当該事態の概要等が判明した場合には、判明次第、改めて監督当局及び本協会に報告する必要がある。

② ＦＡＸの誤送信、郵便物等の誤送付、メールの誤送信等については、金融機関が個別の事案ごとに、漏えい等した情報の量、機微（センシティブ）情報の有無及び二次被害や類似事案の発生の可能性等を検討し、「速やかに」報告を行う必要性が低いと判断したものであれば、業務の手続の簡素化を図る観点から、四半期に一回程度にまとめて監督当局に報告することも差し支えない。

③ 郵便局員による誤配等、金融機関の責めに帰さない事案については、報告する必要はないと判断して差し支えない。ただし、「本人の権利利益が侵害されておらず、今後も権利利益の侵害の可能性がない又は極めて小さい」とはいえない場合には、（上記①又は②に従って）報告を行う必要がある。

④ 他方で、いかなる場合でも、漏えい等事案の事実関係等を公表する場合には、都度「速やかに」監督当局及び本協会に報告する必要がある。

⑿ 本人への通知、通知対象となる事態及び通知義務の主体

協会員は、保護法報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない（第８項）。

通知義務を負う主体は、原則として、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う協会員である。ただし、第１項第⑶号に定める事態について本人への通知の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ又は個人情報を取り扱い、又は取得しようとしている協会員である（解説⑴参照）。

個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データ又は個人情報を取り扱い、又は取得しようとしていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が本人への通知を行う義務を負う。委託先が、報告義務を負っている委託元に解説⑻①～⑨までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。なお、委託元への通知を行った委託先は、必要に応じて委託元による本人への通知に協力することが求められる。また、協会員は、第９項各号のいずれかの事態を知ったときも、上記に準じて本人への通知等を行う努力義務を負う（第９項）。

金融機関が取り扱う情報の性質等に鑑み、基本的には全ての漏えい等事案について本人への通知等を行うことが望ましいとされる。なお、例えば、漏えい等した個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化措置が講じられている場合や、漏えいした個人データを即時に回収した場合等、本人の権利利益が侵害されておらず、今後も権利利益の侵害の可能性がない又は極めて小さい場合等には、本人への通知を要しない。

⒀ 通知の時間的制限

協会員は、保護法報告対象事態を知ったときは、当該事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行わなければならない。

「当該事態の状況に応じて速やかに」とは、速やかに通知を行うことを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。

【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例】

事例１）インターネット上の掲示板等に漏えいした複数の個人データがアップロードされており、協会員において当該掲示板等の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合

事例２）漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

⒁ 通知の内容

本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前項第⑶号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目」、「原因」、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」及び「その他参考となる事項」（解説⑻参照）に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというものではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある。

本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものである。

また、当初保護法報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には保護法報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知が「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものであることに鑑み、本人への通知は不要である。

㈱ 第２項第⑼号に定める「その他参考となる事項」については、本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。

【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】

事例１）不正アクセスにより個人データが漏えいした場合において、その原因を本人に通知するに当たり、個人情報保護委員会に報告した詳細な内容ではなく、必要な内容を選択して本人に通知すること。

事例２）漏えい等が発生した個人データの項目が本人ごとに異なる場合において、当該本人に関係する内容のみを本人に通知すること。

⒂ 通知の方法

「本人への通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。また、漏えい等報告と異なり、本人への通知については、その様式が法令上定められていないが、本人にとって分かりやすい形で通知を行うことが望ましい。

【本人への通知の方法の事例】

事例１）文書を郵便等で送付することにより知らせること。

事例２）電子メールを送信することにより知らせること。

⒃ 通知の例外

本人への通知を要する場合であっても、本人への通知が困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずることによる対応が認められる。

㈱ 代替措置として事案の公表を行わない場合であっても、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、公表を行うことが望ましい。

【本人への通知が困難な場合に該当する事例】

事例１）保有する個人データの中に本人の連絡先が含まれていない場合

事例２）連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合

【代替措置に該当する事例】

事例１）事案の公表

㈱ 公表すべき内容は、個別の事案ごとに判断されるが、本人へ通知すべき内容を基本とする。

事例２）問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにすること

（参照条文：保護法26条、施行規則７条から10条、通則ガイドライン３－５、金融分野ガイドライン11条）

（第三者提供の制限）

第16条 協会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者（個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれにも該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。）に提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。また、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。

⑴ 法令に基づく場合

⑵ 人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
⑸　学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
⑹　学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない。）に当該個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
⑺　学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

なお、個人データの第三者提供についての本人の同意を得る際には、原則として、書面によることとし、当該書面における記載を通じて、
イ　個人データの提供先の第三者
ロ　提供先の第三者における利用目的
ハ　第三者に提供される個人データの項目
を本人に認識させた上で同意を得ることとする。

本人の同意を得ようとする時点において、①に掲げる事項が特定できない場合には、①に掲げる事項に代わる本人に参考となるべき情報を本人に認識させた上で、同意を得ることとする。当該情報としては、「提供先の第三者の範囲や属性に関する情報」が考えられる。

2　個人信用情報機関に対して個人データが提供される場合には、個人信用情報機関を通じて当該機関の会員企業にも情報が提供されることとなるため、個人信用情報機関に個人データを提供する協会員が本人の同意を得ることとする。

本人から同意を得るに当たっては、本人が、個人データが個人信用情報機関を通じて当該機関の会員企業にも提供されることを明確に認識した上で、同意に関する判断を行うことができるようにすることとする。このため、協会員は、同意を得る書面に、前項に定める事項のほか、個人データが当該機関の会員企業にも提供される旨の記載及び当該機関の会員企業として個人データを利用する者の表示を行うこととする。

「当該機関の会員企業として個人データを利用する者」の表示は、「当該機関の会員企業として個人データを利用する者」の外延を本人に客観的かつ明確に示すものであることが必要であり、会員企業の名称を記載する方法若しくは当該機関の規約等及び会員企業名を常時公表しているインターネットのホームページ（苦情処理の窓口の連絡先等、第29条の内容を記載したもの）のアドレスを記載する方法等により、本人が同意の可否を判断するに足りる具体性をもって示すことをいう。また、本人に表示する個人信用情報機関の規約等においては、機関の加入資格及び会員企業の外延が明確に示されるとともに、個人データの適正管理、情報の目的外利用の防止等の観点から、安全管理体制の整備、守秘義務の遵守及び違反に対する制裁措置等を明確に記載することが適切である。

なお、協会員は、個人信用情報機関から得た資金需要者の返済能力に関する情報については、当該資金需要者の返済能力の調査以外の目的に使用することのないよう、慎重に取り扱うこととする。

3　協会員は、与信事業に係る個人の返済能力に関する情報を個人信用情報機関へ提供するに当たっては、保護法第27条第２項（オプトアウト）の規定を適用しないこととし、前項に従い本人の同意を得ることとする。

4　協会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、個人情報保護委員会に届け出た上で、第１項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第９条第１項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。
⑴　第三者への提供を行う協会員の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この条において同じ。）の氏名
⑵　第三者への提供を利用目的とすること
⑶　第三者に提供される個人データの項目
⑷　第三者に提供される個人データの取得の方法
⑸　第三者への提供の方法
⑹　本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること
⑺　本人の求めを受け付ける方法
⑻　第三者に提供される個人データの更新の方法
⑼　当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

5　協会員は、前項第⑴号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第⑶号から第⑸号まで、第⑺号、第⑻号又は第⑼号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならないものとする。また、協会員は、保護法第27条第３項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表しなければならない。

6　協会員は、保護法第27条第４項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表しなければならない。
⑴　第４項の規定による届出を行った場合
同項各号に掲げる事項
⑵　前項の規定による変更の届出を行った場合
変更後の第４項各号に掲げる事項
⑶　前項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合
その旨

7　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。
⑴　協会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って、当該個人データが提供される場合
⑵　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
⑶　特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者（共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第９項において「管理責任者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が保護法第17条第１項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

8　協会員が前項第⑶号の規定により行う通知は、原則として書面によることとする。協会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。

9　協会員は、第７項第⑶号に規定する管理責任者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（解説）

⑴　個人データを提供する場合の留意事項

協会員が取得した個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが必要となるが、本人の同意を得ることなく個人データを提供しようとするときは、次のいずれかに該当するかどうかを確認し必要な対応をとる。

①　法令に基づく場合等の適用除外の場合（第１項第⑴号～第⑺号）

②　オプトアウトによる場合（第４項）

③　委託の場合（第７項第⑴号）

④　合併等の事業承継の場合（第７項第⑵号）

⑤　共同利用の場合（第７項第⑶号）

【第三者提供とされる事例】（ただし、保護法第27条第５項各号の場合を除く。）

事例１）親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合

事例２）フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合

事例３）同業者間で、特定の個人データを交換する場合

【第三者提供とされない事例】（ただし、利用目的による制限がある。）

事例）同一事業者内で他部門へ個人データを提供する場合

・　ＳＮＳ等の取扱い

ブログやその他のＳＮＳに書き込まれた個人データを含む情報については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他のＳＮＳの運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。

⑵　同意を取得する際の留意事項

協会員は、その業務の性質や方法に応じて、次の各号にも留意しつつ、個人である資金需要者等から適切な同意の取得を図る必要がある。

①　パソコン・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人である資金需要者等が明確に認識できるような仕様とすること。

②　過去に個人である資金需要者等から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である資金需要者等の同意を取得すること。

③　第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人である資金需要者等において個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討すること。

④　第三者提供の同意の取得にあたって、優越的地位の濫用や個人である資金需要者等との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意すること。

例えば、個人である資金需要者等が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられること等がないように留意すること。

⑶　「法令に基づく場合」の具体例（第１項第⑴号）

例えば、次のようなものが該当する。

①　国税通則法第74条の２他（税務署の所得税等に関する調査に対応する場合）

②　国税通則法第131条（質問、検査又は領置等）

③　刑事訴訟法第197条第２項

④　犯罪収益移転防止法第８条第１項（疑わしい取引の届出等）

⑤　民事訴訟法第223条（文書提出命令等）

⑥　刑事訴訟法第218条

⑦　所得税法第225条（支払調書及び支払通知書）

⑧　地方税法第72条の63（総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る質問検査権）

⑨　国税徴収法第141条（質問及び検査）

⑩　貸金業法第24条の６の10（報告徴収及び立入検査）

⑪　預金保険法附則第７条（協定銀行に係る業務の特例）

⑫　民事執行法第147条（第三債務者の陳述の催告）

⑬　貸金業法等に基づく自主規制機関に対する情報提供

⑭　協会員が本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・本協会の自主規制業務遂行のために本協会に個人情報の提供を行う場合

⑮　金融商品取引法第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合

⑯　弁護士法第23条の２に基づく弁護士会からの照会に対応する場合

⑰　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第１項に基づく保健所が行う積極的疫学調査に対応する場合

⑱　電気事業法第34条第１項に基づく災害発生時の停電復旧対応の迅速化等のため、経済産業大臣の求めに応じて、一般送配電事業者が、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供する場合

なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

⑷　「人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例（第１項第⑵号）

例えば、次のようなものが該当する。

①　暴力団等の反社会的勢力情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、意図的に業務妨害を行う者の情報について共有する場合

②　顧客等の急病に対処するため医療機関へ情報提供する場合

③　強硬に意図的な業務妨害をする者について警察へ情報提供する場合

④　地震、災害等により本人が行方不明である状況が継続している場合における当該本人の家族へ財産開示する場合

⑸　「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例（第１項第⑷号）

例えば、次のようなものが該当する。

①　税務当局の任意調査に応じる場合

②　警察の任意調査に応じる場合

③　一般統計調査に回答する場合

㈱　「協力する必要がある」か否かについては、協会員が個別に判断することとなるが、例えば税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を特定のうえ提供することが望ましい。

また、各当局からの任意による照会等の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

⑹　「通知」の方法（第４項）

原則として、書面による通知とする。

⑺　オプトアウトに関する留意点

【オプトアウトによる第三者提供の事例】

事例）住宅地図業者（表札や郵便受けを調べて住宅地図を作成・販売）やデータベース事業者（ダイレクトメール用の名簿等を作成・販売）が、あらかじめ第４項第⑴号から第⑼号までに掲げる事項を自社のホームページに常時掲載し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にし、個人情報保護委員会に必要な届出を行った上で、販売等を行う場合

要配慮個人情報をオプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、保護法第27条第１項各号又は同条第５項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。また、不正取得された個人データについても、オプトアウトにより第三者に提供することはできない。オプトアウトにより提供を受けた個人データのオプトアウトによる再提供の禁止や、不正取得された個人データのオプトアウトによる提供の禁止については、当該個人データの全部又は一部を複製・加工したものについても適用があるため、注意を要する。

オプトアウトによる第三者提供を行う際は、必要な事項をあらかじめ、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおかなければならないため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断され得る。

具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と協会員との近接性、本人から停止の求めを受け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。

また、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出」る時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。

「保護法第27条第２項に基づき必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」点については、基本的には「インターネットの方法」による「公表」が望ましいが、協会員の特性、本人との近接性などにより、当該方法以外の適切な方法による公表も可能である。

「本人の求めを受け付ける方法」には、本人が求めを行う連絡先（事業者名、窓口名、郵送先住所又は送信先メールアドレス等。当該個人情報取扱事業者が外国に本拠地を置く場合においては国内代理人の氏名、連絡先等。）が含まれる。

⑻　「本人が容易に知り得る状態」について（第４項及び第５項）

「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない。

【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】

事例１）本人が閲覧することが合理的に予測される協会員のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所（例：ホームページのトップページから１回程度の操作で到達できる場所等）に保護法に定められた事項を分かりやすく継続的に掲載する場合

事例２）本人が来訪することが合理的に予測される事務所の窓口等への掲示、備付け等が継続的に行われている場合

事例３）本人に頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っている場合

事例４）電子商取引において、商品を紹介するホームページにリンク先を継続的に表示する場合

①　オプトアウト事項の変更

次のような方法であれば、オプトアウト事項を変更する際の「本人が容易に知り得る状態」に関し、適切かつ合理的な方法と解される。

イ　変更する内容を、例えば新旧対照表等により、分かりやすく明示した書面により本人に通知すること。

ロ　本人が閲覧することが合理的に予測される協会員のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所に変更する内容を、例えば新旧対照表等により、分かりやすく明示すること。

⑼　「第三者への提供を利用目的とすること」について（第４項第⑵号）

「等」や「その他」等のあいまいな表現の記入は望ましくなく、利用目的が具体的に分かる内容とする必要がある。

【望ましい記載例】

事例１）住宅地図帳、住宅地図データベース及び住宅地図関連商品（配信サービスを含む）を制作し、販売することで、個人データを第三者に提供すること。

事例２）年齢別、資産家、健康食品購入者、同窓会、弁護士、不動産投資者及びマンションオーナーの名簿を制作し、販売することで、個人データを第三者に提供すること。

⑽　「第三者に提供される個人データの項目」について（第４項第⑶号）

オプトアウトにより第三者に提供される個人データの項目を網羅的に示す必要があり、提示されていない個人データの項目を、オプトアウトにより第三者に提供することはできないことに、注意を要する。

⑾　「第三者に提供される個人データの取得の方法」について（第４項第⑷号）

オプトアウトにより第三者に提供される個人データについて、取得元（取得源）と取得の方法を示す必要がある。

事例１）新聞・雑誌・書籍・ウェブサイトの閲覧による取得

事例２）官公庁による公開情報からの取得

⑿　「第三者への提供の方法」の具体例（第４項第⑸号）

例えば、次のようなものが該当する。

事例１）書籍（電子書籍を含む。）として出版

事例２）インターネットに掲載

事例３）プリントアウトして交付

事例４）各種通信手段による配信

事例５）その他外部記録媒体の形式での交付

⒀　「当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日」について（第４項第⑼号）

新規の届出の場合には、オプトアウトによる第三者提供を開始する予定日を記入する。変更届の場合には、変更届に基づいて第三者提供を開始する予定日を記入する。

⒁　オプトアウトに関する事項の変更及び個人データの提供をやめた場合（第５項）

①　届出事項（第三者に提供される個人データの項目等）の変更があった場合

第三者に提供される個人データの項目、第三者に提供される個人データの取得の方法、第三者への提供の方法、第三者への提供を停止すべきとの本人の求めを受け付ける方法、個人データの更新の方法又は第三者への提供を開始する予定日を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

②　届出事項（氏名又は名称、住所、法人等の代表者の氏名）の変更があった場合

第三者への提供を行う協会員の氏名又は名称､住所､法人等の代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

③　個人データの提供をやめた場合

第16条第４項に基づく個人データの第三者提供をやめたときは、遅滞なく、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

⒂　「利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って、当該個人データが提供される場合」について（第７項第⑴号）

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。この場合、当該提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である協会員と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。

なお、協会員には、保護法第25条により、委託先に対する監督責任が課される。

例えば、次のような場合が該当する。

事例１）データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合

事例２）百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを提供する場合

⒃　協会員が個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受ける場合の具体例

例えば、次のような場合が該当する。

協会員が、Ｍ＆ＡやＴＯＢに関与する場合において、売り手側企業から、協会員との間の業務委託契約に基づき当該売り手側企業の従業員・株主に係る個人データの提供を受ける場合

⒄　「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」について（第７項第⑵号）

合併、分社化、事業譲渡等により事業が承継されることに伴い、当該事業に係る個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。なお､事業の承継後も､個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

また、事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合も、本号に該当し、あらかじめ本人の同意を得ることなく又は第三者提供におけるオプトアウト手続を行うことなく、個人データを提供することができるが、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。

例えば、次のような場合が該当する。

事例１）合併、分社化により、新会社に個人データを提供する場合

事例２）事業譲渡により、譲渡先企業に個人データを提供する場合

⒅　「共同利用」の留意点（第７項第⑶号）

①　利用する者の利用目的

共同して利用する個人データについて、その利用目的を全て、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。なお、利用目的が個人データの項目によって異なる場合には、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。

②　管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

管理責任者とは、開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者をいう。なお、ここでいう管理責任者とは、共同して利用する全ての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者をいい、共同利用者のうち一事業者の内部の担当責任者をいうものではない。また、管理責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

【共同利用に該当する事例】

事例１）グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的（保護法第17条第２項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。）の範囲内で情報を共同利用する場合

事例２）親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例３）使用者と労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で取得時の利用目的の範囲内で従業者の個人データを共同利用する場合

③　共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。

④　協会員が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、例えば、次のイからへまでの事項についても、あらかじめ取り決めておくことが望ましい。

イ　共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み）

ロ　各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先

ハ　共同利用する個人データの取扱いに関する事項

・　個人データの漏えい等防止に関する事項

・　目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止

・　共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項

ニ　共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置

ホ　共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

ヘ　共同利用を終了する際の手続

⑤　共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託元は委託先の監督義務を免れるわけではない。

⑥　協会員は、個人データを共同利用する場合において､「管理責任者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名」に変更があったときは遅滞なく、当該変更後の内容について､「共同利用する者の利用目的」又は「当該責任を有する者」を変更しようとするときは変更する前に、変更しようとする内容について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

なお､「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することができる。

「共同して利用される個人データの項目」及び「共同して利用する者の範囲」について変更することは、原則として認められないが、例えば次のような場合は、引き続き共同利用を行うことができる。

事例１）共同利用を行う個人データの項目や共同して利用する者の範囲の変更につき、あらかじめ本人の同意を得た場合

事例２）共同利用を行う事業者の名称に変更があるが、共同して利用される個人データの項目には変更がない場合

事例３）共同利用を行う事業者について事業の承継が行われた場合（共同利用する個人データの項目等の変更がないことが前提）

⑲　「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第７項第(3)号）

上記(6)及び(8)と同様の方法

⑳　共同利用者の範囲について（第８項）

①　本人から見て、当該個人データを提供する協会員と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で、当該個人データを共同して利用することが求められる。したがって、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。

②　共同利用者を個別列挙することが望ましいが、個別に列挙しない場合は,本人から見て、共同して利用する者の範囲の外延を明確にするため、例えば,「当社及び有価証券報告書等に記載されている連結対象会社及び持分法適用会社」というように記載する。

③　上記②の場合においては、ホームページに共同利用者名を記載する等により、共同利用者の範囲を分かりやすく示すことが考えられる。

㉑　「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第９項）

上記(6)及び(8)と同様の方法

（参照条文：保護法27条、通則ガイドライン３－１－５、３－６－１、３－６－２－１、３－６－３、金融分野ガイドライン４条、12条、貸金業者向けの総合的な監督指針Ⅱ－２－２）

（外国にある第三者への提供の制限）

第17条　協会員は、個人データを外国にある第三者に提供するに当たっては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得なければならない。

⑴　当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国にある場合

⑵　当該第三者が、次のいずれかの基準に適合する体制を整備している場合

イ　協会員と当該第三者との間で、当該第三者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、保護法第４章第２節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること

ロ　当該第三者が個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること

⑶　保護法第27条第１項各号に該当する場合

２　協会員は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を当該本人に提供しなければならない。なお、情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

⑴　当該外国の名称

⑵　適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

⑶　当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

３　前項の規定にかかわらず、第１項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第⑴号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第⑵号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

⑴　前項第⑴号に定める事項が特定できない旨及びその具体的な理由（提供先が定まる前に本人同意を得る必要性を含む。）

⑵　前項第⑴号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

４　第２項の規定にかかわらず、第１項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第２項第⑶号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

５　協会員は、個人データを外国にある第三者（第１項第⑵号に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために次に掲げる必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。なお、情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

⑴　当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

⑵　当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること。

６　協会員は、前項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

⑴　当該第三者による第１項第⑵号に規定する体制の整備の方法

⑵　当該第三者が実施する相当措置の概要

⑶　前項第⑴号の規定による確認の頻度及び方法

⑷　当該外国の名称

⑸　当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

⑹　当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

⑺　前号の支障に関して前項第⑵号の規定により当該協会員が講ずる措置の概要

７　協会員は、第５項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

８　協会員は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（特則―第17条関係）

外国にある第三者提供の制限についての特則

ＥＵ又は英国域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供するに当たっては、保護法第28条に従い、次の①から③のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることとする。

①　当該第三者が、個人の権利利益の保護に関して、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国にある場合

②　協会員と個人データの提供を受ける第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法（契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱い）により、ＥＵ等補完的ルールを含め保護法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合

③　保護法第27条第１項各号に該当する場合

（解説）

⑴　本人の同意について

「本人の同意」とは、本人の個人データが、協会員によって外国にある第三者に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得する際には、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法によらなければならない。

なお、個人データの第三者提供についての本人の同意を得る際には、原則として、書面によることとし、当該書面における記載を通じて、第２項から第４項までの規定により情報提供が求められる事項に加えて、

①　個人データの提供先の第三者

②　提供先の第三者における利用目的

③　第三者に提供される個人データの項目

を本人に認識させた上で同意を得ることとする。

本人の同意を得ようとする時点において、①に掲げる事項が特定できない場合には、①に掲げる事項に代わる本人に参考となるべき情報を本人に認識させた上で、同意を得ることとする。当該情報の例としては、「提供先の第三者の範囲や属性に関する情報」が考えられる。

また、協会員があらかじめ作成された同意書面を用いる場合には、文字の大きさ及び文章の表現を変えること等により、外国にある第三者への提供に関する条項が他の個人情報の取扱いに関する条項等と明確に区別され、本人に理解されることが望ましい。

⑵　クラウドサービス等の取扱い

クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため、一律に規定することはできないものと考えられるところ、一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定される。

⑶　「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国」について（第１項第⑴号）

以下のいずれにも該当する国として個人情報保護委員会が定めた国がこれに該当する。

①　保護法第４章又は第５章の規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること

②　個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督又は監視を行うための体制が確保されていること

③　我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること

④　個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること

⑤　①から④までに定めるもののほか、当該外国を本条の規定による外国として定めることが、我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

㈱　「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国」は、ＥＵ及び英国が該当する（ここでいうＥＵとは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」（平成31年個人情報保護委員会告示第１号）に定める国を指す（ただし、英国は含まない。）。）。

⑷　「適切かつ合理的な方法」について（第１項第⑵号）

個々の事例ごとに判断されるべきであるが、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要がある。例えば、次の事例が該当する。

事例１）外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合

提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等

事例２）同一の企業グループ内で個人データを移転する場合

提供元及び提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等

上記の方法を採用する場合、「保護法第４章第２節の規定の趣旨に沿った措置」として外国提供ガイドライン等に記述する事項について、適切かつ合理的な方法に記述する方法によって担保されていなければならない。なお、協会員は、契約等に外国提供ガイドライン等に記述する全ての事項を規定しなければならないものではなく、「保護法第４章第２節の規定の趣旨」に鑑みて、実質的に適切かつ合理的な方法により、措置の実施が確保されていれば足りる。

提供元の協会員が越境プライバシールール（以下「ＣＢＰＲ」という。）の認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が当該協会員に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、当該協会員がＣＢＰＲの認証の取得要件を充たすことも、「適切かつ合理的な方法」の一つであると解される。

（参照条文：保護法28条、施行規則15条から18条、通則ガイドライン１－１、３－６－４、外国提供ガイドライン２－１、３、４－１、４－２、ＥＵ等補完的ルール⑷）

（第三者提供に係る記録の作成等）

第18条　協会員は、個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、以下に定める事項に関する記録を都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第16条第１項各号又は同条第７項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあっては、第16条第１項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

⑴　本人の同意に基づく個人データの第三者提供の場合

イ　保護法第27条第１項又は保護法第28条の本人の同意を得ている旨

ロ　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ　当該個人データの項目

⑵　オプトアウトによる個人データの第三者提供の場合

イ　当該個人データを提供した年月日

ロ　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ　当該個人データの項目

２　前項にかかわらず、協会員が一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に又は反復して個人データを授受する場合は、個々の授受に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。

３　第１項にかかわらず、協会員が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、契約の締結の相手方を本人とする個人データを当該協会員から第三者に提供する場合は、当該提供の際に作成した契約書その他の書面をもって個人データの流通を追跡することが可能であることから、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。

４　協会員は、第１項各号に定める事項のうち、既に前各項に規定する方法により作成した記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、第１項の当該事項の記録を省略することができる。

5　協会員は、前四項に基づき作成した記録を、以下の各号の規定に基づく期間、保存しなければならない。

⑴　第３項に規定する方法により記録を作成した場合

最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して１年を経過する日までの間

⑵　第２項に規定する方法により記録を作成した場合

最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して３年を経過する日までの間

⑶　前二号以外の場合

３年

（解説）

⑴　本人による提供

事業者が運営するＳＮＳ等に本人が入力した内容が、自動的に個人データとして不特定多数の第三者が取得できる状態に置かれている場合は、実質的に「本人による提供」をしているものである。

したがって、協会員がＳＮＳ等を通じて本人に係る個人データを取得したときでも、ＳＮＳ等の運営事業者及び取得した協会員の双方において、確認・記録義務は適用されない。

⑵　本人に代わって提供

協会員が本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合は、当該協会員は「本人に代わって」個人データの提供をしているものである。したがって、この場合の第三者提供については、提供者・受領者のいずれに対しても確認・記録義務は適用されない。

協会員が本人からの委託等に基づいて個人データを提供しているものと評価し得るか否かは、主に、委託等の内容、提供の客体である個人データの内容、提供するとき及び提供先の協会員その他の個人情報取扱事業者等の要素を総合的に考慮して、本人が当該提供を具体的に特定できているか否かの観点から判断することになる。

【本人に代わって個人データを提供している事例】

事例１）本人から、別の者の口座への振込依頼を受けた仕向銀行が、振込先の口座を有する被仕向銀行に対して、当該振込依頼に係る情報を提供する場合

事例２）事業者のオペレーターが、顧客から販売商品の修理依頼の連絡を受けたため、提携先の修理業者につなぐこととなり、当該顧客の同意を得た上で当該顧客に代わって、当該顧客の氏名、連絡先等を当該修理業者に伝える場合

事例３）事業者が、取引先から、製品サービス購入希望者の紹介を求められたため、顧客の中から希望者を募り、購入希望者リストを事業者に提供する場合

事例４）本人がアクセスするサイトの運営業者が、本人認証の目的で、既に当該本人を認証している他のサイトの運営業者のうち当該本人が選択した者との間で、インターネットを経由して、当該本人に係る情報を授受する場合

事例５）保険会社が事故車の修理手配をする際に、本人が選択した提携修理工場に当該本人に係る情報を提供する場合

事例６）取引先・契約者から、専門業者・弁護士等の紹介を求められ、専門業者・弁護士等のリストから紹介を行う場合

事例７）事業者が、顧客から電話で契約内容の照会を受けたため、社内の担当者の氏名、連絡先等を当該顧客に案内する場合

事例８）本人から、取引の媒介を委託された事業者が、相手先の候補となる他の事業者に、価格の妥当性等の検討に必要な範囲の情報を提供する場合

⑶　「受領者」の考え方

本人の代理人又は家族等、本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合、本人側に対する提供とみなし、受領者に対する提供には該当せず、確認・記録義務は適用されない。なお、常に家族であることをもって本人側と評価されるものではなく、個人データの性質、両者の関係等に鑑みて実質的に判断する必要がある。

また、提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行い、本人がそれを明確に認識できる場合は、同じく、本人側に対する提供とみなし、確認・記録義務は適用されない。

【本人と一体と評価できる関係にある者に提供する事例】

事例）金融機関の営業員が、家族と共に来店した顧客に対して、保有金融商品の損益状況等を説明する場合

【提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して提供を行う事例】

事例）振込依頼人の法人が、受取人の口座に振り込むため、個人の氏名、口座番号などの個人データを仕向銀行を通じて被仕向銀行に提供する場合

⑷　「提供」行為の考え方

不特定多数の者が取得できる公開情報は、本来であれば受領者も自ら取得できる情報であり、それをあえて提供者から受領者に提供する行為は、受領者による取得行為を提供者が代行しているものであることから、実質的に確認・記録義務を課すべき第三者提供には該当せず、同義務は適用されない。

例えば、ホームページ等で公表されている情報、報道機関により報道されている情報などが該当する。他方、特定の者のみアクセスできる情報、提供者の業務上取得し得た非公開の情報などについては、ここでの整理は当てはまらない。

なお、当初に、個人データを公開に供する行為については、提供者として記録を作成しなければならない（施行規則第20条第１項第１号ロ括弧書。）。

また、いわゆる公開情報であっても、「個人情報」に該当するため、保護法第４章第２節のうち、確認・記録義務以外の規定は適用されることには留意する必要がある。

⑸　代行により記録を作成する方法

提供者・受領者のいずれも記録の作成方法・保存期間は同一であることに鑑みて、提供者（又は受領者）は受領者（又は提供者）の記録義務の全部又は一部を代替して行うことができる（提供者と受領者の記録事項の相違については留意する必要がある。）。なお、この場合であっても、提供者及び受領者は自己の義務が免責されるわけではないことから、実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築しなければならない。

（参照条文：保護法29条、施行規則19条から21条まで、通則ガイドライン３－６－５、第三者提供ガイドライン２－２－１－１、２－２－１－２、２－２－１－３、４－１－２－２、４－１－３、４－２－１－１、４－２－１－２）

（第三者提供を受ける際の確認及び記録の作成等）

第19条　協会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、以下の各号に定める方法により、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第16条第１項各号又は同条第７項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。また、個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供する個人関連情報を個人データとして取得していないことから、第⑵号の確認は不要である。

⑴　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法

⑵　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

２　協会員は、前項の規定による確認を行ったときは、以下に定める事項に関する記録を都度、速やかに文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

⑴　本人の同意に基づく個人データの第三者提供を受ける場合

イ　保護法第27条第１項又は保護法第28条第１項の本人の同意を得ている旨

ロ　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

ハ　当該第三者による当該個人データの取得の経緯
ニ　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
ホ　当該個人データの項目
⑵　オプトアウトによる個人データの第三者提供を受ける場合
イ　当該個人データを受けた年月日
ロ　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名
ハ　当該第三者による当該個人データの取得の経緯
ニ　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
ホ　当該個人データの項目
ヘ　個人情報保護委員会により公表されている旨
⑶　個人関連情報取扱事業者から保護法第31条第１項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合
イ　保護法第31条第１項第１号の本人の同意が得られている旨及び外国にある協会員にあっては、同項第２号の規定による情報の提供が行われている旨
ロ　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名
ハ　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
ニ　当該個人関連情報の項目

3　前項にかかわらず、協会員が一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に又は反復して個人データを授受する場合は、個々の授受に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。

4　第２項にかかわらず、協会員が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、契約の締結の相手方を本人とする個人データについて他の事業者から提供を受ける場合は、当該提供の際に作成した契約書その他の書面をもって個人データの流通を追跡することが可能であることから、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。

5　協会員は、第２項各号に定める事項のうち、既に前三項に規定する方法により作成した記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

6　協会員は、前四項に基づき作成した記録を、以下の各号の規定に基づく期間、保存しなければならない。
⑴　第４項に規定する方法により記録を作成した場合
最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して１年を経過する日までの間
⑵　第３項に規定する方法により記録を作成した場合
最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して３年を経過する日までの間
⑶　前二号以外の場合
３年

（特則―第19条関係）

１．個人データの提供を受けた場合の確認・記録義務

⑴　ＥＵ又は英国域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、保護法第30条第１項及び第３項の規定に基づき、ＥＵ又は英国域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録することとする。

⑵　ＥＵ又は英国域内から十分性認定に基づき移転された個人データの提供を受けた他の個人情報取扱事業者から、当該個人データの提供を受ける場合、保護法第30条第１項及び第３項に基づき、当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録することとする。

２．利用目的の特定、利用目的による制限

第１項各号のいずれの場合においても、協会員は保護法第30条第１項及び第３項の規定に基づき確認し、記録した当該個人データを当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で当該個人データを利用することとする。

（解説）

⑴　第三者の氏名等の確認方法の事例

【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】

事例１）口頭で申告を受ける方法

事例２）所定の申込書等に記載をさせた上で、当該申込書等の提出を受け入れる方法

事例３）本人確認書類の写しの送付を受け入れる方法

【その他の適切な方法に該当する事例】

事例１）登記されている事項を確認する方法（受領者が自ら登記事項証明書・登記情報提供サービスで当該第三者の名称・住所・代表者の氏名を確認する方法）

事例２）法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。）の提示を受けて、当該法人の名称、住所を確認する方法

事例３）当該第三者が自社のホームページなどで名称、住所、代表者の氏名を公開している場合において、その内容を確認する方法

事例４）信頼性のおける民間のデータ業者のデータベースを確認する方法

事例５）上場会社等の有価証券報告書等を確認する方法

⑵　取得経緯の確認方法の事例

【適切な方法に該当する事例】

事例１）提供者が別の者から個人データを買い取っている場合には売買契約書などを確認する方法

事例２）提供者が本人から書面等で当該個人データを直接取得している場合に当該書面等を確認する方法

事例３）提供者による取得の経緯が明示的又は黙示的に示されている、提供者と受領者間の契約書面を確認する方法

事例４）提供者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法

事例５）提供者のホームページで公表されている利用目的、規約等の中に、取得の経緯が記載されている場合において、その記載内容を確認する方法

事例６）本人による同意書面を確認する方法

⑶　受領者となる協会員は、個人情報取扱事業者から個人データの提供を受ける際には、当該個人情報取扱事業者の保護法の遵守状況（例えば、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口の公表など）についても確認することが望ましい。

⑷　保護法第30条の要件の該当性は、同条の名宛人である受領者を基準に判断する必要があるため、提供者にとって個人データに該当するが受領者にとって個人データに該当しない情報を受領した場合は、同条の確認・記録義務は適用されない。

したがって、例えば、協会員の営業担当者が、取引先を紹介する目的で、データベースとして管理しているファイルから名刺１枚を取り出してそのコピーを他の協会員の営業担当者に渡す場合、受領した側の協会員は確認・記録義務を負わない。

（参照条文：保護法30条、施行規則22条から25条まで、通則ガイドライン３－６－６、第三者提供ガイドライン３－１－１、３－１－２、ＥＵ等補完的ルール(3)）

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第20条　個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第16条第１項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、同各号に定める方法により確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

⑴　当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法

⑵　外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、あらかじめ、イからハに掲げる事項が当該本人に提供されていること。

イ　当該外国の名称

ロ　適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

ハ　当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

本号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

⑶　前二号に定める方法にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二号に定める方法による確認（当該確認について第５項に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る前二号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

２　前項第⑵号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

３　第１項第⑵号の規定は、次の各号のいずれかの場合には適用されない。

⑴　当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国にある場合

⑵　当該第三者が、次のいずれかの基準に適合する体制を整備している場合

イ　協会員との間で、当該第三者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、保護法第４章第２節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること

ロ　個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

４　個人関連情報取扱事業者は、個人関連情報を外国にある第三者（第３項第⑵号に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために次に掲げる必要な措置を講じなければならない。

⑴　当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

⑵　当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人関連情報の当該第三者への提供を停止すること。

５　個人関連情報取扱事業者は、第１項の規定による確認を行ったときは、次の各号に定めるところにより、次項で定める事項に関する記録を作成しなければならない。なお、「第三者」のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、又は地方独立行政法人に個人関連情報の提供を行う場合は、記録義務は適用されない。

⑴　記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

⑵　記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

⑶　前号の規定にかかわらず、第１項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次項で定める事項が記載されているときは、当該書面をもってこの項の当該事項に関する記録に代えることができる。

６　前項の「次項で定める事項」は、次に掲げる事項とする。

⑴　第１項第⑴号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第⑵号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨

⑵　個人関連情報を提供した年月日（前項第⑵号ただし書の規定により、前項の記録を一括して作成する場合にあっては、当該提供の期間の初日及び末日）

⑶　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

⑷　当該個人関連情報の項目

７　前項各号に定める事項のうち、既に第５項各号に規定する方法により作成した第５項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

８　個人関連情報取扱事業者は、第５項の記録を、当該記録を作成した日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間、保存しなければならない。

⑴　第５項第⑶号に規定する方法により記録を作成した場合

最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して１年を経過する日までの間

⑵　第５項第⑵号ただし書に規定する方法により記録を作成した場合

最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して３年を経過する日までの間

⑶　前二号以外の場合

３年

９　協会員は、第１項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合（保護法第27条第１項各号に掲げる場合を除く。）は、第19条第１項及び第２項の確認・記録義務の適用を受ける。

（解説）

⑴　提供先の第三者による同意の取得について

協会員は、第１項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するに当たり、同項第⑴号の本人の同意を得る（提供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を代行させる場合を含む。）際には、原則として、書面によることとし、当該書面における記載を通じて、

①　対象となる個人関連情報の項目

②　個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的

を本人に認識させた上で同意を得るように努める。

⑵　提供先の第三者による適正取得

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、偽りその他不正の手段により、個人関連情報を個人データとして取得してはならない。

【提供先の個人情報取扱事業者が偽りその他不正の手段により個人関連情報を個人データとして取得している事例】

事例１）提供先の個人情報取扱事業者が、提供元の個人関連情報取扱事業者に個人データとして利用する意図を秘して、本人同意を得ずに個人関連情報を個人データとして取得した場合

事例２）提供先の個人情報取扱事業者が、本人同意を取得していないにもかかわらず、同意取得していると提供元の個人関連情報取扱事業者に虚偽の申告をして、個人関連情報を個人データとして取得した場合

事例３）提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行することを念頭に、実際には提供元の個人関連情報取扱事業者が適切に同意取得していない場合において、提供先の個人情報取扱事業者がこれを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人関連情報を個人データとして取得した場合

⑶　記録事項の省略

複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、第６項に規定する方法により作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

令和２年改正保護法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。

なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を施行規則第24条第２項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。

（参照条文：通則ガイドライン３－７、金融分野ガイドライン14条）

（保有個人データに関する事項の公表等）

第21条　協会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。以下同じ。）に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第⑵号の内容として、その旨を記載しなければならない。

⑴　協会員の名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

⑵　すべての保有個人データの利用目的（ただし、第10条第４項第⑴号から第⑶号に該当する場合を除く。）

⑶　次項、次条第１項若しくは第３項、第23条第１項又は第24条第１項の規定による求めに応じる手続（第27条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

⑷　保有個人データの安全管理のために講じた措置（ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

⑸　保有個人データの取扱いに関する自社における苦情の申出先

⑹　認定個人情報保護団体の名称及びその苦情の解決の申出先

２　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

⑴　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

⑵　第10条第４項第⑴号から第⑶号に該当する場合

３　協会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

（解説）

「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」の具体例（第１項）

「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもホームページへの掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、普段から問合せ対応が多い協会員において、ホームページへ継続的に掲載する方法は、「本人が容易に知り得る状態」及び「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」の両者の趣旨に合致する方法である。

【本人の知り得る状態に該当する事例】

事例１）問合せ窓口を設け、問合せがあれば、口頭又は文書で回答できるよう体制を構築しておく場合

事例２）店舗にパンフレットを備え置く場合

事例３）電子商取引において、商品を紹介するホームページに問合せ先のメールアドレスを表示する場合

協会員は、保護法第32条に従い、保有個人データに関する事項を本人の知り得る状態に置く際には、販売方法等の事業の態様に応じて、例えば、次のような方法により、適切な措置を講ずる必要がある。

①　店頭での継続的なポスターの掲示、書面の備付け

②　パンフレット・リーフレットの継続的な配布

③　ホームページへの継続的な掲載（第29条に定める「個人情報保護宣言」と一体として掲載する方法（保有個人データに関する事項が示された画面に１回程度の操作で遷移するよう設定したリンクを「個人情報保護宣言」に継続的に掲載することを含む。）もある。）

④　本人の求めに応じた書面の交付、郵送、ＦＡＸ等による送付

⑤　本人の求めに応じた口頭、電話、電子メールでの回答

（参照条文：保護法32条、施行令10条、通則ガイドライン３－８－１、金融分野ガイドライン15条）

（開示）

第22条　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該協会員の定める方法のうち本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

⑴　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

⑵　協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

⑶　他の法令に違反することとなる場合

２　協会員は、前項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。また、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知した上で、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。

３　協会員は、本人から、当該本人が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該協会員の定める方法のうち本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該第三者提供記録を開示しなければならない。なお、第三者提供記録には、次の各号に掲げるもの、及び保護法第29条第１項又は同法第30条第３項の規定が適用されない場合において任意に作成された記録は、含まれない。

⑴　当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

⑵　当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

⑶　当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

⑷　当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

4　第三者提供記録を開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る第三者提供記録が存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。また、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知した上で、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。

⑴　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

⑵　協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

⑶　他の法令に違反することとなる場合

（解説）

⑴　開示の請求を行った者から開示の方法について特に指定がなく、協会員が提示した方法に対して異議を述べなかった場合は、協会員が提示した方法で開示することができる。

⑵　本人が請求する方法による開示が困難な場合に、直ちに書面の交付による開示を行うのではなく、協会員が対応できる方法への変更を求めることが望ましい。また、開示の請求に際して提出すべき書面の様式において、協会員が対応できる方法や媒体等をあらかじめ示しておくといった対応も考えられる。

⑶　電磁的記録の提供による方法について（第１項）

協会員がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を定めることができるが、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、可読性・検索性のある形式による提供や、技術的に可能な場合には、他の事業者へ移行可能な形式による提供を含め、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましい。

【電磁的記録の提供による方法の事例】

事例１）電磁的記録をＣＤ－ＲＯＭ等の媒体に保存して、当該媒体を郵送する方法

事例２）電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法

事例３）会員専用サイト等のウェブサイト上で電磁的記録をダウンロードしてもらう方法

【その他当該協会員の定める方法の事例】

事例１）協会員が指定した場所における音声データの視聴

事例２）協会員が指定した場所における文書の閲覧

【当該方法による開示が困難である場合の事例】

事例１）本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であって、協会員が当該開示請求に応じるために、大規模なシステム改修を行わなければならないような場合

事例２）本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であって、書面で個人情報や帳簿等の管理を行っている小規模事業者が、電磁的記録の提供に対応することが困難な場合

⑷　「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」に該当する例（第１項第⑴号）

例えば、医療機関等において、病名等を患者に開示することにより、患者本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合

⑸　「協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当する例（第１項第⑵号）

例えば、次のような場合が該当する。

①　与信審査内容等、協会員が付加した情報の開示請求を受けた場合

②　保有個人データを開示することにより評価・試験等の適正な実施が妨げられる場合

③　企業秘密の保護の必要性が、本人が協会員における保有個人データの取扱い等を把握する必要性を上回る特別の事情がある場合

④　同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

⑤　電磁的記録の提供にふさわしい音声・動画ファイル等のデータを、あえて書面で請求することにより、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

⑹　「協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当しない例（第１項第⑵号）

「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合とは、協会員の業務の実施に単なる支障ではなく、より重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的なときに限定される。

例えば、単に開示すべき保有個人データの量が多いという理由のみでは、一般には、これに該当しない。

⑺　「他の法令に違反することとなる場合」に該当する例（第１項第⑶号）

例えば、犯罪収益移転防止法第８条第１項に基づいて、主務大臣に取引の届出を行っていたときに、当該届出を行ったことが記録されている保有個人データを開示することが、同条第３項の規定に違反する場合、刑法第134条（秘密漏示罪）や電気通信事業法第４条（通信の秘密の保護）に違反することとなる場合

⑻　第三者提供記録の開示方法（第３項）

第３項の請求を受けて協会員が第三者提供記録を本人に開示するに当たっては、保護法において記録事項とされている事項を本人が求める方法により開示すれば足り、それ以外の事項を開示する必要はない。例えば、契約書の代替手段による方法で記録を作成した場合には、当該契約書中、記録事項となっている事項を抽出した上で、本人が求める方法により開示すれば足り、契約書そのものを開示する必要はない。

⑼　第三者提供記録の不開示事由としての「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」に該当する例（第４項第⑴号）

例えば次のような場合が該当する。

事例１）第三者提供記録に個人データの項目として本人が難病であることを示す内容が記載されている場合において、当該第三者提供記録を開示することにより、患者本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合

事例２）企業の与信判断等に用いられる企業情報の一部として代表者の氏名等が提供され、第三者提供記録が作成された場合において、当該第三者提供記録を開示することにより、提供を受けた第三者が与信判断、出資の検討、提携先・取引先の選定等を行っていることを含む秘密情報が漏えいするおそれがある場合

⑽　第三者提供記録の不開示事由としての「協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当する例（第４項第⑵号）

例えば次のような場合が該当する。

事例）同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

他の事業者と取引関係にあることが契約上秘密情報とされている場合であっても、記録事項そのものを開示することについては、直ちにこれに該当するものではなく、個別具体的に判断する必要がある。

⑾　第三者提供記録の不開示事由としての「他の法令に違反することとなる場合」に該当する例（第４項第⑶号）

例えば次のような場合が該当する。

事例）刑法（明治40年法律第45号）第134条（秘密漏示罪）に違反することとなる場合

（参照条文：保護法33条、施行令11条、施行規則30条、通則ガイドライン３－８－２、３－８－３、金融分野ガイドライン16条）

（訂正等）

第23条　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2　協会員は、前項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を本人に通知しなければならない。

（解説）

⑴　「訂正等」について

①　訂正等は、利用目的の達成に必要な範囲で行うものであり、必要以上の訂正等を義務付けるものではない。利用目的からみて訂正等が必要ではない場合、保有個人データが誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。

②　訂正等は、保護法に基づくものであり、顧客等からの氏名・住所変更等の届出にまで適用されるものではない。

⑵　「削除」について

不要な情報を除くことをいう。

（参照条文：保護法34条、通則ガイドライン３－８－４）

（利用停止等及び第三者提供の停止）

第24条　協会員は、次の各号のいずれかに該当する場合については、保有個人データの利用の停止若しくは消去（以下「利用停止等」という。）又は第三者提供の停止を行わなければならない。

⑴　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第６条の規定に違反して本人の同意なく目的外利用がされている若しくは第７条の規定に違反して不適正な利用が行われている、又は第９条の規定に違反して偽りその他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるという理由によって、利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等を行わなければならない。

⑵　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第16条第１項又は第17条の規定に違反して本人の同意なく第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、第三者提供の停止を行わなければならない。

⑶　協会員は、次に掲げるいずれかに該当するという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。この場合には、協会員は、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、利用停止等又は第三者提供の停止を行う。

イ　当該協会員が利用する必要がなくなった場合

ロ　当該本人が識別される保有個人データに係る第15条第１項本文に規定する事態が生じた場合

ハ　当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

2　前項各号のいずれかに該当する場合であっても、利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難である場合であって、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずるときは、利用停止等又は第三者提供の停止を行わないことができる。

3　協会員は、第１項の規定に基づき利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は、第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供を停止しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

なお、消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、保有個人データについて本人から求めがあった場合には、自主的に利用停止等又は第三者提供の停止に応じる等、本人からの求めにより一層対応していくことが望ましい。

（解説）

⑴　「消去」について

保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。

⑵　第１項第⑴号の請求について、保護法違反である旨の指摘が正しくない場合は、利用停止等を行う必要はない。

⑶　第１項第⑵号の請求について、保護法違反である旨の指摘が正しくない場合は、第三者提供を停止する必要はない。

⑷　「当該協会員が利用する必要がなくなった」について（第１項第⑶号イ）

第11条と同様に、当該保有個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該保有個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等をいう。

⑸　利用する必要がなくなったとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められる事例（第１項第⑶号イ）

事例１）ダイレクトメールを送付するために協会員が保有していた情報について、当該協会員がダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合

事例２）電話勧誘のために協会員が保有していた情報について、当該協会員が電話勧誘を停止した後、本人が消去を請求した場合

事例３）キャンペーンの懸賞品送付のために協会員が保有していた当該キャンペーンの応募者の情報について、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した後に、本人が利用停止等を請求した場合

事例４）採用応募者のうち、採用に至らなかった応募者の情報について、再応募への対応等のための合理的な期間が経過した後に、本人が利用停止等を請求した場合

⑹　第１項第⑶号イについて、請求の対象となっている保有個人データにつき、複数の利用目的がある場合、全ての利用目的との関係で「利用する必要がなくなった」かどうかを判断する必要がある。

⑺　本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められると考えられる事例（第１項第⑶号ハ）

事例１）ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、協会員がダイレクトメールを繰り返し送付していることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例２）電話勧誘を受けた本人が、電話勧誘の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、協会員が本人に対する電話勧誘を繰り返し行っていることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例３）協会員が、安全管理措置を十分に講じておらず、本人を識別する保有個人データが漏えい等するおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例４）協会員が、第16条第１項に違反して第三者提供を行っており、本人を識別する保有個人データについても本人の同意なく提供されるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例５）協会員が、退職した従業員の情報を現在も自社の従業員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合

⑻　本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例（第１項第⑶号ハ）

事例１）過去に利用規約に違反したことを理由としてサービスの強制退会処分を受けた者が、再度当該サービスを利用するため、当該サービスを提供する協会員に対して強制退会処分を受けたことを含むユーザー情報の利用停止等を請求する場合

事例２）過去の信用情報に基づく融資審査により新たな融資を受けることが困難になった者が、新規の借入れを受けるため、当該信用情報を保有している協会員に対して現に審査に必要な信用情報の利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合

⑼　第１項第⑶号ハについて、「正当」かどうかは、相手方である個人情報取扱事業者との関係で決まるものであり、個人情報取扱事業者に本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、個人情報取扱事業者は請求に応じる必要がある。本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断するに当たっては、例えば、以下のような事情を考慮することになる。

①　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を保護するために当該保有個人データを取り扱う事情

②　法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情

③　契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う事情

④　違法又は不当な行為を防止するために当該保有個人データを取り扱う事情

⑤　法的主張、権利行使又は防御のために当該保有個人データを取り扱う事情

⑽　本人からの請求に対し、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度での対応として考えられる事例（第１項第⑶号後段）

事例１）本人から保有個人データの全てについて、利用停止等が請求された場合に、一部の保有個人データの利用停止等によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できるものとして、一部の保有個人データに限定して対応を行う場合

事例２）第16条第１項に違反して第三者提供が行われているとして保有個人データの消去を請求された場合に、利用停止又は第三者提供の停止による対応によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できるものとして、利用停止又は第三者提供の停止による対応を行う場合

⑾　「困難な場合」について（第２項）

利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合のほか、協会員が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合についても該当し得る。

⑿　「代替措置」について（第２項）

事案に応じて様々であるが、生じている本人の権利利益の侵害のおそれに対応するものであり、本人の権利利益の保護に資するものである必要がある。

⒀　本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置として考えられる事例（第２項）

事例１）個人情報保護委員会への報告の対象となる重大な漏えい等が発生した場合において、当該本人との契約が存続しているため、利用停止等が困難であるとして、以後漏えい等の事態が生じることがないよう、必要かつ適切な再発防止策を講じる場合

事例２）他の法令の規定により保存が義務付けられている保有個人データを遅滞なく消去する代わりに、当該法令の規定による保存期間の終了後に消去することを約束する場合

（参照条文：保護法35条、通則ガイドライン３－８－５）

（理由の説明）

第25条　協会員は、第21条第３項、第22条第２項若しくは第４項、第23条第２項又は前条第３項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すよう努めなければならない。

（参照条文：保護法36条、通則ガイドライン３－８－６、金融分野ガイドライン17条）

（開示等の請求等に応じる手続）

第26条　協会員は、第21条第２項、第22条第１項若しくは第３項、第23条第１項又は第24条第１項の規定による開示等の請求等に関し、以下のとおり、その受付けの方法を定めることができる。この場合において、協会員は、第29条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載を行うこと（保有個人データに関する事項が示された画面に１回程度の操作で遷移するよう設定したリンクを「個人情報保護宣言」に継続的に掲載することを含む。）、又は事務所の窓口等での掲示・備付け等を行うこと等により本人の知り得る状態に置くこととする。

⑴　開示等の請求等の申出先

⑵　開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式、その他の開示等の請求等の受付方法

⑶　開示等の請求等をする者の本人確認方法

⑷　次条の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。）

⑸　開示等の請求等の対象となる保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項

⑹　開示等の請求等に対する回答方法等

２　協会員は、代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。本項において同じ。）が開示等の請求等を行う場合の手続きとして、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、代理人による開示等の請求等に対して、本人に直接開示等することは妨げられない。

⑴　代理人の本人確認方法

⑵　代理人の代理権を確認する方法

３　協会員は、前二項の規定に基づき開示等の請求等を受け付ける方法を定めるに当たっては、当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するとともに、必要以上に煩雑な書類を書かせたり、請求等を受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定したりする等、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

４　協会員は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項（住所、ＩＤ、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。ただし、本人に対し、開示を請求する保有個人データ又は第三者提供記録の範囲を一部に限定する義務を課すものではなく、また、協会員に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めるものでもない。なお、特定に必要な事項の提示を求める際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等をすることができるよう、当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない。

（解説）

⑴　「開示等の請求等」

保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止、又は第三者提供記録の開示の請求をいう。

⑵　「開示等の請求等の申出先」の具体例（第１項第⑴号）

例えば、支店・営業所や事務センター等の部署名・住所・電話番号・電子メールアドレス等

⑶　「開示等の請求等に際して提出すべき書面」（第１項第⑵号）

協会員は、本人が開示等の請求等に際し提出すべき書面を定めておくことが望ましい。

①　本人の場合

例えば、「保有個人データ」開示申請書、変更等申請書、利用停止等申請書及び本人確認書類

②　代理人の場合

例えば、上記①の書面に加え、協会員所定の委任状及び代理人の本人確認書類

⑷　「その他の開示等の請求等の受付方法」の具体例（第１項第⑵号）

例えば、来店、郵送、電子的手段等の複数の手段が考えられる。

㈱　開示等の請求等の方法を来店のみに限るのは、「本人に過重な負担を課する」（第３項）可能性もあるので、代替手段を用意することが望ましい。

⑸　「本人確認方法」の具体例（第１項第⑶号）

犯罪収益移転防止法の規定に基づく確認手続き又は同レベルの手続など、十分かつ適切な確認手続を定めるものとする。なお、確認の方法としては、次のような事例が考えられるが、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために協会員が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。なお、代理人による来所や送付等の場合にあっては、確認書類として、本人及び代理人についての次の事例に示す書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し。また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書）が考えられる。

事例１）来所の場合：運転免許証、健康保険の資格確認書、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印

事例２）オンラインの場合：あらかじめ本人が協会員に対して登録済みのIDとパスワード、公的個人認証による電子署名

事例３）電話の場合：あらかじめ本人が協会員に対して登録済みの登録情報（生年月日等）、コールバック

事例４）送付（郵送、ＦＡＸ等）の場合：運転免許証や健康保険の資格確認書等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付

⑹　「保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項」の具体例（第１項第⑸号）

例えば、氏名、住所、生年月日、電話番号、取引店名、口座番号等が考えられる。

⑺　「開示等の請求等に応じる回答方法等」の具体例（第１項第⑹号）

例えば、次のような方法がある。

①　郵送、電話、電子メール等の手段

②　開示の対象となる情報によっては、回答はその場でなく後刻となること

⑻　「代理人の本人確認方法」の具体例（第２項第⑴号）

上記⑸と同様の確認手続きを定めるものとする。

⑼　「代理人の代理権を確認する方法」の具体例（第２項第⑵号）

例えば、以下のことに注意して確認する。

①　協会員所定の委任状以外は認めない。

②　委任状等の提出があった場合でも代理権の存在を疑わせる特段の事情が認められるときは、電話等で本人からの代理権授与の意思確認をとることができるまで不開示とする。

③　協会員所定の方法による代理権の確認ができない場合は、不開示とする。

（参照条文：保護法37条、施行令12条、13条、通則ガイドライン３－８－７、金融分野ガイドライン18条）

（手数料）

第27条　協会員は、第21条第２項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第22条第１項若しくは第３項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、これを徴収することができる。なお、当該手数料の額を定めた場合には、前条第１項に基づき、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかなければならない。

２　協会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（参照条文：保護法38条、通則ガイドライン３－８－８）

（協会員における苦情の処理）

第28条　協会員は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

２　協会員は、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置及び苦情処理の手順を定めるほか、苦情処理に当たる役職員への十分な教育・研修等必要な体制の整備に努めなければならない。

（解説）

「体制の整備」（第２項）

消費者等本人との信頼関係を構築し事業活動に対する社会の信頼を確保するためには、「個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」を策定し、それをホームページへの掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表し、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することや、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることも重要である。

（参照条文：保護法40条、通則ガイドライン３－９、金融分野ガイドライン19条）

（個人情報保護宣言の策定）

第29条　協会員は、個人情報に対する取組み方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、協会員の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。）を策定し、公表するものとする。

２　個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。

⑴　関係法令等の遵守、個人情報を目的外に利用しないこと及び苦情処理に適切に取り組むこと等、個人情報保護への取組方針の宣言

⑵　保護法第21条における利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明

⑶　保護法第32条における開示等の手続等、個人情報の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明

⑷　個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口

３　個人情報保護宣言には、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態に応じて、次に掲げる点を考慮した記述をできるだけ盛り込むよう努めるものとする。

⑴　保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること。

⑵　委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること。

⑶　協会員がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、協会員が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること。

⑷　個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記すること。

４　個人情報保護宣言は、本人がこれを適切に理解した上で自らの判断により選択の機会を行使することができるような表示等により構成するのが望ましく、そのための工夫として次に掲げる例が考えられる。

⑴　階層構造（要点を複数の項目にまとめ各項目を選択すると詳細な内容が見られる構造をいう。）による表示

⑵　アイコン、イラスト、動画等の視覚的ツールの活用

⑶　ポップアップによる同意取得

（解説）
○　公表方法の具体例
例えば、次のような方法がある。
①　事務所の窓口等でのポスター・書面等の掲示・備付け
②　パンフレットへの記載・配布
③　インターネットのホームページへの掲載
（参照条文：保護法21条、32条、基本方針、金融分野ガイドライン20条）

（仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い）
第30条　協会員による仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いについては、仮名加工情報及び匿名加工情報に関連する法令等を遵守しなければならない。
（本協会への報告）
第31条　本協会は、協会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。
2　本協会は、協会員に対し、本指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置を行うものとする。
3　協会員は、本指針を遵守するとともに、本協会が行う必要な指導及び勧告その他の措置に従わなければならない。

附　則

この指針は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この改正は、平成20年５月１日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第２条（解説）第４号⑶の①
第３条（解説）⑴の⑦
第４条（解説）⑷
第６条（解説）⑶の④、⑷の①
第７条（解説）⑵の②、⑶の②及び③、⑷
第９条（解説）⑹、⑺の①
第14条（解説）⑵の④、⑶の①
第16条（解説）⑷
第20条（解説）⑷
を改正する。

附　則

この改正は、平成22年３月31日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第１条１項、（解説）⑷
第２条１項、２項、４項、５項、６項（解説）１、２、３の⑴の②４の⑶⑷、７項
第３条２項、３項、４項（解説）⑴、５項
第４条２項、３項（解説）⑵の③
第５条（解説）⑵
第６条１項、２項、３項⑵、（解説）⑵、⑶の②⑯⑰、⑷の①、⑸
第７条⑸、⑹、⑺、⑼、（解説）⑴
第９条２項、４項⑴、（解説）⑹、⑺、⑻、⑼の③④
第11条１項、３項⑶
第13条１項、２項⑵
第14条１項⑵、（解説）⑵の②⑮⑯⑰、⑶の①、⑷、⑹、⑻、⑽
第15条１項
第16条２項、（解説）⑵の①②③
第19条
第20条（解説）⑻
第22条１項
第24条３項
を改正する。

附　則

この改正は、平成29年５月30日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第１条、（解説）⑷
第２条１項、２項、３項、４項、５項、６項、７項、８項、９項、10項、11項、12項、13項、14項（解説）１、２、３、４、５、６、７、８
第３条１項、３項、５項（解説）⑵、⑶、⑷
第４条１項、２項、３項（解説）⑵
第５条、（解説）
第６条１項、２項（解説）⑴、⑶、⑷、⑸
第７条１項、２項、３項、４項（解説）⑵、⑶、⑷、⑸
第８条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷
第９条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑻、⑼
第10条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷
第11条１項
第12条（解説）
第13条２項（解説）
第14条１項、２項、３項、４項、５項、６項、７項、８項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑻、⑼、⑽、⑾、⑿、⒀、⒁、⒂
第15条、（解説）⑴、⑵、⑶、⑷
第16条１項、２項、３項、４項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸
第17条１項、２項、３項、４項、５項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷
第18条１項、２項、３項（解説）⑴、⑵
第19条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸
第20条１項、２項（解説）⑴、⑵
第21条１項、２項、３項（解説）⑴、⑵、⑶
第22条、（解説）
第23条１項、２項、３項、４項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑻、⑼
第24条１項、２項
第25条１項、２項（解説）
第26条１項、２項、３項（解説）⑵、⑶、⑷、⑸
第27条１項、２項、３項（解説）
第28条
第29条３項
を改正する。

附　則

この改正は、平成31年４月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第１条、(解説)
第２条（特則―第２条関係）(解説)
第６条（解説）⑶
第11条３項
第14条６項、(解説）⑵、⑼、⑽
第15条（特則―第15条関係）(解説）⑶、⑷
第17条（特則―第17条関係）(解説)
第18条（解説）
第19条（解説）⑷
第23条４項

を改正する。

附　則

この改正は、令和２年11月２日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第１条、(解説)
第２条（特則―第２条関係）、(解説)
第６条（解説）⑶
第９条（解説）⑶、⑼
第14条１項、８項、(解説）⑴～⑱
第15条（特則―第15条関係）、(解説）⑶
第16条（解説）
第17条（特則―第17条関係）、(解説)

を改正する。

附　則

この改正は、令和４年５月20日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第１条
第２条、(解説)
第３条（解説）
第５条、(解説)
第６条、(解説)
第７条、(解説)
第８条、(解説)
第９条、(解説)
第10条、(解説)
第11条、(解説)
第12条、(解説)
第13条、(解説)
第14条、(解説)
第15条、(解説)
第16条、(解説)
第17条、(解説)
第18条、(解説)
第19条、(解説)
第20条、(解説)
第21条、(解説)
第22条、(解説)
第23条、(解説)
第24条、(解説)
第25条
第26条、(解説)
第27条、(解説)
第28条、(解説)
第29条、(解説)
第30条
第31条

を改正する。

附　則

この改正は、令和４年７月20日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第２条
第６条３項

を改正する。

附　則

この改正は、令和５年７月20日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第15条１項、４項
第26条（解説）

を改正する。

附　則

この改正は、令和６年７月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第12条１項、(解説)
第13条２項
第14条２項
第15条１項、２項、(解説)

を改正する。

附　則

この改正は、令和７年３月10日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第17条、第26条

を改正する。

附　則

この改正は、令和７年11月21日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第15条第４項

を改正する。

公告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による再生計画認可

記

名称及び主たる事務所の所在地

命令の要旨

宮崎県リサイクル事業協同組合

宮崎県宮崎市大字細江字時雨西迫5560番地５

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

協同組合グリーンウェーブ

宮崎県宮崎市江平中町５番地１

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

宮崎県コンクリートブロック工業組合

宮崎県宮崎市大字熊野2621番地　大淀建材内

中小企業団体の組織に関する法律第69条第３項の規定に基づき解散を命ずる。

教示

１　この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第２条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、書面により宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。

２　この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、宮崎県を被告（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事になります。）として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

解散命令公告

宮崎県公告

　下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項及び中小企業団体の組織に関する法律第69条第４項で準用する中小企業等協同組合法106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

　令和８年１月22日

宮崎県知事　河野　俊嗣

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

岩手県滝沢市外山五番地六

株式会社リバース

代表清算人　堤　順一

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により同年十二月三十一日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

仙台市宮城野区安養寺二丁目二三番一一号

株式会社クリーンパートナー

代表清算人　嶺岸　広香

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会において解散し、清算人に佐藤順三郎が就任いたしました。

つきましては、当社に対して債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。記期間内にお申し出がない場合は清算から除斥されます。

令和八年一月二十二日

山形県酒田市錦町一丁目二番地の八

両羽石油株式会社

清算人　佐藤順三郎

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

福島県郡山市南二丁目八四番地

ＳＫ株式会社

代表清算人　野崎　進

解散公告

当法人は、令和七年十二月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

茨城県つくば市上大島五九八―四

特定非営利活動法人つくばアートセンター

清算人　渡邊　浩美

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

埼玉県越谷市大杉一五四番地一

株式会社グランパス

代表清算人　芳賀　蓉子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

埼玉県川口市並木一丁目一六番二〇号

有限会社阿部築炉工業所

清算人　栗田　裕子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

千葉県八千代市萱田町七七五番地四

広友商事株式会社

代表清算人　奈本　嘉啓

解散公告

当社は、令和七年十月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

千葉県千葉市中央区椿森三丁目一四番二九号

コレスクＦｏｒＭｏｏｎ合同会社

清算人　永野　叶都

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

千葉県君津市外箕輪二丁目一二番五号

株式会社ジョイホーム

代表清算人　石井　光雄

解散公告

当社は、令和七年十一月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

千葉県松戸市樋野口七一九―一イニシア松戸二一〇

合同会社暮し

清算人　羅　秀玉

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区北青山三丁目六番七号明治安田生命青山パラシオ四階

一般社団法人ＡＩビジネス推進コンソーシアム

代表清算人　曽我部　完

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都千代田区神田東松下町三七―二

No一〇〇三　ＳＫマーケティング合同会社

清算人　中村　光佑

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

山佐ＫＬＭ一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

山佐ＫＬＭ１リース株式会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年一月吉日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

山形市江俣四丁目一九番一一号

有限会社ピーエヌ設備

清算人　原田　文

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

山佐ＫＬＭ２リース株式会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都足立区入谷三丁目一〇番一六号

有限会社後藤工芸

清算人　後藤　寿信

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都練馬区土支田三丁目二三番八号Ｊｏｌｉｅ Ｍａｉｓｏｎ Ｅａｓｔ三Ｆ

株式会社加藤

代表清算人　杉崎　恵美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ

株式会社ＡＱＵＡ

代表清算人　吉岡　伸朗

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ一三階

CLEAN ENERGIES BEST株式会社

代表清算人　山田　亮太

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ一三階

ティーダ・パワー５９合同会社

清算人　山田　亮太

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ一三階

ティーダ・パワー８４合同会社

清算人　山田　亮太

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ一三階

ティーダ・パワー１０８合同会社

清算人　海老原英征

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ一三階

ティーダ・パワー１１１合同会社

清算人　海老原英征

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ一三階　ＣＳ熊本益城２合同会社

清算人　海老原英征

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ一三階　ＣＳ熊本益城ＥＳＳ合同会社

清算人　海老原英征

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十二月三十日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

合同会社西池袋キャピタル

清算人　ピーター　スワンガー

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年十二月三十一日付をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

一般社団法人西池袋ホールディングス

代表清算人　ピーター　スワンガー

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区芝浦四丁目五番四号

関根冶金工業株式会社

代表清算人　米田　浩康

解散公告

当社は、令和八年一月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都新宿区二十騎町一―三五―一〇六

合同会社ｓｕｉｚｕ ａｔｅｌｉｅｒ

清算人　水津　達大

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都文京区小石川一丁目一〇番五の一三〇九号

合同会社リトルカンパニー

清算人　小松慶太郎

解散公告

当社は、令和八年一月二十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区芝公園二丁目四番一号

株式会社スタンダード

代表清算人　瀬尾　剛史

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都東久留米市中央町六丁目二番一四号

共栄畜産有限会社

清算人　高橋　義一

解散公告

当法人は、令和七年十二月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区白金三丁目一番一〇―三〇五号

一般社団法人日本伝統美

代表清算人　小林　由佳

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都練馬区旭町一丁目四二番一〇号

株式会社ＫＴ

代表清算人　永井　貴亮

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

株式会社Ｇｏｏｄ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ　Ｃｏｍｐａｎｙ

代表清算人　飯田　恭久

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都千代田区四番町二番地四ブランズ四番町五〇七号

合同会社オフィス香川

清算人　田村　真司

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区高輪三丁目六番二三号

有限会社フォアサイトトゥエンティーワン

清算人　鵜野　公郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都狛江市中和泉五丁目五番六号

有限会社ロアール

清算人　伊藤　勝

解散公告

当社は、令和七年十二月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都中央区日本橋茅場町二―五―六日本橋大江戸ビル一〇階

Ｊａｐａｎ　Ｔｒｏｎｉｃｓ株式会社

代表清算人　渡邉　毅

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区西新橋三丁目二三番六号第一白川ビル二階Ｅ室

ＯＮＷＡＲＤ　ＳＥＣＵＲＩＴＹ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　陳　俊良

解散公告

当社は、令和七年十一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都渋谷区円山町一〇丁目一八番二〇一号

Ｍ＆Ａベリーパートナーズ株式会社

代表清算人　竹部　翔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区港南三丁目五番一〇―二三〇七号

Ｍｉｙｕａｉｎａ合同会社

清算人　中島　幹夫

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都台東区上野桜木二丁目七番四号

株式会社健柔舎

代表清算人　石井　文久

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都千代田区神田駿河台三丁目一番地二―四〇五号

株式会社バイオマスレジンエンジニアリング

代表清算人　神谷　雄仁

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都千代田区神田駿河台三丁目一番地二―四〇五号

株式会社バイオマスレジン南魚沼

代表清算人　神谷　雄仁

解散公告

当社は、令和七年十一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区新橋五丁目三三番一〇号

有限会社三共水産

清算人　松村　信

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都新宿区西新宿六丁目一二番六号

データーソニツク株式会社

代表清算人　小南　順一

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都中央区日本橋三丁目七番七号日本橋アーバンビルヂング四Ｆ

株式会社ハピニスト

代表清算人　森　聡介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区芝四丁目一番二三号三田ＮＮビル一五階

株式会社アポロ

代表清算人　八田　浩

解散公告

当会社は、令和七年十二月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

特定目的会社ＮＳＳＫ－ＢＥＴＡ

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ－Ａ１

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ－Ａ２

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ－Ｂ１

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ－Ｂ２

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ－Ｄ２

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ－Ｄ１

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ－Ｅ１

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ－Ｅ２

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ－Ｉ１

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ－Ｉ２

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ－ＳＳ

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ－Ｓ

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ－ＺＺ

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ－Ｚ

代表清算人　津坂　純

解散公告

当会社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都町田市野津田町二七五－六

株式会社グレーヴ

代表清算人　荒木　智義

解散公告

当社は、令和七年十二月二十九日開催の株主総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

神奈川県伊勢原市板戸七六二番地の一

株式会社湘南書店

代表清算人　日吉　一智

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

神奈川県横浜市中区住吉町二丁目二二番地

松栄関内ビル二階ＥＣＯＶＩＳＡＫＩＡＴａｘＣｏｎｓｕｌｔａｎｔｓ内

ＣｏＧｒｉ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　赤崎　章吉

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

神奈川県愛甲郡愛川町中津二三〇四番地の二

有限会社荒井牧場

清算人　荒井　秋男

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

神奈川県横浜市鶴見区生麦三丁目八番一二－七〇一号

株式会社艾美商事

代表清算人　鄭　秀蘭

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

神奈川県鎌倉市台二丁目二〇番一三号二〇二号室

株式会社Mama&Baby conditioning

代表清算人　田口　史子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

神奈川県横浜市西区高島二丁目一一番二号

スカイメナー横浜四二二号

株式会社オーキッド

代表清算人　横山　円

解散公告

当社は、令和八年一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

新潟県新潟市東区卸新町一丁目八四二番地

二六　株式会社ハッピーエデュケーション

代表清算人　掛橋　一哲

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

富山県高岡市木津一四五七番地の一

大黒わた株式会社

代表清算人　宮田　景子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

富山県小矢部市石動町一番三六号

有限会社浅野電化センター

清算人　浅野　耕一

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

富山県滑川市堀江一〇〇一番地

有限会社水野救命大黒堂

清算人　水野　高司

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

福井県福井市日之出二丁目一二番一八号

有限会社山根瓦商店

清算人　山根　雄治

解散公告

当社は、令和八年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

福井市御幸四丁目一一番七号

林ミシン工業株式会社

代表清算人　林　久雄

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

岐阜市六条東二丁目二四番三号

有限会社長良技研

清算人　早川　仁美

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

静岡県浜松市中央区長鶴町二四番地の二

有限会社静岡美術印刷所

清算人　中澤　一郎

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

静岡県焼津市石津向町二〇番地の二一

有限会社ひな真

清算人　白鳥　真弘

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

愛知県あま市木折戸井田二三番地

株式会社アイ企画

代表清算人　岩月　敏光

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

愛知県小牧市大字久保一色三六三六番地

有限会社味岡不動産

清算人　小林　雅信

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

三重県伊賀市緑ケ丘中町四三四八番地

エコ・パシフィック不動産株式会社

代表清算人　平井つゆ子

解散公告

当社は、令和八年一月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

京都府八幡市八幡御幸谷二六番地

三星工業株式会社

代表清算人　小野寺　真

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

大阪府池田市石橋二丁目一四番一一号

株式会社ワイズブレイン

代表清算人　岡本　泰規

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

大阪府羽曳野市東阪田一七七番一ウィズテリア東阪田四〇一号

一般社団法人愛よりそい

代表清算人　田中　仁人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

大阪府大阪市北区兎我野町五番九号

ｃｌｖ　ｐａｒｔｎｅｒｓ合同会社

清算人　中村　佳幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

大阪府泉南市信達市場八九三―三サンハイツ和泉砂川四二九

翰莉詩株式会社

代表清算人　刘　　潤

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

大阪府高槻市高槻町一五番一九号

株式会社園田

代表清算人　園田　和幸

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

大阪市西成区花園南二丁目五番一六号

株式会社福井タイル店

代表清算人　福井　國夫

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

兵庫県**芦**屋市大原町一三番一〇号

特定非営利活動法人にっち倶楽部

清算人　橋本　周三

解散公告

当社は、令和七年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

兵庫県神戸市中央区磯上通八丁目一番二九号カサベラビルＣ＆Ｍ四〇三号室

株式会社ＣｏｃｏＦｒｅｅｙ

代表清算人　山　博美

解散公告

当社は、令和七年十二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

兵庫県神戸市中央区磯辺通一丁目一番一八号カサベラ国際プラザビル七〇七号室

株式会社ひとつや

代表清算人　藤原　裕也

解散公告

当法人は、令和七年十一月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

兵庫県姫路市飾磨区天神六四番三

特定非営利活動法人姫路シーマンズクラブ

清算人　西田　啓一

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

愛媛県八幡浜市若山二番耕地八番地一

株式会社悠和

代表清算人　井上永治郎

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日に株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

福岡県田川郡大任町大字今任原三三八番地

株式会社若草

代表清算人　奥永　則子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

福岡県京都郡苅田町大字南原一六八五番地七

株式会社万里不動産

代表清算人　藤川　敏

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

長崎県佐世保市祇園町四番一五号

有限会社三容

清算人　安井　千賀

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により令和七年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

熊本県宇城市松橋町松橋一〇二二番地四

株式会社ベルコーポレーション

代表清算人　齊藤江里子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

沖縄県那覇市泊二丁目一番一八号

株式会社サナイラ

代表清算人　上原　誠

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十二月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

福井県三方上中郡若狭町島の内第一四号二番地

農事組合法人ＭＭＫ

清算人　熊谷　竜太

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十二月十五日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

東京都清瀬市中清戸四丁目土地区画整理組合

代表清算人　並木　一エ

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和七年十二月十二日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

福岡県久留米市善導寺町飯田六二〇番地二

清算法人山本豊田土地改良区

清算人代表　手島富士雄

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月二十三日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

秋田県能代市花園町二七番四一号

医療法人ねもとクリニック

清算人　根本　大輔

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月二十二日大阪市保健所長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

大阪市東住吉区往道矢田一丁目二五番五号

医療法人松山診療所

清算人　松山　茂樹

解散公告（第三回）

当法人は、大阪市保健所長の認可により、令和七年十二月二十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

大阪市西区九条一丁目一二番二一号

医療法人回生会

清算人　河野　実

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和七年十二月十七日に福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十二日

福岡県田川市大字伊加利一七三番地一

清算法人上伊加利土地改良区

代表清算人　長谷川義晴

第９期決算公告

令和８年１月22日

宮城県東松島市野蒜字亀岡80

貴凛庁株式会社

代表取締役　江口紀代子（三井紀代子）

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	52,095
	固定資産	143,155
	合計	195,250
負債及び純資産の部	流動負債	16,967
	固定負債	184,437
	株主資本	△6,154
	資本金	71,480
	資本剰余金	73,980
	資本準備金	73,980
	利益剰余金	△151,614
	その他利益剰余金	△151,614
	（うち当期純損失）	(6,379)
	合計	195,250

第17期決算公告　令和８年１月22日

山形県新庄市常葉町２―36

新山形ホームテック株式会社

代表取締役　矢口　雅彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,216,191
	固定資産	214,114
	有形固定資産	135,020
	無形固定資産	3,245
	投資その他の資産	75,849
	資産合計	**1,430,305**
負債及び純資産の部	流動負債	1,024,872
	固定負債	229,732
	資本金	10,000
	その他利益剰余金	170,008
	（うち当期純利益）	(17,678)
	その他有価証券評価差額金	△4,308
	負債・純資産合計	**1,430,305**

第 27 期 決 算 公 告

令和７年12月24日　東京都北区東田端二丁目１番３号
計測ネットサービス株式会社
代表取締役社長　髙橋　貢

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	940,831	流動負債	249,851
固定資産	307,354	賞与引当金	84,390
		固定負債	72,226
		退職給付引当金	63,826
		役員退職慰労引当金	8,400
		株主資本	926,107
		資本金	10,000
		資本剰余金	14,000
		その他資本剰余金	14,000
		利益剰余金	902,107
		利益準備金	7,949
		その他利益剰余金	894,157
		（うち当期純損失）	(151,633)
資産合計	**1,248,185**	**負債・純資産合計**	**1,248,185**

第１期決算公告　令和８年１月22日
東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
神谷町トラストタワー23階
Krystal Biotech Japan株式会社
代表取締役　笠本　浩
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	313
	固定資産	—
	資産合計	**313**
負債及び純資産の部	流動負債	300
	固定負債	—
	株主資本	13
	資本金	10
	資本剰余金	—
	その他資本剰余金	—
	利益剰余金	3
	その他利益剰余金	3
	（うち当期純利益）	(3)
	負債・純資産合計	**313**

第９期決算公告　令和７年12月15日
東京都渋谷区桜丘町20番４号
株式会社旅色トラベル
代表取締役　澤田　裕
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,380
	固定資産	2,400
	資産合計	**54,780**
負債及び純資産の部	流動負債	6,664
	負債合計	**6,664**
	株主資本	48,115
	資本金	7,536
	資本剰余金	7,535
	資本準備金	7,535
	利益剰余金	33,044
	その他利益剰余金	33,044
	（うち当期純利益）	(3,940)
	純資産合計	**48,115**
	負債・純資産合計	**54,780**

第29期決算公告　令和８年１月22日
栃木県小山市八幡町一丁目６番６号
テレビ小山放送株式会社
代表取締役　星野　寛
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	693,495
	固定資産	821,621
	合計	**1,515,117**
負債及び純資産の部	流動負債	181,197
	固定負債	812,900
	株主資本	521,020
	資本金	100,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	221,020
	利益準備金	2,700
	その他利益剰余金	218,320
	（うち当期純利益）	(14,284)
	合計	**1,515,117**

第12期決算公告　令和７年12月19日
東京都品川区西品川一丁目１番１号
住友不動産大崎ガーデンタワー７階
プラスセブン株式会社
代表取締役　潮田　和也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	330,358
	固定資産	6,309
	合計	336,667
負債純資産の部	流動負債	52,127
	固定負債	5,251
	株主資本	279,288
	資本金	10,000
	利益剰余金	269,288
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	269,288
	（うち当期純利益）	(50,677)
	合計	336,667

第８期決算公告
令和７年12月19日
東京都品川区東五反田三丁目20番14号
株式会社エモリア
代表取締役　横山　裕一

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,669
	合計	17,669
負債純資産の部	流動負債	9,475
	株主資本	8,194
	資本金	750
	資本剰余金	750
	資本準備金	750
	利益剰余金	6,694
	その他利益剰余金	6,694
	（うち当期純利益）	(12,224)
	合計	17,669

第９期決算公告　2025年12月25日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目９番10号
ヒューマンライフコード株式会社
代表取締役社長　原田　雅充

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	623,981
	固定資産	2,468
	資産合計	626,450
負債純資産の部	流動負債	588,370
	株主資本	38,079
	資本金	297,214
	資本剰余金	2,548,213
	資本準備金	1,417,714
	その他資本剰余金	1,130,499
	利益剰余金	△ 2,807,348
	その他利益剰余金	△ 2,807,348
	（うち当期純損失）	(524,577)
	負債・純資産合計	626,450

第２期決算公告　令和７年12月25日
東京都渋谷区桜丘町１番２号
株式会社ウィズマイメディカル
代表取締役社長　中村　文洋

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,967
	資産合計	23,967
負債純資産の部	流動負債	36,668
	株主資本	△12,701
	資本金	5,000
	利益剰余金	△17,701
	その他利益剰余金	△17,701
	（うち当期純損失）	(16,472)
	負債・純資産合計	23,967

第４期決算公告　令和７年12月25日
東京都渋谷区桜丘町１番２号
株式会社ＷｉｔｈＬｉｎｋｓ
代表取締役　竹川　裕幸

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,375
	固定資産	428
	資産合計	11,803
負債純資産の部	流動負債	20,404
	固定負債	12,887
	株主資本	△21,487
	資本金	15,500
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△51,987
	その他利益剰余金	△51,987
	（うち当期純損失）	(13,344)
	負債・純資産合計	11,803

第２期決算公告　令和７年12月25日
東京都渋谷区桜丘町１番２号
株式会社Ａｍａｚｉａ　Ｌｉｎｋ
代表取締役社長　佐久間亮輔

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	19,325
	資産合計	19,325
負債純資産の部	流動負債	67,595
	（うち賞与引当金）	(250)
	株主資本	△48,270
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△98,270
	その他利益剰余金	△98,270
	（うち当期純損失）	(55,151)
	負債・純資産合計	19,325

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年１月22日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令７不保1096	有限会社シティライフ	北海道知事石狩(6)6435	取締役中野剛	北海道札幌市清田区平岡４条６―10―８	1000万円
令７不保1097	Ｆ＆Ｄ不動産合同会社	宮城県知事(1)6715	代表社員鈴木大介	宮城県仙台市青葉区台原６－９－７	1000万円
令７不保1098	合同会社ＴＳＵＭＩＫＩ	福島県知事(1)3497	代表社員藤原光一郎	福島県福島市佐倉下字二本榎13―１	1000万円
令７不保1099	谷津不動産企画株式会社	茨城県知事(1)7680	代表取締役谷津真由美	茨城県水戸市大足町991―９	1000万円
令７不保1100	株式会社さくら	栃木県知事(3)4803	代表取締役稲川知法	栃木県宇都宮市中央２－５―12	1000万円
令７不保1101	有限会社フジエージェンシー	埼玉県知事(5)19674	取締役藤橋政行	埼玉県三郷市早稲田７―29―３	1000万円
令７不保1102	株式会社林内装	埼玉県知事(1)24700	代表取締役林徳平	埼玉県川口市新井宿1112―２	1000万円
令７不保1103	株式会社スズショウ	千葉県知事(5)14723	代表取締役鈴木正尚	千葉県匝瑳市八日市場イ2500	1000万円
令７不保1104	合同会社ＣＬ―Ｓｔｙｌｅ	千葉県知事(1)18173	代表社員田中伸弥	千葉県市川市柏井町４―513―40	1000万円
令７不保1105	日邦商事	東京都知事(8)60075	古閑百々枝	東京都世田谷区北沢３－５―23	1000万円
令７不保1106	株式会社帝国データバンクリエィティブ	東京都知事(6)75946	代表取締役後藤登世子	東京都港区南青山２―５―20	1000万円
令７不保1107	株式会社ケーエスホーム	東京都知事(3)92087	代表取締役鈴木浩介	東京都新宿区新宿７―27―16	1000万円

令７不保1108	株式会社ラックプランニング	東京都知事 (3)92428	代表取締役 溝淵大樹	東京都杉並区高円寺北２―35―８	1000万円
令７不保1109	有限会社ＷＭＴ	東京都知事 (3)94652	取締役 勝間田真二	東京都昭島市福島町２―10―８	1000万円
令７不保1110	株式会社ハウスビーカム	東京都知事 (2)100631	代表取締役 渡部勝	東京都中野区中野２―25―３	1000万円
令７不保1111	ＭＥマイホーム計画町田株式会社	東京都知事 (2)104196	代表取締役 保里要	東京都町田市木曽西３―４―３	1000万円
令７不保1112	縁利不動産株式会社	東京都知事 (1)105134	代表取締役 梅田邦幸	東京都墨田区緑４―39―７	1000万円
令７不保1113	株式会社Ｉ’ｓｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ	東京都知事 (1)105212	代表取締役 今井小百合	東京都港区赤坂４―２―３	1000万円
令７不保1114	ＭａｎｄＲｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ株式会社	東京都知事 (1)105219	代表取締役 大上万林	東京都渋谷区渋谷１―１―３	1000万円
令７不保1115	理財工商株式会社	東京都知事 (1)105187	代表取締役 朝岡靖盛	東京都荒川区東日暮里３―17―１	1000万円
令７不保1116	株式会社クラスリード	東京都知事 (1)105635	代表取締役 竹ノ上幸則	東京都江戸川区鹿骨５―29―３	1000万円
令７不保1117	株式会社Ａｕｐｌｕｓ	東京都知事 (1)105983	代表取締役 宮元洋宣	東京都豊島区南池袋３―15―13	1000万円
令７不保1118	駅前不動産株式会社	東京都知事 (1)106053	代表取締役 坂井健太郎	東京都中央区八丁堀２―22―６	1000万円
令７不保1119	株式会社ＶＩＳＱ	東京都知事 (1)109145	代表取締役 島村直樹	東京都台東区東上野４―６―５	1000万円
令７不保1120	株式会社Ｌｉｆｅｐｌａｙ	東京都知事 (1)109950	代表取締役 森敬太	東京都渋谷区桜丘町31―14	1000万円
令７不保1121	エス・ケイ・ジー・サービス株式会社	東京都知事 (1)111824	代表取締役 山本晃久	東京都品川区東五反田４―７―１	1000万円
令７不保1122	合同会社ＫＭＥ	東京都知事 (1)112433	代表社員 平林憲司	東京都杉並区下井草１―25―39	1000万円
令７不保1123	ランドエステート株式会社	神奈川県知事 (4)26092	代表取締役 木元修	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２―９―７	1000万円
令７不保1124	株式会社ＢＢＴエブリワンズホーム	神奈川県知事 (3)28693	代表取締役 徳山久恵	神奈川県川崎市麻生区東百合丘４―１―27	1000万円
令７不保1125	株式会社北陸総合建設	富山県知事 (3)2926	代表取締役 押田通	富山県富山市掛尾町230―１	1000万円
令７不保1126	株式会社野村屋ホールディングス	長野県知事 (2)5451	代表取締役 野村健太	長野県上田市古里777―３	1000万円
令７不保1127	ノム・トラスト株式会社	長野県知事 (2)5610	代表取締役 野村健太	長野県上田市古里777―３	1000万円
令７不保1128	ＳＫコンサル	長野県知事 (1)5929	笠原茂	長野県諏訪市豊田1040―２	1000万円
令７不保1129	株式会社パンケーキ不動産	岐阜県知事 (1)5088	代表取締役 西松昭人	岐阜県岐阜市北一色７―22―５	1000万円
令７不保1130	東栄不動産有限会社	静岡県知事 ⑽5784	取締役 森田和明	静岡県静岡市葵区東１―25―１	1000万円
令７不保1131	有限会社八興	三重県知事 (2)3392	代表取締役 八重口俊明	三重県多気郡多気町鍬形259―１	1000万円
令７不保1132	株式会社佐野テックサービス	三重県知事 (2)3496	代表取締役 佐野明郎	三重県三重郡菰野町大字千草5051―９	1000万円
令７不保1133	オフィスムラタ	滋賀県知事 (7)2394	村田真人	滋賀県守山市吉身３―16―２	1000万円
令７不保1134	株式会社平安コーポレーション	京都府知事 (7)9676	代表取締役 関本豊	京都府京都市西京区上桂御正町３―５	1000万円
令７不保1135	シキシマ不動産	大阪府知事 (4)51993	小川和雄	大阪府吹田市岸部北５―13―４	1000万円
令７不保1136	有限会社サカキ	大阪府知事 (3)55659	取締役 川添康弘	大阪府富田林市常盤町３―17	1000万円
令７不保1137	有限会社キセキ	大阪府知事 (2)60140	取締役 竹内泰朗	大阪府大阪市中央区南船場２―８―11	1000万円
令７不保1138	シービー・エボリューション株式会社	大阪府知事 (2)60683	代表取締役 月村進力	大阪府大阪市淀川区西中島４―４―25	1000万円
令７不保1139	株式会社Ｈ・Ｉ・ＫＤＥＳＩＧＮ	大阪府知事 (2)61721	代表取締役 外園正浩	大阪府大阪市西区靱本町１―18―22	1000万円
令７不保1140	株式会社フェット	大阪府知事 (1)62308	代表取締役 林伝竜	大阪府大阪市西成区太子２―４―９	1000万円
令７不保1141	株式会社優特不動産	大阪府知事 (1)65951	代表取締役 藍梓健	大阪府大阪市中央区農人橋２―１―35	1000万円
令７不保1142	株式会社喜楽	大阪府知事 (1)66171	代表取締役 後藤大大	大阪府大阪市中央区南船場４―６―22	1000万円
令７不保1143	株式会社Ｋ―ＴＡＫＥ	大阪府知事 (1)66466	代表取締役 日野剛成	大阪府枚方市岡東町19―１	1000万円
令７不保1144	Ａｆｆｉｔｔｏ．Ｈｏｕｓｅ株式会社	兵庫県知事 (3)11569	代表取締役 林由佳	兵庫県神戸市兵庫区下沢通１―５―11	1000万円
令７不保1145	やくも殖産有限会社	島根県知事 (5)1069	代表取締役 小林栄治	島根県松江市外中原町291	1000万円
令７不保1146	平成住宅産業株式会社	愛媛県知事 (9)3423	代表取締役 千原茂	愛媛県松山市堀江町甲1029―11	1000万円
令７不保1147	川商ハウス株式会社	愛媛県知事 (7)4240	代表取締役 石川寛	愛媛県今治市蒼社町１―２―20	1000万円
令７不保1148	有限会社渡辺建設	福岡県知事 (6)13394	代表取締役 渡辺佳則	福岡県大牟田市大字宮崎2078―１	1000万円
令７不保1149	株式会社樹林の里	佐賀県知事 (2)2464	代表取締役 堀口満智子	佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙1845―14	1000万円
令７不保1150	大生不動産株式会社	佐賀県知事 (1)2589	代表取締役 波多茂	佐賀県伊万里市南波多町小麦原156―１	1000万円
令７不保1151	有限会社ＭＪＳ企画	長崎県知事 (4)3557	代表取締役 森田和彦	長崎県長崎市今博多町12	1000万円
令７不保1152	太陽不動産	宮崎県知事 ⑽3153	中西俊雄	宮崎県宮崎市大塚町宮田3005―２	1000万円
令７不保1153	株式会社ダイシン	鹿児島県知事 (2)6293	代表取締役 藤﨑厚一	鹿児島県鹿児島市下竜尾町13―13	1000万円
令７不保1154	Ｍプランニング	沖縄県知事 (2)4577	油井真理	沖縄県那覇市首里平良町２―51	1000万円

第 53 期 決 算 公 告

令和８年１月21日

東京都千代田区神田小川町三丁目10番地
株式会社東和システム
代表取締役社長　矢部　昭雄

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,475,573	流動負債	3,039,536
固定資産	5,032,698	固定負債	2,612,178
		株主資本	3,856,557
		資本金	270,000
		資本剰余金	213,075
		資本準備金	210,000
		その他資本剰余金	3,075
		利益剰余金	3,373,482
		利益準備金	25,045
		その他利益剰余金	3,348,437
		（うち当期純利益）	（307,320）
資産合計	9,508,271	負債・純資産合計	9,508,271

第 27 期 決 算 公 告

令和７年12月19日

東京都品川区東五反田三丁目20番14号
株式会社アールフォース・エンターテインメント
代表取締役　横山　裕一

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	92	流動負債	32
固定資産	6	固定負債	32
		株主資本	34
		資本金	80
		資本剰余金	283
		資本準備金	183
		その他資本剰余金	99
		利益剰余金	△328
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△329
		（うち当期純損失）	（48）
資産合計	98	負債・純資産合計	98

第 13 期 決 算 公 告

令和７年６月16日

宮城県仙台市宮城野区栄４丁目11番25号
仙台水族館開発株式会社
代表取締役　伊吹　立

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,144	流動負債	344
固定資産	3,688	固定負債	1,363
		負債合計	1,707
		株主資本	3,125
		資本金	1,350
		資本剰余金	1,350
		資本準備金	1,350
		利益剰余金	425
		その他利益剰余金	425
		純資産合計	3,125
資産合計	4,832	負債・純資産合計	4,832

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	642
営業費用	513
営業利益	129
営業外収益	52
営業外費用	33
経常利益	148
税引前当期純利益	148
法人税、住民税及び事業税	47
当期純利益	101

第 76 期 決 算 公 告

令和７年12月26日

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目11番地５
株式会社柴橋商会
代表取締役　柴橋　和弘

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	11,539,239
	固定資産	12,927,645
	合計	24,466,884
負債及び純資産の部	流動負債	5,956,116
	固定負債	9,929,161
	株主資本	8,581,607
	資本金	93,170
	利益剰余金	8,488,437
	利益準備金	26,500
	その他利益剰余金	8,461,937
	（うち当期純利益）	（269,721）
	合計	24,466,884

第 6 期 決 算 公 告

令和７年12月10日

東京都中央区日本橋室町四丁目３番16号
エイチプロパティーズ特定目的会社
取締役　矢作　大

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	7,290	流動負債	246
販売用不動産	7,290	前受金	24
その他資産	2,002	その他	222
流動資産	2,001	固定負債	2,075
固定資産	1	特定社債	100
有形固定資産	1	特定借入れ	1,974
繰延資産	1	その他	1
		社員資本	6,971
		特定資本金	1
		優先資本金	5,543
		剰余金	1,427
		当期未処分利益	1,427
資産合計	9,292	負債・純資産合計	9,292

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	4,400
営業費用	2,973
営業利益	1,427
営業外収益	3
経常利益	1,430
税引前当期純利益	1,430
法人税、住民税及び事業税	3
当期純利益	1,427

第 53 期決算公告　令和７年11月27日

神奈川県伊勢原市鈴川58番地の２
三洋機械工業株式会社
代表取締役社長　野木　達也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	143,693
	固定資産	27,853
	合計	171,546
負債及び純資産の部	流動負債	39,251
	固定負債	38,366
	引当金	18,235
	株主資本	75,694
	資本金	12,000
	利益剰余金	63,694
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	60,694
	（うち当期純利益）	（17,846）
	合計	171,546

第 5 期 決 算 公 告

令和８年１月22日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
テンノウズ特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	20,686,490	流動負債	12,304,414
その他の資産	2,502,127	固定負債	783,333
流動資産	2,473,709	負債合計	13,087,748
固定資産	26,199	社員資本	10,100,869
繰延資産	2,217	特定資本金	100
		優先資本金	9,880,000
		剰余金	220,769
		当期未処分利益	220,769
		純資産合計	10,100,869
資産合計	23,188,617	負債・純資産合計	23,188,617

損益計算書の要旨
（令和６年10月１日から　令和７年９月30日まで）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	968,381
営業費用	747,870
営業利益	220,511
営業外収益	2,002
経常利益	222,513
税引前当期純利益	222,513
法人税、住民税及び事業税	1,744
当期純利益	220,769
当期未処分利益	220,769

第 30 期決算公告　令和７年12月19日

横浜市西区みなとみらい二丁目３番５号
株式会社ＮＫＢ　Ｙ’ｓ
代表取締役　外谷　敬之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,166,926
	固定資産	178,289
	合計	1,345,216
負債及び純資産の部	流動負債	574,289
	固定負債	125,290
	株主資本	645,637
	資本金	25,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	615,637
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	610,637
	（うち当期純利益）	（86,254）
	合計	1,345,216

第 37 期 決 算 公 告

令和８年１月 22 日
富山県射水市布目沢480番地２
株 式 会 社 イ ワ ク ロ
代表取締役　岩黒　正孝

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,242,960
	固定資産	34,701
	合計	2,277,661
負純資産債及のび部	流動負債	1,333,208
	株主資本	944,453
	資本金	10,000
	利益剰余金	935,278
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	932,778
	（うち当期純利益）	(26,724)
	自己株式	△ 825
	合計	2,277,661

第 33 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 19 日
横浜市神奈川区金港町２番地６
株式会社エスビーティー
代表取締役　伊藤　正起

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	33,301	流動負債	28,026
固定資産	3,235	（賞与引当金）	(149)
		固定負債	937
		株主資本	7,573
		資本金	10
		資本剰余金	45
		その他資本剰余金	45
		利益剰余金	7,518
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	7,515
資産合計	36,536	負債・純資産合計	36,536

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	147,114
売上原価	111,450
売上総利益	35,663
販売費及び一般管理費	30,227
営業利益	5,436
営業外収益	213
営業外費用	351
経常利益	5,298
特別利益	51
特別損失	2
税引前当期純利益	5,347
法人税、住民税及び事業税	1,830
法人税等調整額	△40
当期純利益	3,558

第 37 期 決 算 公 告

令和８年１月 22 日
富山市太郎丸113番地４
株式会社松栄
代表取締役　松岡　宏

貸借対照表の要旨
（令和７年９月20日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	37,372
	固定資産	133,035
	資産合計	170,408
負純資産債及のび部	流動負債	3,204
	固定負債	564
	株主資本	166,639
	資本金	5,000
	利益剰余金	161,639
	その他利益剰余金	161,639
	（うち当期純損失）	(34,550)
	負債・純資産合計	170,408

第 41 期決算公告

令和８年１月22日
群馬県太田市東新町604番地２
株式会社小久保精密
代表取締役　小久保巌雄

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	386,158
	固定資産	235,676
	合計	621,834
負純資産債及のび部	流動負債	126,009
	固定負債	504,151
	株主資本	△8,326
	資本金	30,000
	利益剰余金	△38,326
	利益準備金	200
	別途積立金	500
	その他利益剰余金	△39,026
	（うち当期純損失）	(11,620)
	合計	621,834

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日
群馬県太田市東新町六〇四番地二
株式会社小久保精密
代表取締役　小久保巌雄

第 38 期決算公告

令和７年12月24日
静岡県田方郡函南町塚本97番地
サンワ建工株式会社
代表取締役　遠藤　哲郎

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	152,288
	固定資産	1,877
	繰延資産	0
	資産合計	154,165
負純資産債及のび部	流動負債	37,175
	固定負債	2,400
	株主資本	114,589
	資本金	20,000
	利益剰余金	94,589
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	94,589
	（うち当期純利益）	(9,542)
	負債・純資産合計	154,165

第 2 期 決 算 公 告

令和８年１月 22 日
千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目４番３新日本ビル１階
株式会社グリーン・リバティ
代表取締役　前嶋　武治

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,599
	繰延資産	293
	資産合計	2,893
負純資産債及のび部	流動負債	70
	株主資本	2,823
	資本金	3,000
	利益剰余金	△176
	その他利益剰余金	△176
	（うち当期純損失）	(145)
	負債・純資産合計	2,893

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月三十一日を効力発生日とする株式会社竹田屋との株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月二十二日
千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目四番三新日本ビル一階
株式会社グリーン・リバティ
代表取締役　前嶋　武治

第 9 期 決 算 公 告

令和８年１月 22 日
静岡県浜松市中央区砂山町325番地の６
株式会社浜松ホトアグリ
代表取締役　山田万祐子

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,425
	固定資産	2,776
	合計	18,202
負純資産債及のび部	流動負債	9,293
	株主資本	8,908
	資本金	35,000
	利益剰余金	△26,091
	その他利益剰余金	△26,091
	（うち当期純損失）	(2,026)
	合計	18,202

第６期決算公告

令和８年１月22日
東京都渋谷区宇田川町３番５号
株式会社Ｗｕｎｄｅｒｂａｒ
代表取締役　長尾　慶人

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	108,794
	固定資産	96,834
	資産合計	205,628
負純資産債及のび部	流動負債	330,086
	固定負債	123,826
	株主資本	△248,283
	資本金	35,013
	資本剰余金	35,003
	資本準備金	35,003
	利益剰余金	△318,300
	その他利益剰余金	△318,300
	（うち当期純損失）	(149,086)
	負債・純資産合計	205,628

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千五百一万三千八百二十円、資本準備金の額を一億八千五百一万三千八百二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日
東京都渋谷区宇田川町三番五号
株式会社Ｗｕｎｄｅｒｂａｒ
代表取締役　長尾　慶人

第69期決算公告　令和８年１月22日
京都市右京区西院東淳和院町８番地
株式会社末永
代表取締役　末永　武弘

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	48,188
	固定資産	28,919
	合計	77,107
負債及び純資産の部	流動負債	5,038
	固定負債	153,641
	株主資本	△81,572
	資本金	100,000
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	90,000
	利益剰余金	△271,572
	利益準備金	450
	その他利益剰余金	△272,022
	（うち当期純損失）	(1,750)
	合計	77,107

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を九千万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日
京都市右京区西院東淳和院町八番地
株式会社末永
代表取締役　末永　武弘

第58期決算公告　令和８年１月22日
愛知県岡崎市東牧内町字甲田８番地１
水藤紙工株式会社
代表取締役　水藤　修

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	297,203
	固定資産	964,690
	合計	1,261,893
負債及び純資産の部	流動負債	383,011
	固定負債	472,255
	株主資本	406,627
	資本金	12,000
	資本剰余金	5,000
	その他資本剰余金	5,000
	利益剰余金	389,627
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	386,627
	（うち当期純利益）	(13,696)
	合計	1,261,893

第72期決算公告　令和８年１月22日
広島市南区宇品海岸三丁目５番21号
淡路電気工事株式会社
代表取締役　淡路　孝江

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,242,207
	固定資産	772,209
	合計	2,014,417
負債及び純資産の部	流動負債	612,284
	賞与引当金	16,000
	固定負債	—
	株主資本	1,402,132
	資本金	32,500
	利益剰余金	1,381,632
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	1,373,632
	（うち当期純利益）	(36,263)
	自己株式	△ 12,000
	合計	2,014,417

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円減少し一千九百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日
広島市南区宇品海岸三丁目五番二一号
淡路電気工事株式会社
代表取締役　淡路　孝江

第24期決算公告
令和８年１月22日
京都市左京区栗田口鳥居町65番地
株式会社京懐石美濃吉竹茂楼
代表取締役　佐竹　洋吉

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	130,433
	固定資産	801,617
	合計	932,050
負債及び純資産の部	流動負債	51,767
	固定負債	768,916
	株主資本	111,366
	資本金	10,000
	利益剰余金	101,366
	その他利益剰余金	101,366
	（うち当期純損失）	(13,961)
	合計	932,050

第68期決算公告
令和８年１月22日
香川県高松市末広町６番地14
株式会社杉谷印刷
代表取締役　杉谷　和哲

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,514
	固定資産	641
	合計	5,155
負債及び純資産の部	流動負債	7,544
	固定負債	33,309
	株主資本	△35,697
	資本金	17,250
	利益剰余金	△52,947
	利益準備金	1,626
	その他利益剰余金	△54,573
	（うち当期純利益）	(1,568)
	合計	5,155

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百二十五万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日
香川県高松市末広町六番地一四
株式会社杉谷印刷
代表取締役　杉谷　和哲

第5期決算公告　令和８年１月22日
岡山市南区西市433番地４
旭ホールディングス株式会社
代表取締役　松岡　徹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	551,646
	固定資産	8,729,302
	合計	9,280,948
負債及び純資産の部	流動負債	17,147
	固定負債	8,979,984
	株主資本	283,816
	資本金	90,000
	資本剰余金	95,752
	その他資本剰余金	95,752
	利益剰余金	98,064
	利益準備金	4,630
	その他利益剰余金	93,434
	（うち当期純利益）	(104,289)
	合計	9,280,948

第38期決算公告
令和８年１月22日　愛知県豊田市若宮町七丁目１番地11
株式会社善都
代表取締役　都筑　晶裕

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	13,760	流動負債	9,512
固定資産	51,907	固定負債	20,459
		退職給付引当金	285
		株主資本	34,385
		資本金	50
		資本剰余金	1,179
		資本準備金	10
		その他資本剰余金	1,169
		利益剰余金	33,155
		利益準備金	16
		その他利益剰余金	33,139
		評価・換算差額等	1,310
		有価証券評価差額金	1,310
資産合計	65,668	負債・純資産合計	65,668

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	154,555
売上原価	129,645
売上総利益	24,909
販売費及び一般管理費	20,764
営業利益	4,145
営業外収益	352
営業外費用	313
経常利益	4,185
特別利益	240
特別損失	1,059
税引前当期純利益	3,366
法人税、住民税及び事業税	1,266
法人税等調整額	△35
当期純利益	2,135

第13期決算公告
令和８年１月22日
岡山市南区西市433番地４
旭ソーラー玉島陶発電株式会社
代表取締役　松岡　徹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,408
	固定資産	35,181
	合計	48,588
負債及び純資産の部	流動負債	1,830
	固定負債	11,314
	株主資本	35,445
	資本金	3,000
	利益剰余金	32,445
	利益準備金	480
	その他利益剰余金	31,965
	（うち当期純利益）	(7,041)
	合計	48,588

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七千二百七十五万円減少し二千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十六日であり、株主総会の決議は令和八年一月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日

札幌市中央区大通西九丁目三番地三三

Ａｓｓｉｓｔ―ｉｎｃ．株式会社

代表取締役　榎又　啓太

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	414,553
	固定資産	2,233,500
	合計	2,648,054
負純資産債及びの部	流動負債	313,240
	固定負債	1,384,300
	株主資本	950,514
	資本金	492,750
	資本剰余金	491,750
	資本準備金	491,750
	利益剰余金	△33,985
	その他利益剰余金	△33,985
	（うち当期純損失）	(33,985)
	合計	2,648,054

第１期決算公告　令和８年１月22日

札幌市中央区大通西九丁目３番地33

Ａｓｓｉｓｔ―ｉｎｃ．株式会社

代表取締役　榎又　啓太

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社Ｇｒｏｏｖｅｓ（乙、住所東京都港区南青山五丁目四番二七号）のＦｏｒｋｗｅｌｌ事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年一月二十二日

東京都港区南青山五丁目四番二七号

株式会社フォークウェル

代表取締役　赤川　朗

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	822,329
	固定資産	21,574
	合計	843,903
負純資産債及びの部	流動負債	598,328
	固定負債	354,090
	株主資本	△110,762
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△210,762
	その他利益剰余金	△210,762
	（うち当期純利益）	(50,688)
	新株予約権	2,250
	合計	843,903

第21期決算公告　令和８年１月22日

東京都港区南青山五丁目４番27号

株式会社Ｇｒｏｏｖｅｓ

代表取締役　池見　幸浩

第13期決算公告

令和８年１月22日

岡山市南区西市433番地４

旭ソーラー矢掛田鶴発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,303
	固定資産	21,131
	合計	40,435
負純資産債及びの部	流動負債	1,001
	株主資本	39,434
	資本金	3,000
	利益剰余金	36,434
	利益準備金	480
	その他利益剰余金	35,954
	（うち当期純利益）	(3,407)
	合計	40,435

第13期決算公告

令和８年１月22日

岡山市南区西市433番地４

旭ソーラー吉備中央発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	38,111
	固定資産	53,771
	合計	91,882
負純資産債及びの部	流動負債	4,755
	株主資本	87,127
	資本金	4,500
	利益剰余金	82,627
	利益準備金	770
	その他利益剰余金	81,857
	（うち当期純利益）	(11,308)
	合計	91,882

第12期決算公告

令和８年１月22日

岡山市南区西市433番地４

旭ソーラー美作北山発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,866
	固定資産	44,467
	合計	53,333
負純資産債及びの部	流動負債	39,931
	株主資本	13,402
	資本金	3,000
	利益剰余金	10,402
	利益準備金	360
	その他利益剰余金	10,042
	（うち当期純利益）	(2,997)
	合計	53,333

第８期決算公告

令和８年１月22日

東京都中央区日本橋室町１―13―７

ＰＭＯ日本橋室町３Ｆ

リーファス株式会社

代表取締役　西﨑　努

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	203,932
	固定資産	8,561
	合計	212,494
負純資産債及びの部	流動負債	45,983
	株主資本	166,510
	資本金	10,000
	利益剰余金	156,510
	その他利益剰余金	156,510
	（うち当期純利益）	(70,525)
	合計	212,494

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年一月二十二日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号

銀座大竹ビジデンス二Ｆ

（甲）株式会社Ｗｅａｌｔｈ Ｓｔｙｌｅ

代表取締役　努

東京都中央区日本橋室町一―一三―七

ＰＭＯ日本橋室町３Ｆ

（乙）リーファス株式会社

代表取締役　西﨑　努

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千二万八千八百三十四円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替え、減少後の資本金を一億円とすることに致しました。

ただし、令和七年六月三十日に二億五千二万八千八百三十四円増資しており、資本金の額は三億五千二万八千八百三十四円となっております。

効力発生日は令和八年二月二十八日であり株主総会の決議は令和八年一月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日

東京都千代田区大手町一―六―一

エルピクセル株式会社

代表取締役　鎌田　富久

第11期決算公告　令和８年１月22日

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,233,668
	固定資産	47,703
	合計	1,281,372
負純資産債及びの部	流動負債	302,519
	固定負債	774,148
	株主資本	204,704
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,474,846
	資本準備金	720,018
	その他資本剰余金	754,828
	利益剰余金	△1,370,142
	その他利益剰余金	△1,370,142
	（うち当期純損失）	(396,352)
	合計	1,281,372

合併公告

左記会社は合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
　　掲載の日付　令和七年十一月二十五日
　　掲載頁　三頁
　　左記のとおりです。
（乙）令和八年一月二十二日
　　東京都新宿区西早稲田三丁目一三番一号
　　代表取締役　瓜谷　綱延
　　東京都新宿区新宿一丁目一〇番二号
　　代表取締役　瓜谷　綱延

（甲）株式会社文芸社
（乙）平和産業株式会社

第71期決算公告

令和８年１月22日　　東京都新宿区新宿一丁目10番２号
平和産業株式会社
代表取締役　瓜谷　綱延

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	61,633,480	流動負債	291,503,261
固定資産	818,044,129	固定負債	52,620,363
繰延資産	1,872,585	株主資本	537,426,570
		資本金	35,000,000
		資本剰余金	25,000,000
		資本準備金	25,000,000
		利益剰余金	477,426,570
		利益準備金	2,000,000
		その他利益剰余金	475,426,570
		（うち当期純利益）	（248,804,955）
資産合計	881,550,194	負債・純資産合計	881,550,194

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の顧客情報の管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。また、甲には、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十二日
滋賀県野洲市三上一二四四一番地
（甲）株式会社ディーロジリンクス
　　代表取締役　森田　貴史
　　東京都渋谷区富ケ谷一丁目三五番二三号
（乙）株式会社Ｄｓｔｙｌｅホールディングス
　　代表取締役　徳田　充孝

決　算　公　告

令和８年１月22日
東京都渋谷区富ケ谷一丁目35番23号
株式会社Ｄｓｔｙｌｅホールディングス
代表取締役　徳田　充孝

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,826,322	流動負債	2,547,500
固定資産	2,555,098	固定負債	1,193,649
		株主資本	640,270
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,288,666
		資本準備金	1,554,200
		その他資本剰余金	734,466
		利益剰余金	720,701
		その他利益剰余金	720,701
		（うち当期純利益）	（93,409）
		自己株式	△2,469,097
資産合計	4,381,420	負債・純資産合計	4,381,420

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年二月二日を効力発生日とする左記甲、乙及び丙各社との間の各株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

（甲）愛知県豊橋市三ツ相町一六一番地
　　株式会社宮川丸嘉製作所
（乙）愛知県豊橋市三ツ相町二六八番地
　　丸宮鉄工株式会社
（丙）愛知県豊橋市三ツ相町一六八番地
　　株式会社エムジーエス

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日
愛知県豊橋市花田町字中ノ坪五三番地
宮川工機株式会社
代表取締役　宮川　嘉隆

第83期決算公告

令和８年１月22日
愛知県豊橋市花田町字中ノ坪53番地
宮川工機株式会社
代表取締役　宮川　嘉隆

貸借対照表の要旨
（令和７年９月20日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,300
	固定資産	8,947
	合計	19,247
負債及び純資産の部	流動負債	1,191
	固定負債	2,714
	株主資本	15,341
	資本金	88
	利益剰余金	15,253
	利益準備金	22
	その他利益剰余金	15,231
	（うち当期純利益）	（734）
	合計	19,247

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千五百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日
東京都品川区東五反田五丁目二二番三三号
株式会社ＧｅｏＤｒｅａｍｓ
代表取締役　中村　誠司

決　算　公　告

令和８年１月22日
東京都品川区東五反田五丁目22番33号
株式会社ＧｅｏＤｒｅａｍｓ
代表取締役　中村　誠司

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	196,369	流動負債	217,641
固定資産	269,557	固定負債	196,180
繰延資産	2,069	株主資本	54,164
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	△ 145,835
		その他利益剰余金	△ 145,835
		（うち当期純利益）	（40,007）
		新株予約権	9
資産合計	467,995	負債・純資産合計	467,995

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千六百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日

千葉県八千代市緑が丘二丁目二番地一〇

株式会社秋葉乳業

代表取締役　秋葉　秀威

第６期決算公告

令和８年１月22日

千葉県八千代市緑が丘二丁目２番地10

株式会社秋葉乳業

代表取締役　秋葉　秀威

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	105,178
	固定資産	769,422
	繰延資産	26,478
	合計	901,078
負純資産の債及び部	流動負債	190,828
	固定負債	1,176,129
	株主資本	△465,879
	資本金	75,000
	利益剰余金	△540,879
	その他利益剰余金	△540,879
	（うち当期純損失）	(99,483)
	合計	901,078

第11期決算公告

令和８年１月22日

岡山市南区西市433番地４

旭ソーラー総社新本発電株式会社

代表取締役　松岡　徹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,200
	固定資産	78,516
	合計	92,715
負純資産の債及び部	流動負債	68,439
	株主資本	24,277
	資本金	5,100
	利益剰余金	19,177
	利益準備金	656
	その他利益剰余金	18,521
	（うち当期純利益）	(5,669)
	合計	92,715

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年二月二十七日を効力発生日とする丸原水沢製茶株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日

三重県四日市市水沢町四三五一番地の二

株式会社丸原ティーフーズ

代表取締役　原　辰徳

第24期決算公告

令和８年１月22日

三重県四日市市水沢町4351番地の２

株式会社丸原ティーフーズ

代表取締役　原　辰徳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	250,351,138
	固定資産	371,270,774
	資産合計	621,621,912
負純資産の債及び部	流動負債	13,078,800
	負債合計	13,078,800
	株主資本	608,543,112
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	605,543,112
	その他利益剰余金	605,543,112
	（うち当期純利益）	(30,933,788)
	純資産合計	608,543,112
	負債・純資産合計	621,621,912

第４期決算公告

令和７年12月23日

山梨県中央市西花輪4629番地

公益財団法人はくばく奨学基金

代表理事　長澤　重俊

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	235
	固定資産	9,823
	合計	10,058
負味債財及産びの正部	流動負債	—
	固定負債	—
	負債合計	—
	基金	—
	指定正味財産	6,823
	一般正味財産	3,235
	正味財産合計	10,058
	合計	10,058

合併公告

左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日

福島県会津若松市栄町二番一四号

（甲）天鏡株式会社

代表取締役　小池　信介

福島県会津若松市栄町二番一四号

（乙）栄川酒造株式会社

代表取締役　小池　信介

第７期決算公告

令和８年１月22日

福島県会津若松市栄町２番14号

天鏡株式会社

代表取締役　小池　信介

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,914
	固定資産	1,902
	合計	3,816
負純資産の債及び部	流動負債	740
	固定負債	2,947
	株主資本	129
	資本金	10
	利益剰余金	119
	その他利益剰余金	119
	（うち当期純利益）	(9)
	合計	3,816

第72期決算公告

令和８年１月22日

福島県会津若松市栄町２番14号

栄川酒造株式会社

代表取締役　小池　信介

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	625
	固定資産	399
	合計	1,024
負純資産の債及び部	流動負債	870
	固定負債	43
	株主資本	111
	資本金	10
	資本剰余金	191
	資本準備金	191
	利益剰余金	△90
	利益準備金	149
	その他利益剰余金	△239
	（うち当期純損失）	(27)
	合計	1,024

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の鍋掛太陽光発電所に係る太陽光発電事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日

横浜市都筑区北山田二丁目三番三号

（甲）株式会社嶺匠

代表取締役　徳村　篤未

横浜市都筑区北山田二丁目三番三号

（乙）株式会社ＲＡＣＡ

代表取締役　徳村　千春

第６期決算公告

令和８年１月22日

横浜市都筑区北山田二丁目３番３号

株式会社嶺匠

代表取締役　徳村　篤未

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,115
	固定資産	194,263
	合計	213,378
負純資産の債及び部	流動負債	4,277
	固定負債	179,942
	社員資本	29,158
	資本金	1,000
	利益剰余金	28,158
	その他利益剰余金	28,158
	（うち当期純利益）	(8,210)
	合計	213,378

第12期決算公告

令和８年１月22日

横浜市都筑区北山田二丁目３番３号

株式会社ＲＡＣＡ

代表取締役　徳村　千春

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,624
	固定資産	176,827
	合計	184,451
負純資産の債及び部	流動負債	7,775
	固定負債	125,762
	株主資本	50,913
	資本金	6,000
	利益剰余金	44,913
	その他利益剰余金	44,913
	（うち当期純利益）	(9,506)
	合計	184,451

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月二十二日

京都市伏見区塩屋町二三八―二Ｆ

（甲）株式会社Ｆ－ｒｅｅ

代表取締役　小森　祐一

大阪府枚方市三矢町三番一二号

（乙）株式会社Ｓｔａｙ　Ｆｒｅｅ

代表取締役　小森　祐一

決　算　公　告

令和８年１月22日

京都市伏見区塩屋町238―２Ｆ

株式会社Ｆ－ｒｅｅ

代表取締役　小森　祐一

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,712
	固定資産	26,796
	合計	28,508
負純資産債及の部び	流動負債	1,652
	固定負債	15,541
	株主資本	11,314
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,314
	その他利益剰余金	1,314
	（うち当期純利益）	(627)
	合計	28,508

決　算　公　告

令和８年１月22日

大阪府枚方市三矢町３番12号

株式会社Ｓｔａｙ　Ｆｒｅｅ

代表取締役　小森　祐一

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	487
	固定資産	631
	合計	1,119
負純資産債及の部び	流動負債	108
	固定負債	511
	株主資本	499
	資本金	10
	利益剰余金	489
	その他利益剰余金	489
	（うち当期純利益）	(37)
	合計	1,119

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日

熊本市北区貢町七八〇番一二

（甲）株式会社マークス

代表取締役　田中　博

熊本市北区貢町七八〇番地一二

（乙）株式会社サブリット

代表取締役　田中　博

第45期決算公告

令和８年１月22日

熊本市北区貢町780番12

株式会社マークス

代表取締役　田中　博

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	464,885
	固定資産	676,044
	合計	1,140,929
負純資産債及の部び	流動負債	71,414
	固定負債	519,946
	株主資本	549,568
	資本金	10,000
	利益剰余金	539,568
	利益準備金	1,770
	その他利益剰余金	537,798
	（うち当期純利益）	(31,786)
	合計	1,140,929

第７期決算公告

令和８年１月22日

熊本市北区貢町780番地12

株式会社サブリット

代表取締役　田中　博

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,406
	固定資産	9,362
	繰延資産	308
	合計	22,077
負純資産債及の部び	流動負債	86,695
	株主資本	△64,618
	資本金	10,000
	利益剰余金	△74,618
	その他利益剰余金	△74,618
	（うち当期純損失）	(10,057)
	合計	22,077

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日

千葉県茂原市東郷六九五番地七

（甲）守田道路株式会社

代表取締役　守田　康平

千葉市若葉区桜木三丁目八番一六号

アージュドール桜木二〇四号室

（乙）株式会社守田

代表取締役　守田　康平

第17期決算公告

令和８年１月22日

千葉県茂原市東郷695番地７

守田道路株式会社

代表取締役　守田　康平

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	362
	固定資産	301
	繰延資産	3
	合計	667
負純資産債及の部び	流動負債	121
	固定負債	244
	株主資本	301
	資本金	3
	利益剰余金	298
	その他利益剰余金	298
	（うち当期純利益）	(37)
	合計	667

第３期決算公告

令和８年１月22日

千葉市若葉区桜木三丁目８番16号

アージュドール桜木204号室

株式会社守田

代表取締役　守田　康平

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	65
	固定資産	399
	合計	465
負純資産債及の部び	流動負債	49
	固定負債	428
	株主資本	△12
	資本金	3
	利益剰余金	△15
	その他利益剰余金	△15
	（うち当期純損失）	(5)
	合計	465

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を九億三千万円減少し三十六億七千万円とし、発行済優先出資総口数九万二千口のうち一万八千六百口を一口に対して金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を九億三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＩＳ鳥栖開発１号特定目的会社

取締役　鮎川　良子

第６期決算公告

令和８年１月22日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

ＩＳ鳥栖開発１号特定目的会社

取締役　鮎川　良子

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	8,770,561	流動負債	1,621
その他資産	1,436,904	固定負債	5,738,099
流動資産	1,423,218	負債合計	5,739,720
繰延資産	13,686	社員資本	4,467,745
		特定資本金	100
		優先資本金	4,600,000
		剰余金	△132,355
		当期未処理損失	132,355
		純資産合計	4,467,745
資産合計	10,207,465	負債・純資産合計	10,207,465

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	148,151
営業費用	196,399
営業損失	48,248
営業外収益	24
営業外費用	0
経常損失	48,224
税引前当期純損失	48,224
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	49,174
前期繰越損失	83,181
当期未処理損失	132,355

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日

大阪府東大阪市高井田中三丁目六番二一号
（甲）大阪バス株式会社
代表取締役　西村　信義

大阪府東大阪市稲田新町二丁目五番一号
（乙）大阪観光バス株式会社
代表取締役　西村　晴成

第60期決算公告

令和８年１月22日
大阪府東大阪市稲田新町二丁目５番１号
大阪観光バス株式会社
代表取締役　西村　晴成

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	274,036
	固定資産	656,712
	合計	930,748
負債及び純資産の部	流動負債	92,763
	固定負債	441,087
	株主資本	396,897
	資本金	90,000
	利益剰余金	306,897
	利益準備金	2,100
	その他利益剰余金	304,797
	（うち当期純損失）	(75,780)
	合計	930,748

第24期決算公告

令和８年１月22日
大阪府東大阪市高井田中三丁目６番21号
大阪バス株式会社
代表取締役　西村　信義

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,403,007
	固定資産	2,518,943
	合計	4,921,951
負債及び純資産の部	流動負債	568,731
	固定負債	4,754,850
	株主資本	△401,630
	資本金	20,000
	利益剰余金	△421,630
	その他利益剰余金	△421,630
	（うち当期純利益）	(89,875)
	合計	4,921,951

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日

長崎県諫早市若葉町三五〇番地一
（甲）株式会社西部川崎
代表取締役　榎田東洋國

長崎県諫早市若葉町三五〇番地一
（乙）株式会社西南レンタル
代表取締役　榎田東洋國

第32期決算公告

令和８年１月22日
長崎県諫早市若葉町350番地１
株式会社西南レンタル
代表取締役　榎田東洋國

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	602,109
	固定資産	473,591
	合計	1,075,701
負債及び純資産の部	流動負債	383,415
	固定負債	634,650
	株主資本	57,635
	資本金	70,000
	利益剰余金	△12,364
	利益準備金	9,000
	別途積立金	3,000
	繰越利益剰余金	△24,364
	（うち当期純利益）	(17,922)
	合計	1,075,701

第52期決算公告

令和８年１月22日
長崎県諫早市若葉町350番地１
株式会社西部川崎
代表取締役　榎田東洋國

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,431,346
	固定資産	1,021,119
	合計	2,452,465
負債及び純資産の部	流動負債	1,068,421
	固定負債	722,406
	株主資本	661,637
	資本金	50,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	596,637
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	584,137
	（うち当期純利益）	(71,607)
	合計	2,452,465

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日

茨城県水戸市笠原町一五一七番地二
（甲）株式会社アテム
代表取締役　加藤　敏彦

群馬県太田市別所町五二八番地
（乙）ハンユウオート株式会社
代表取締役　加藤　敏彦

第65期決算公告

令和８年１月22日
群馬県太田市別所町528番地
ハンユウオート株式会社
代表取締役　加藤　敏彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	948,373
	固定資産	731,539
	合計	1,679,912
負債及び純資産の部	流動負債	897,296
	賞与引当金	14,646
	固定負債	92,404
	退職給与引当金	10,654
	株主資本	690,212
	資本金	10,000
	利益剰余金	680,212
	利益準備金	4,300
	その他利益剰余金	675,912
	（うち当期純利益）	(100,251)
	合計	1,679,912

第２期決算公告

令和８年１月22日
茨城県水戸市笠原町1517番地２
株式会社アテム
代表取締役　加藤　敏彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	886,002
	固定資産	617,134
	合計	1,503,137
負債及び純資産の部	流動負債	1,245,131
	固定負債	242,920
	株主資本	15,086
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,086
	その他利益剰余金	5,086
	（うち当期純損失）	(195,748)
	合計	1,503,137

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日

大阪府大東市新田中町三番一号
（甲）さくらトラック株式会社
代表取締役　塩見　晋作

大阪府大東市新田中町三番四三号
（乙）株式会社桜コーポレーション
代表取締役　塩見　晋作

第11期決算公告

令和８年１月22日
大阪府大東市新田中町３番43号
株式会社桜コーポレーション
代表取締役　塩見　晋作

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	56,823
	固定資産	7,901
	合計	64,725
負債及び純資産の部	流動負債	55,778
	固定負債	2,500
	株主資本	6,446
	資本金	3,000
	利益剰余金	3,446
	その他利益剰余金	3,446
	（うち当期純利益）	(8,785)
	合計	64,725

第14期決算公告

令和８年１月22日
大阪府大東市新田中町３番１号
さくらトラック株式会社
代表取締役　塩見　晋作

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	77,164
	固定資産	83,799
	合計	160,964
負債及び純資産の部	流動負債	78,112
	固定負債	15,053
	株主資本	67,798
	資本金	3,000
	利益剰余金	64,798
	その他利益剰余金	64,798
	（うち当期純利益）	(9,756)
	合計	160,964

第20期決算公告

令和８年１月22日
香川県三豊市詫間町詫間1338番地128
株式会社吉田ホールディングス
（旧商号　有限会社吉田ホールディングス）
代表取締役　吉田美和子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	142
	固定資産	3,431
	合計	3,573
負債及び純資産の部	流動負債	474
	固定負債	1,205
	株主資本	1,893
	資本金	3
	利益剰余金	1,890
	その他利益剰余金	1,890
	（うち当期純利益）	(135)
	合計	3,573

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年一月二十七日を効力発生日として、当社の株式会社吉田石油店との株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額の増加額につき、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

令和七年十二月十八日に、有限会社吉田ホールディングスの商号を変更して株式会社吉田ホールディングスに移行しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日
香川県三豊市詫間町詫間一三三八番地一
株式会社吉田ホールディングス
代表取締役　吉田美和子

第47期決算公告

令和８年１月22日
北海道河西郡芽室町東芽室基線７番地23
タナ鐵工株式会社
代表取締役社長　棚　　正義

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	1,322,755,816
	固定資産	79,419,000
	合計	1,402,174,816
負債及び純資産の部	流動負債	69,269,188
	固定負債	—
	株主資本	1,332,905,628
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	1,307,905,628
	その他利益剰余金	1,307,905,628
	（うち当期純利益）	(57,465,167)
	合計	1,402,174,816

第39期決算公告

令和８年１月22日
埼玉県川口市東領家二丁目９番１号
株式会社五和
代表取締役　吉原　光雄

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	241,684
	固定資産	90,130
	合計	331,814
負債及び純資産の部	流動負債	171,721
	固定負債	90,823
	株主資本	69,270
	資本金	30,000
	利益剰余金	40,570
	利益準備金	2,225
	その他利益剰余金	38,345
	（うち当期純利益）	(7,817)
	自己株式	△1,300
	合計	331,814

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十二日
埼玉県川口市東領家二丁目九番一号
株式会社五和
代表取締役　吉原　光雄

決算公告

令和８年１月22日
埼玉県川越市大字古谷上4274番地
ヤマト・テクノセンター株式会社
代表取締役　重岡　幹生

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	80,960
	固定資産	10,168
	合計	91,129
負債及び純資産の部	流動負債	40,468
	賞与引当金	3,395
	固定負債	101,033
	退職給与引当金	2,698
	株主資本	△50,373
	資本金	70,000
	利益剰余金	△120,373
	利益準備金	3,900
	その他利益剰余金	△124,273
	（うち当期純損失）	(62,357)
	合計	91,129

第22期決算公告

令和８年１月22日
大阪市平野区喜連西４丁目７番16―201号
株式会社日本ビジネスサポート
代表取締役　平松　正孝

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,694
	固定資産	7,000
	合計	9,694
負債及び純資産の部	流動負債	205
	株主資本	9,489
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 510
	その他利益剰余金	△ 510
	（うち当期純利益）	(1,418)
	合計	9,694

合併公告

当社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月二十二日
大阪市平野区喜連西四丁目七番一六―二一号
（甲）株式会社日本ビジネスサポート
代表取締役　平松　正孝
京都府木津川市兜台六丁目八番地七
（乙）株式会社ぷらす
代表取締役　平松　和子
大阪市平野区喜連西四丁目七番一六―二一号
（丙）堅牢地神株式会社
代表取締役　平松　正孝

第27期決算公告

令和７年７月７日
東京都渋谷区初台１丁目51―１
初台センタービル909
マップマーケティング株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	110,392,938
	固定資産	117,105,728
	繰延資産	649,808
	資産合計	228,148,474
負債純資産の部	流動負債	66,457,840
	固定負債	78,614,000
	株主資本	83,076,634
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	38,076,634
	利益準備金	5,000,000
	その他利益剰余金	33,076,634
	（うち当期純利益）	(1,362,703)
	自己株式	△5,000,000
	負債・純資産合計	228,148,474

第16期決算公告

令和８年１月22日
大阪市平野区喜連西４丁目７番16―201号
堅牢地神株式会社
代表取締役　平松　正孝

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,377
	固定資産	14,714
	合計	16,091
負債純資産の部	流動負債	137
	固定負債	5,200
	株主資本	10,754
	資本金	10,000
	利益剰余金	754
	その他利益剰余金	754
	（うち当期純利益）	(172)
	合計	16,091

第26期決算公告

令和８年１月22日
京都府木津川市兜台６丁目８番地７
株式会社ぷらす
代表取締役　平松　和子

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,049
	固定資産	2,434
	合計	4,483
負債純資産の部	流動負債	181
	株主資本	4,301
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,301
	その他利益剰余金	1,301
	（うち当期純損失）	(185)
	合計	4,483

第８期決算公告

令和８年１月22日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Forward 3 D Japan株式会社
代表取締役　リチャード・ジェームス・マイケル・プロスギル

貸借対照表の要旨
（令和５年12月31日現在）（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,049,014,284
	固定資産	3,541,966
	資産合計	1,052,556,250
負債純資産の部	流動負債	1,126,652,661
	株主資本	△74,096,411
	資本金	1
	利益剰余金	△74,096,412
	その他利益剰余金	△74,096,412
	（うち当期純損失）	(10,466,479)
	負債・純資産合計	1,052,556,250

第９期決算公告

令和８年１月22日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Forward３D Japan株式会社
代表取締役　リチャード・ジェームス・マイケル・プロスギル

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,590,296,319
	固定資産	4,352,266
	資産合計	2,594,648,585
負純資産及び部	流動負債	2,594,966,523
	株主資本	△317,938
	資本金	1
	利益剰余金	△317,939
	その他利益剰余金	△317,939
	（うち当期純利益）	(73,778,473)
	負債・純資産合計	2,594,648,585

第３期決算公告

2025年12月26日
東京都港区南青山３―15―９
ＭＩＮＯＷＡ表参道３Ｆ
株式会社ＴＹＣｏｎｎｅｃｔ
代表取締役　村越　由美

貸借対照表の要旨（2025年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	10,171,119
	固定資産	64,513
	繰延資産	333,927
	資産合計	10,569,559
負純資産及び部	流動負債	5,277,294
	負債合計	5,277,294
	株主資本	5,292,265
	資本金	2,000,000
	利益剰余金	3,292,265
	その他利益剰余金	3,292,265
	（うち当期純利益）	(446,549)
	純資産合計	5,292,265
	負債・純資産合計	10,569,559

第14期決算公告

令和８年１月22日
浜松市浜名区新原3511番地
株式会社グランパ大久保
代表取締役　戸田俊太郎

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	184,440
	固定資産	2,081,065
	合計	2,265,505
負純資産及び部	流動負債	1,197,675
	固定負債	515,343
	株主資本	552,486
	資本金	1,000
	利益剰余金	552,005
	利益準備金	70
	その他利益剰余金	551,935
	（うち当期純利益）	(4,270)
	自己株式	△519
	合計	2,265,505

第19期決算公告

令和８年１月22日
愛知県名古屋市中区錦一丁目５番11号
セレンディップ・テクノロジーズ株式会社
代表取締役　森　博和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	368,000
	固定資産	28,461
	合計	396,462
負純資産及び部	流動負債	135,489
	固定負債	0
	株主資本	260,972
	資本金	37,500
	資本剰余金	27,500
	利益剰余金	195,972
	利益準備金	1,514
	その他利益剰余金	194,458
	（うち当期純利益）	(24,650)
	合計	396,462

第４期決算公告

令和８年１月22日
愛知県豊田市本地町四丁目22番地１
株式会社マンダイディライト
代表取締役　清水　幸造

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,470
	固定資産	28,851
	合計	57,321
負純資産及び部	流動負債	7,605
	固定負債	46,292
	株主資本	3,424
	資本金	20,000
	利益剰余金	△16,575
	その他利益剰余金	△16,575
	（うち当期純利益）	(875)
	合計	57,321

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月二十二日
愛知県豊田市本地町四丁目二二番地一
（甲）株式会社マンダイディライト
代表取締役　清水　幸造
愛知県豊田市本地町四丁目二二番地一
（乙）株式会社マンダイディライト東日本
代表取締役　清水　尚美
愛知県豊田市本地町四丁目二二番地一
（丙）株式会社マンダイディライト西日本
代表取締役　清水　幸造

第２期決算公告

令和８年１月22日
愛知県豊田市本地町四丁目22番地１
株式会社マンダイディライト西日本
代表取締役　清水　幸造

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	37,139
	固定資産	4,166
	合計	41,306
負純資産及び部	流動負債	16,147
	固定負債	4,958
	株主資本	20,200
	資本金	20,000
	利益剰余金	200
	その他利益剰余金	200
	（うち当期純利益）	(3,526)
	合計	41,306

第２期決算公告

令和８年１月22日
愛知県豊田市本地町四丁目22番地１
株式会社マンダイディライト東日本
代表取締役　清水　尚美

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,335
	固定資産	22,918
	合計	50,253
負純資産及び部	流動負債	5,100
	固定負債	25,149
	株主資本	20,003
	資本金	20,000
	利益剰余金	3
	その他利益剰余金	3
	（うち当期純利益）	(21)
	合計	50,253

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

2026年１月22日21時をもってサービスを終了します「PikoShow」にて発行している前払式支払手段「コイン」について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

【払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号】
Bytedance株式会社
【払戻しの対象となる前払式支払手段の種類】
コイン（PikoShow）
※払戻し対象となる未使用の「コイン」の個数は、2026年１月22日21:00時点で「PikoShow」のお客様のアカウントに記録されている有償の「コイン」の個数となります。
【払戻しの申出期間】
2026年１月22日（木）21:00～2026年４月22日（水）21:00を払戻しの申出期間としております。
※この期間内に払戻しの申出をいただけない場合、払戻しの手続から除斥されますので、ご注意ください。
※未使用の「コイン」払戻し申請の際、①ユーザーID　②払戻し対象の「コイン」の個数の記入が必要になります。
※サービス終了後は、ゲームにログインして確認することができなくなる可能性がございますので、2026年１月22日（木）21時までに「PikoShow」にログインした上で、上記情報の記載されたアプリ内の画面をスクリーンショット等で保存するよう、お願いいたします。
【申出の方法】
アプリ内のお知らせ欄に掲載される「払戻し申出フォーム」より以下の必要事項を入力し、送信してください。詳細は、「PikoShow」アプリ内のお知らせよりご確認ください。
【必要事項】
未使用の「コイン」の個数
19桁のユーザーID
連絡用メールアドレス
金融機関名、金融機関コード、SWIFTコード（海外送金を行うに当たって必要な銀行の支店を表す８～11桁の英数字）、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義
【払戻しの方法】
金融機関への振込
※手数料は当社が負担します
【払戻しに関する問い合わせ先】
〒150-8510 東京都渋谷区渋谷２―21―１　渋谷ヒカリエ
Bytedance株式会社
問い合わせメールアドレス：feedback@PikoShowvideo.com
2026年１月22日
Bytedance株式会社

第 61 期 決 算 公 告

2026年１月22日

東京都千代田区神田須田町二丁目９番地の３

東京キデン株式会社

代表取締役　中川　雅彦

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2025年９月30日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,399,613	流動負債	173,238
固定資産	545,857	（賞与引当金）	(24,799)
		固定負債	44,543
		（退職給与引当金）	(44,543)
		株主資本	1,727,689
		資本金	88,000
		利益剰余金	1,781,185
		利益準備金	22,000
		その他利益剰余金	1,759,185
		（うち当期純利益）	(91,056)
		自己株式	△141,496
資産合計	1,945,471	負債・純資産合計	1,945,471

第 19 期 決 算 公 告

令和８年１月22日

東京都千代田区大手町二丁目２番１号新大手町ビル７階

アキュレイ株式会社

代表取締役　泊　　千晴

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年６月30日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,842,619	流動負債	3,593,992
固定資産	4,201	（賞与引当金）	(86,290)
投資その他の資産	329,836	（有給休暇引当金）	(38,065)
		固定負債	135,967
		株主資本	1,446,697
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,436,697
		その他利益剰余金	1,436,697
		（うち当期純利益）	(99,009)
資産合計	5,176,657	負債・純資産合計	5,176,657

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年一月二十二日

埼玉県さいたま市西区大字中釘六五二番地

（甲）株式会社三幸製作所

代表取締役　金坂　良一

埼玉県上尾市大字平方一〇〇〇番地一

（乙）株式会社興伸工業

代表取締役　金坂　良一

第 64 期 決 算 公 告

令和８年１月22日

埼玉県さいたま市西区大字中釘652番地

株式会社三幸製作所

代表取締役　金坂　良一

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年７月31日現在）　　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,295,194,244	流動負債	135,770,973
固定資産	958,510,237	（うち賞与引当金）	(15,000,000)
繰延資産	5,896,941	固定負債	169,195,000
		（うち旅行引当金）	(27,540,000)
		株主資本	2,954,635,449
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	2,947,760,449
		利益準備金	2,500,000
		その他利益剰余金	2,945,260,449
		（うち当期純利益）	(83,254,448)
		自己株式	△3,125,000
資産合計	3,259,601,422	負債・純資産合計	3,259,601,422

第 46 期 決 算 公 告

令和８年１月22日

埼玉県上尾市大字平方1000番地１

株式会社興伸工業

代表取締役　金坂　良一

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年８月31日現在）　　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	540,920,344	流動負債	26,434,816
固定資産	309,448,724	（うち賞与引当金）	(1,950,000)
繰延資産	2,589,168	固定負債	8,100,000
		（うち旅行引当金）	(8,100,000)
		株主資本	818,423,420
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	812,423,420
		利益準備金	3,500,000
		その他利益剰余金	808,923,420
		（うち当期純利益）	(10,180,060)
		自己株式	△4,000,000
資産合計	852,958,236	負債・純資産合計	852,958,236

第 6 期 決 算 公 告

令和８年１月22日　　東京都墨田区横網一丁目10番５号

KOKUGIKANFRONTBUILDING２階

ＲＨ株式会社

代表取締役　周　泰　鳳

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年９月30日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,394,247	流動負債	4,704,354
固定資産	6,345,240	固定負債	2,537,286
		株主資本	1,497,846
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,869,419
		資本準備金	1,502,439
		その他資本剰余金	1,366,980
		利益剰余金	△1,471,573
		その他利益剰余金	△1,471,573
		（うち当期純損失）	(213,315)
資産合計	8,739,487	負債・純資産合計	8,739,487

第 42 期 決 算 公 告

令和８年１月22日　　東京都渋谷区神宮前三丁目17番20号

株式会社クリスタルジェミー

代表取締役　中島　英人

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,096,995	流動負債	1,145,157
固定資産	1,715,312	固定負債	250,000
繰延資産	150	株主資本	1,417,300
		資本金	30,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	1,360,300
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	1,345,300
		（うち当期純利益）	(190,684)
		自己株式	△3,000
資産合計	2,812,458	負債・純資産合計	2,812,458

第 9 期 決 算 公 告

2026年１月22日

東京都千代田区神田神保町三丁目27番地７

株式会社Ａｚｏｏｐ

代表取締役　朴　　貴頌

貸借対照表の要旨　（2025年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	447,080	流動負債	306,174
固定資産	48,851	賞与引当金	2,043
		製品保証引当金	206
		固定負債	412,000
		株主資本	△222,301
		資本金	100,000
		資本剰余金	196,634
		資本準備金	196,634
		利益剰余金	△518,936
		その他利益剰余金	△518,936
		（うち当期純損失）	(518,936)
		新株予約権	59
資産合計	495,932	負債・純資産合計	495,932